厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

PG02 障害福祉施策等の最近の動向

障害者福祉施策の最新の動向（サービス管理責任者）
児童福祉施策の最新の動向（児童発達支援管理責任者）

【令和６年度】実践研修・更新研修

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部 障害福祉課
地域生活・発達障害者支援室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

本科目の獲得目標・概要

内容・目的（標準カリキュラム）

- 障害者福祉施策の最新の動向について理解することで 、利用者の置かれている制度的環境の変化を認識する。（サービス管理責任者）
- 児童福祉施策の最新の動向について理解することで 、利用者の置かれている制度的環境の変化を認識する。（児童発達支援管理責任者）

獲得目標

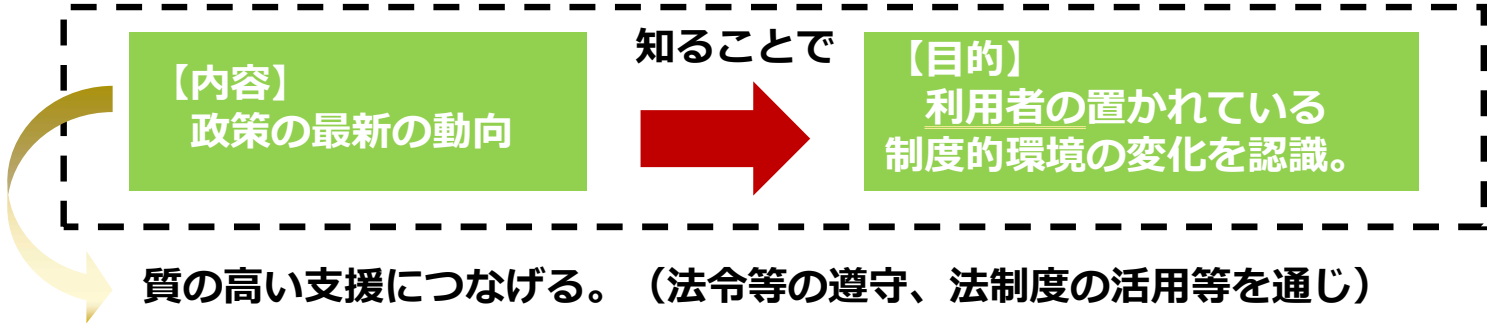
１）政策の最新の動向についての知識の獲得（更新）

・基礎的な知識は既習であることが前提

・知識は膨大であり、 ６０分という所要時間からみても、網羅的・体系的に取り扱うことは不可能。

２）自らの有する知識や理解の振り返り、再構築

⇒ 本科目（研修）以外でも　・継続的な学び　・常に知識（情報）を更新する姿勢　が必要



本科目の内容

講義の流れ（60分）

【総論】

1　障害福祉・児童福祉施策の概要

【各論】（例）

2　障害福祉サービス等の現状

3　相談支援

4　地域の体制整備や地域づくり

5　障害の重度化、高齢化への対応

6　虐待防止・権利擁護と意思決定支援 ★

7　令和６年度報酬改定の概要

8　障害児支援 ★

9　医療的ケア児への支援 ★

１０　就労支援 ★

補　障害者総合支援法の改正

★ は専門コース別研修部分の研修資料を参照のこと。

国立障害者リハビリテーションセンター学院のwebに掲載

基本的には資料ひとつひとつの説明は行いません。
各論部分は資料集と認識してください。

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1

障害福祉・児童福祉施策の概要

ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

障害福祉施策・児童福祉施策等の動向（１）

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として抑えておくべき法令等について改めておさえなおすとともに、最近の政策動向についてを知り、知識のアップデートと再構築を図る。

障害福祉・児童福祉施策等の動向

●障害者雇用・福祉施策の連携強化

●精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム等

●障害者総合支援法改正法の施行後３年を目途とした見直し

・社会保障審議会障害者部会における議論（終了）

●障害福祉サービス等

・Ｒ６障害福祉サービス等報酬改定

●障害福祉計画・障害児福祉計画

・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

●法整備

・障害者総合支援法等
・読書バリアフリー法
・医療的ケア児支援法
・障害者差別解消法
・児童福祉法・子ども大綱

前提としておさえておくべき法令等（例）

●福祉サービス等

・障害者総合支援法
・児童福祉法
・身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法

●理念その他

・日本国憲法
・障害者権利条約、子どもの権利条約
・障害者基本法
・障害者虐待防止法、児童虐待防止法
・障害者差別解消法

【参考（行政サービスや施策のポータルサイト）】
e-gov: https://www.e-gov.go.jp/

障害福祉施策・児童福祉施策等の動向（２）

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として抑えておくべき法令等について改めておさえなおすとともに、最近の政策動向についてを知り、知識のアップデートと再構築を図る。

障害福祉・児童福祉施策等の動向（続き）

●虐待防止、権利擁護の推進

- 基準省令改正（虐待防止の取組義務化等、身体拘束等の適正化推進）
- 成年後見制度
- 意思決定支援

●ICT、AI、ロボット等のテクノロジー活用推進

●福祉人材の確保

●サービスの質の確保、向上

関連分野を含めた施策等の動向

●感染症対策・自然災害対策

- 基準省令改正（業務継続計画策定、訓練等の義務化）
- 災害対策基本法改正、指針・ガイドライン等の改正
- 水防法、都市再生法、都市計画法等改正

●社会福祉法改正

- 重層的支援体制整備事業ほか

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

2

障害福祉サービス等の現状

ひと、くらし、みらいのために

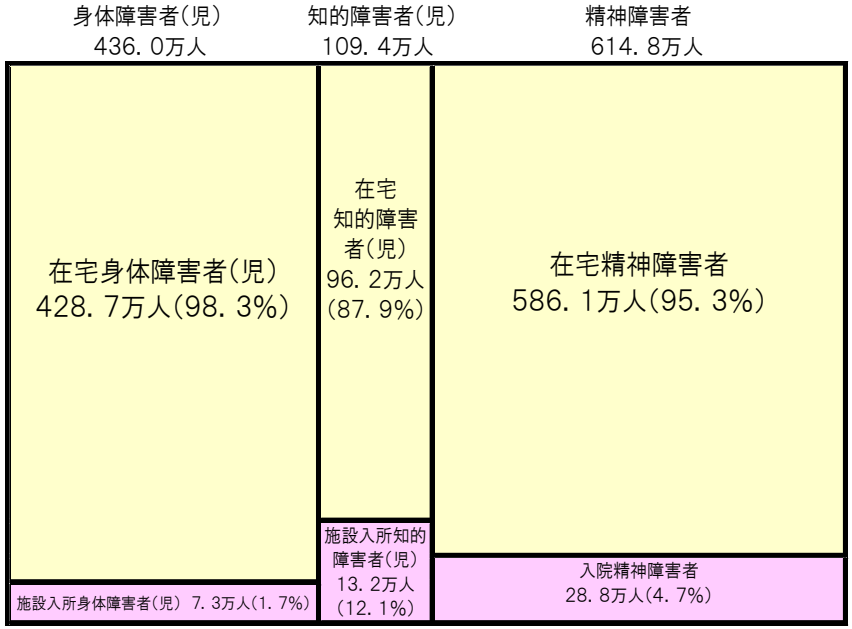
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

障害者の数

○ 障害者の総数は1160．2万人であり、人口の約9．2%に相当。
○ そのうち身体障害者は436．0万人、知的障害者は109．4万人、精神障害者は614．8万人。
○ 障害者数全体は増加傾向にあり、また、在宅・通所の障害者は増加傾向となっている。

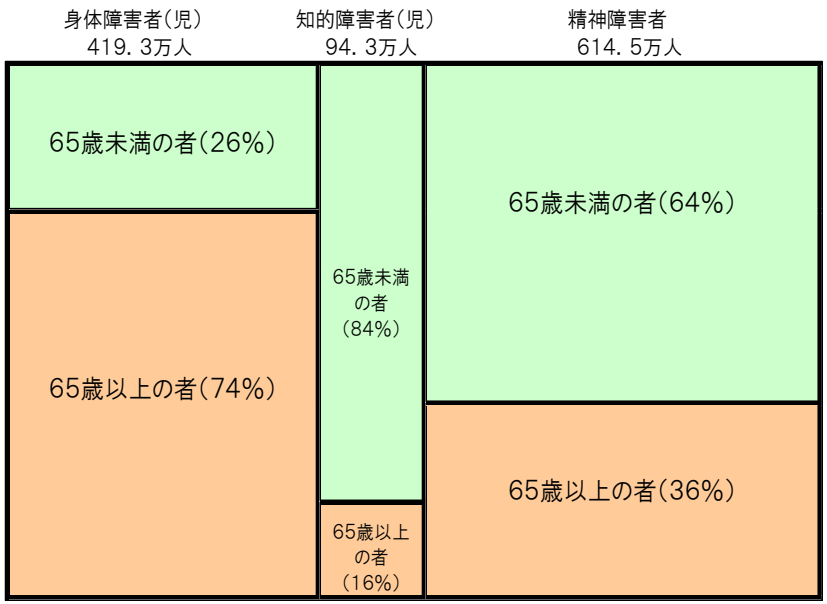
（在宅・施設別）

障害者総数　1160．2万人（人口の約9．2%）
うち在宅　1111．0万人（95．8%）
うち施設入所　49．3万人（　4．2%）



（年齢別）

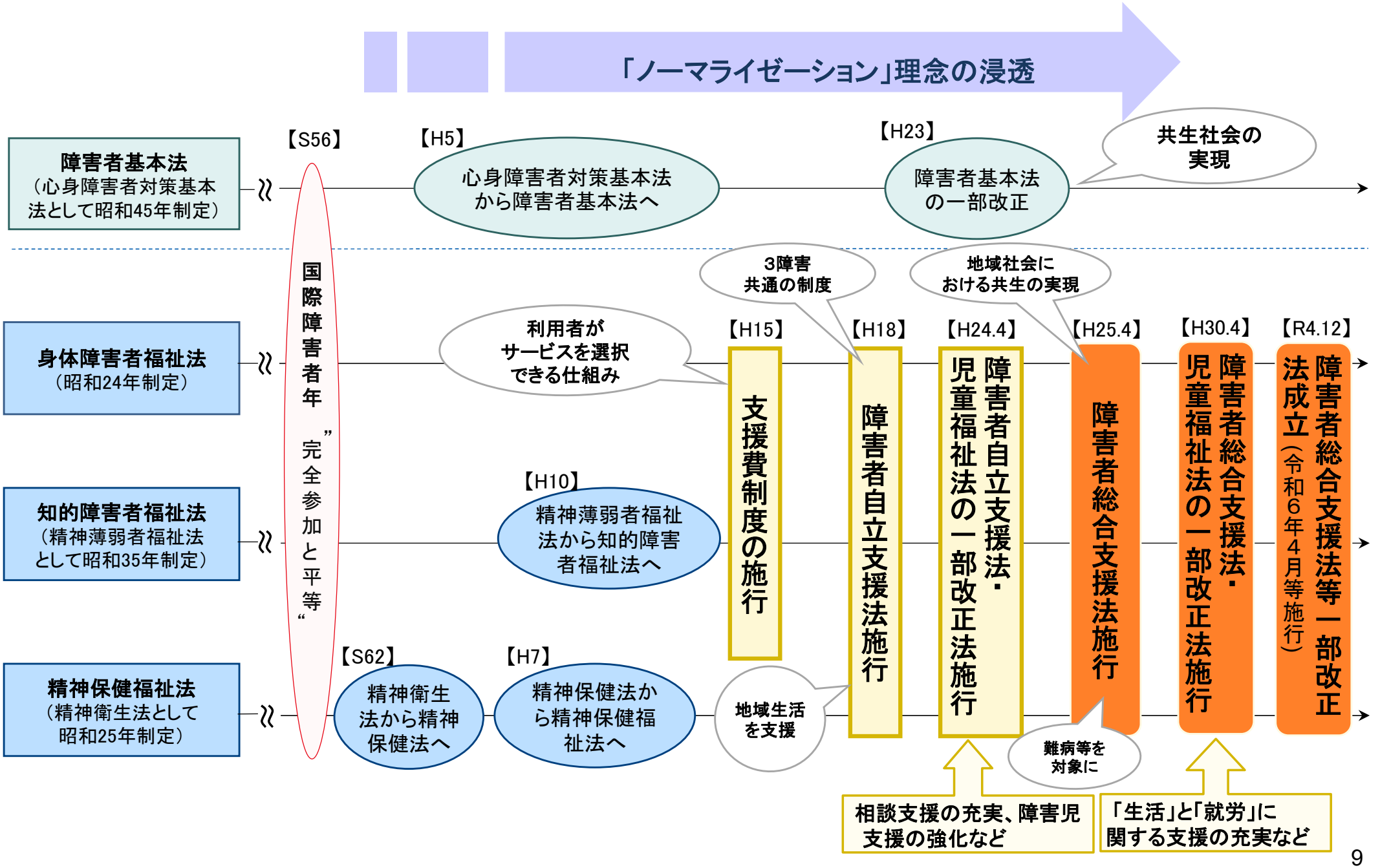
65歳未満　51%
65歳以上　49%



出典　在宅身体障害者（児）及び在宅知的障害者（児）：厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」（平成28年）、施設入所身体障害者（児）及び施設入所知的障害者（児）：厚生労働省「社会福祉施設等調査」（平成30年）等、
在宅精神障害者及び入院精神障害者：厚生労働省「患者調査」（令和2年）より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成

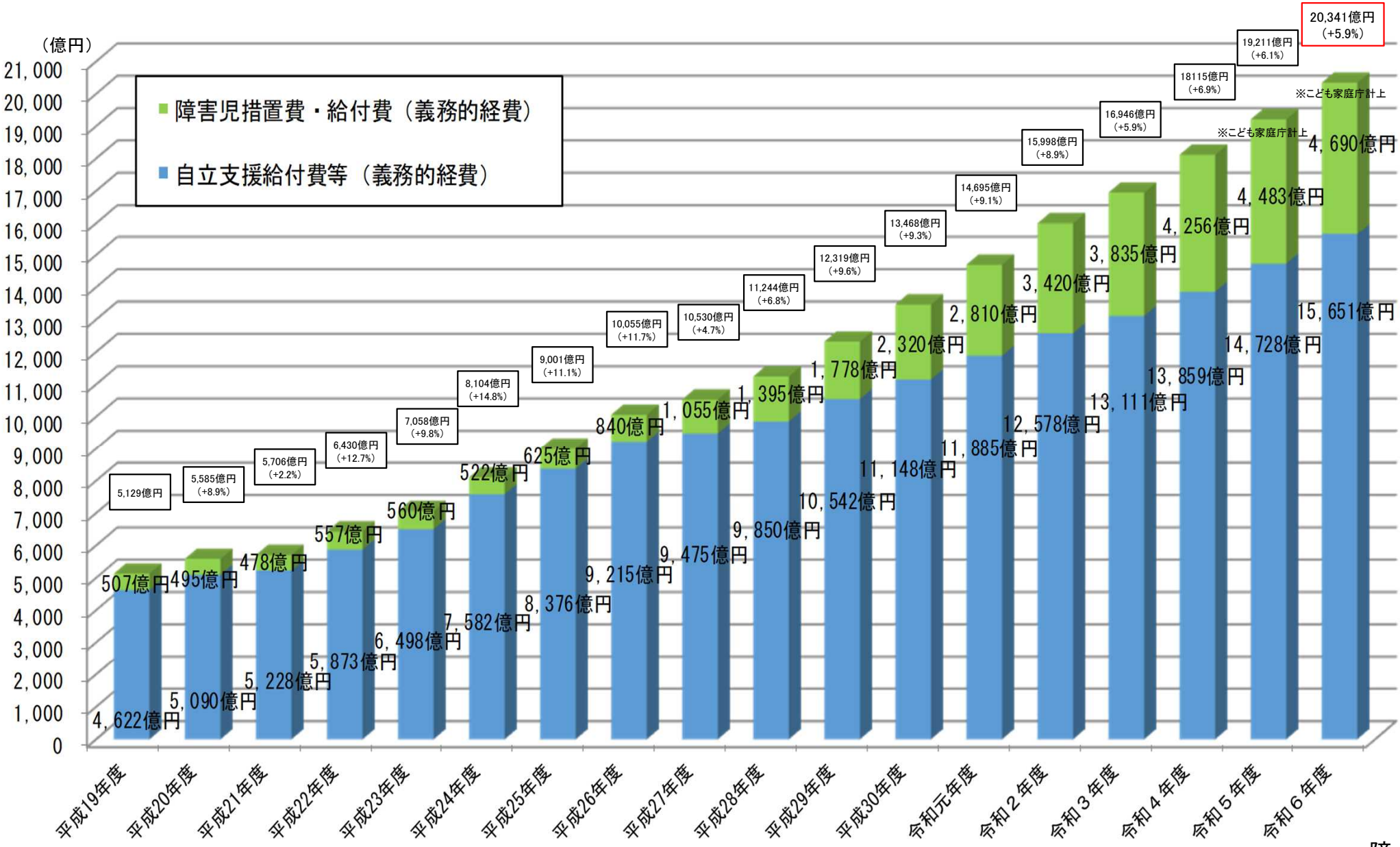
※在宅身体障害者（児）及び在宅知的障害者（児）は、障害者手帳所持者数の推計。障害者手帳非所持で、自立支援給付等（精神通院医療を除く。）を受けている者は19.4万人と推計されるが、障害種別が不明のため、上記には含まれていない。
※在宅身体障害者（児）及び在宅知的障害者（児）は鳥取県倉吉市を除いた数値である。
※施設入所身体障害者（児）及び施設入所知的障害者（児）には高齢者施設に入所している者は含まれていない。
※年齢別の身体障害者（児）及び知的障害者（児）数は在宅者数（年齢不詳を除く）での算出し、精神障害者数は在宅及び施設入所者数（いずれも年齢不詳を除く）で算出。
※複数の障害種別に該当する者の重複があることから、障害者の総数は粗い推計である。
※令和2年から患者調査の総患者数の推計方法を変更している。具体的には、再来外来患者数の推計に用いる平均診療間隔の算出において、前回診療日から調査日までの算定対象の上限を変更している（平成29年までは31日以上を除外していたが、令和2年からは99日以上を除外して算出）。

障害保健福祉施策の歴史



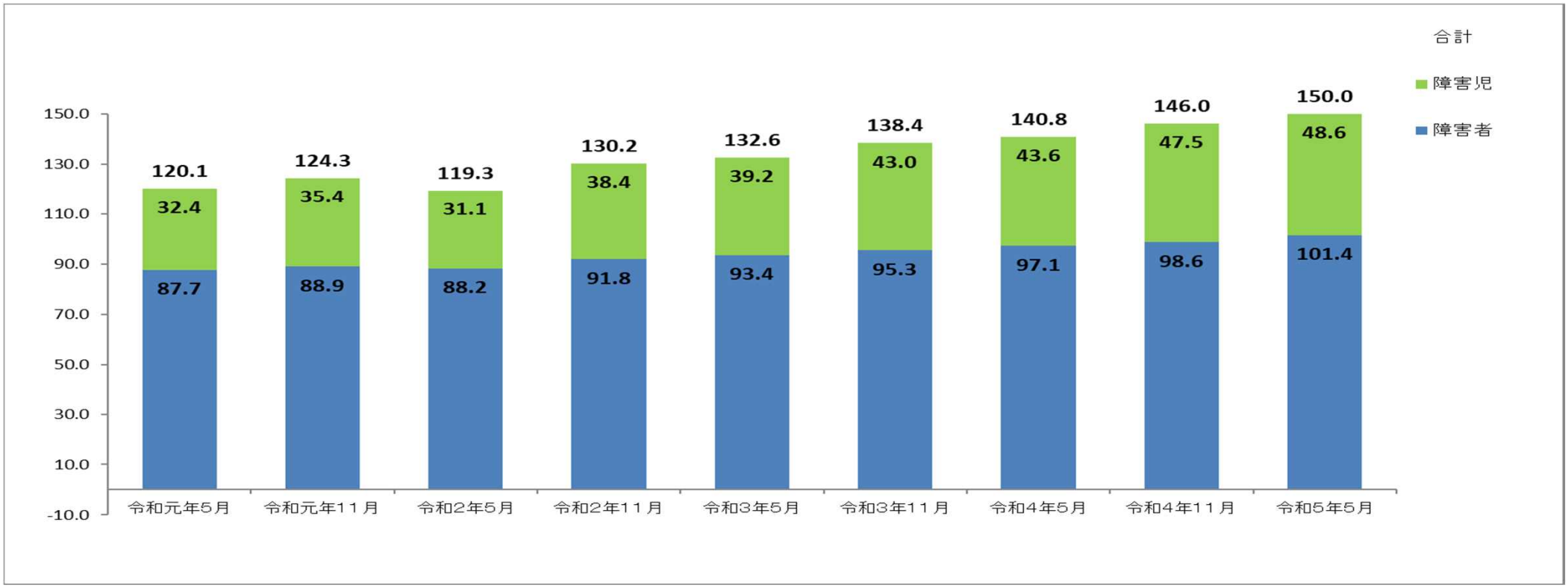
障害福祉サービス等予算の推移

障害福祉サービス関係予算額は１７年間で約４倍に増加している。



利用者数の推移（6ヶ月毎の利用者数推移）（障害福祉サービスと障害児サービス）

（単位：万人）



○令和4年5月→令和5年5月の伸び率（年率）・・・・・ 6．6%

このうち　身体障害者の伸び率……　１．７％
知的障害者の伸び率……　２．７％
精神障害者の伸び率……　８．７％
障害児の伸び率　……　１１．４％

（令和５年５月の利用者数）

身体障害者……　２３．０万人
知的障害者……　４５．１万人
精神障害者……　３１．３万人
難病等対象者…　０．５万人（4,513人）
障害児　……　５０．２万人（※）
（※障害福祉サービスを利用する障害児を含む）

障害者総合支援法及び児童福祉法の給付・事業

市　町　村

介護給付
・居宅介護　・重度訪問介護
・同行援護　・行動援護
・療養介護　・生活介護
・短期入所
・重度障害者等包括支援
・施設入所支援
第28条第1項

訓練等給付
・自立訓練（機能訓練・生活訓練）
・就労移行支援
・就労継続支援（A型・B型）
・就労定着支援
・自立生活援助
・共同生活援助
第28条第2項

自立支援給付
国が1／2負担　第6条

障害者・児

相談支援
・基本相談支援
・地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）
・計画相談支援
第5条第18項

自立支援医療
・更生医療　・育成医療
第5条第24項

補装具
第5条第25項

障害児通所支援
・児童発達支援　・医療型児童発達支援
・居宅訪問型児童発達支援
・放課後等デイサービス
・保育所等訪問支援
児福法第6条の二の二
国が1／2負担

地域生活支援事業（国が1／2以内で補助）
・相談支援　・意思疎通支援　・日常生活用具
・移動支援　・地域活動支援センター
・福祉ホーム
第77条第1項
等

赤い枠囲みが障害福祉サービス等

支援

地域生活支援事業（国が1／2以内で補助）
・広域支援　・人材育成　等
第78条

都道府県

自立支援医療
精神通院医療
第5条第24項

障害児入所支援
児福法第7条
国が1／2負担

障害福祉サービス等の体系（介護給付・訓練等給付）

		サービス内容		利用者数	施設・事業所数
訪問系	介護給付	居宅介護 者 児	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	207,088	22,337
		重度訪問介護 者	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う	13,125	7,631
		同行援護 者 児	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う	26,898	5,737
		行動援護 者 児	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う	15,342	2,222
		重度障害者等包括支援 者 児	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う	44	11
日中活動系		短期入所 者 児	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	59,522	6,199
		療養介護 者	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う	21,072	260
		生活介護 者	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する	303,058	12,804
施設系		施設入所支援 者	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	123,245	2,546
居住支援系	訓練等給付	自立生活援助 者	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う	1,198	279
		共同生活援助 者	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う 居宅における自立した日常生活への移行後の定着に関する相談等の援助を行う	187,497	13,577
訓練系・就労系		自立訓練（機能訓練） 者	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う	2,212	188
		自立訓練（生活訓練） 者	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う	14,818	1,347
		就労移行支援 者	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う	36,275	2,899
		就労継続支援（A型） 者	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う	90,106	4,634
		就労継続支援（B型） 者	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う	352,862	17,295
		就労定着支援 者	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う	17,364	1,640

（注）１.表中の「 者 」は「障害者」、「 児 」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。 ２.利用者数及び施設・事業所数は、令和 6 年 3月サービス提供分（国保連データ）

障害福祉サービス等の体系（障害児支援、相談支援に係る給付）

		サービス内容		利用者数	施設・事業所数	
障害児通所系	障害児支援に係る給付	児童発達支援	センター 児	地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障害児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行う	195,814	12,785
			センター以外 児	日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援、その他必要な支援を行う		
		放課後等デイサービス 児		授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う	345,741	21,411
障害児訪問系		居宅訪問型児童発達支援 児		重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う	385	138
		保育所等訪問支援 児		保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う	20,700	1,886
障害児入所系		福祉型障害児入所施設 児		施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う	1,299	184
		医療型障害児入所施設 児		施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う	1,762	197
相談支援系	相談支援に係る給付	計画相談支援 者 児		【サービス利用支援】 ・ サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成 ・ 支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成 【継続利用支援】 ・ サービス等の利用状況等の検証（モニタリング） ・ 事業所等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨	262,298	10,325
		障害児相談支援 児		【障害児利用援助】 ・ 障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成 ・ 給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成 【継続障害児支援利用援助】	108,123	6,780
		地域移行支援 者		住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行う	670	358
		地域定着支援 者		常時、連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉サービス事業所等と連絡調整など、緊急時の各種支援を行う	4,415	550

※ 障害児支援は、個別に利用の要否を判断（支援区分を認定する仕組みとなっていない） ※ 相談支援は、支援区分によらず利用の要否を判断（支援区分を利用要件としていない）

（注） 1.表中の「 者 」は「障害者」、「 児 」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。 2.利用者数及び施設・事業所数は、令和 6年 3月サービス提供分（国保連データ）

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

3

相談支援

ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

現行の相談支援体制の概略

相談支援事業名等	配置される人員	業務内容	実施状況等 （相談支援事業実態調査）
基幹相談支援センター	定めなし 《地活要綱例示》 主任相談支援専門員 相談支援専門員 社会福祉士 精神保健福祉士 保健師　　等	● 総合的・専門的な相談の実施 （基幹相談支援センター機能強化事業） ● 地域の相談支援体制強化の取組 ・地域の相談事業者への専門的な助言等 ・人材育成 ・地域の相談機関との連携強化 ・事例の検証 ● 地域移行・地域定着の促進の取組 ※権利擁護・虐待防止（虐待防止センターの受託）	■1,741市町村中 778市町村（R2.4）45% 873市町村（R3.4）50% 928市町村（R4.4）53% 973市町村（R5.4）56% ※箇所数は1,215ヶ所（R5.4）
障害者相談支援事業 実施主体：市町村 →指定特定相談支援事業者、指定一般相談支援事業者への委託可	定めなし	● 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等） ● 社会資源を活用するための支援 （各種支援施策に関する助言・指導） ● 社会生活力を高めるための支援 ● ピアカウンセリング ● 権利擁護のために必要な援助 ● 専門機関の紹介　　等	■全部又は一部を委託 1,564市町村（90%） ■単独市町村で実施 1,052市町村（60%） ※R5.4時点 ※全市町村が実施 （地域生活支援事業必須事業）
指定特定相談支援事業所 **指定障害児相談支援事業所**	専従の相談支援専門員（業務に支障なければ兼務可）、管理者	● 基本相談支援 ● 計画相談支援等 ・サービス利用支援、 ・継続サービス利用支援 ※機能強化型報酬を算定する場合は24時間対応及び困難事例への対応等を行う場合あり	■ 10,563ヶ所（R2.4）23,729人 11,050ヶ所（R3.4）25,067人 11,472ヶ所（R4.4）26,028人 11,846ヵ所（R5.4）27,028人 ※障害者相談支援事業受託事業所数 2,134ヶ所（18%）
指定一般相談支援事業所	専従の指定地域移行支援従事者（兼務可）、うち１以上は相談支援専門員、管理者	● 基本相談支援 ● 地域相談支援等 ・地域移行支援 ・地域定着支援	■ 3,551ヶ所（R2.4） 3,543ヶ所（R3.4） 3,671ヶ所（R4.4） 3,861ヵ所（R5.4）

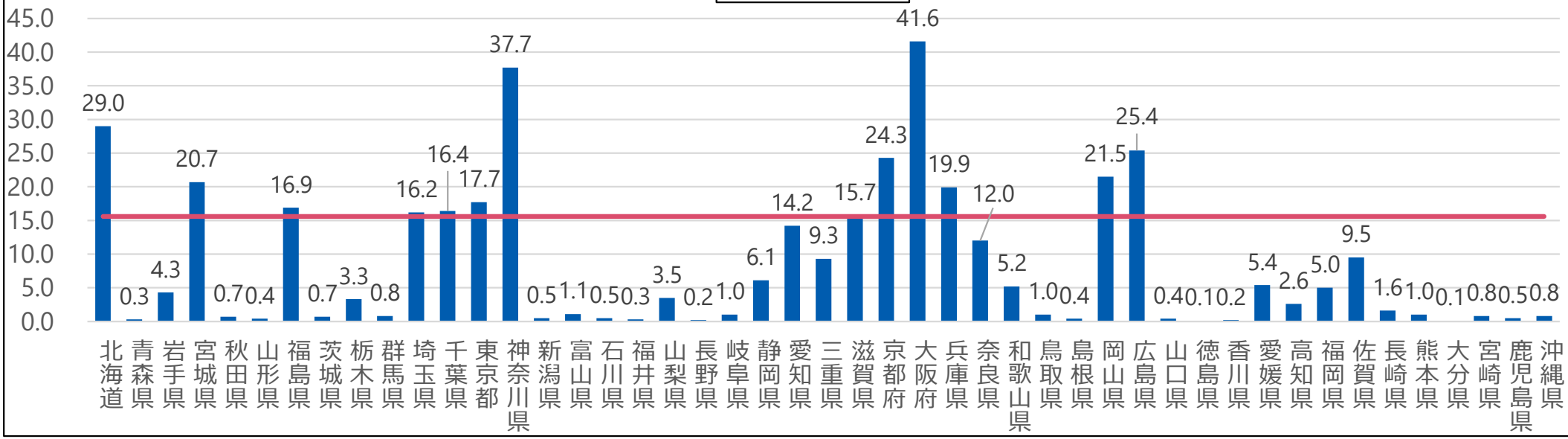
セルフプラン率について（令和５年３月末時点）

出典：令和５年度障害者相談支援事業の実施状況等について

計画相談支援

単位：%

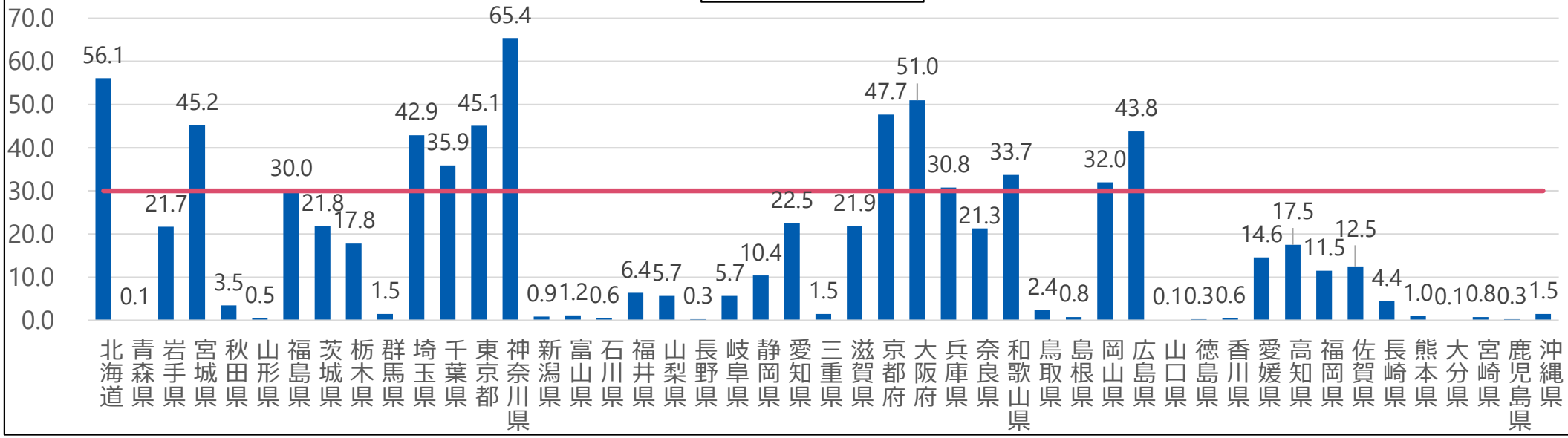
【セルフプラン率の全国平均15.6%】



障害児相談支援

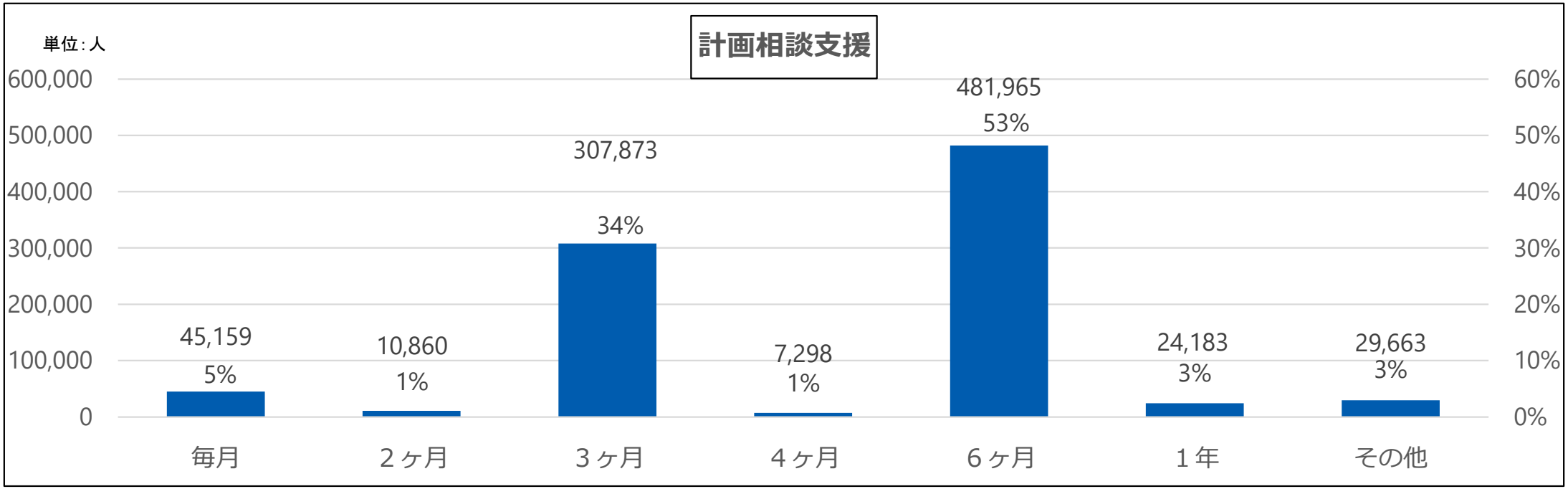
単位：%

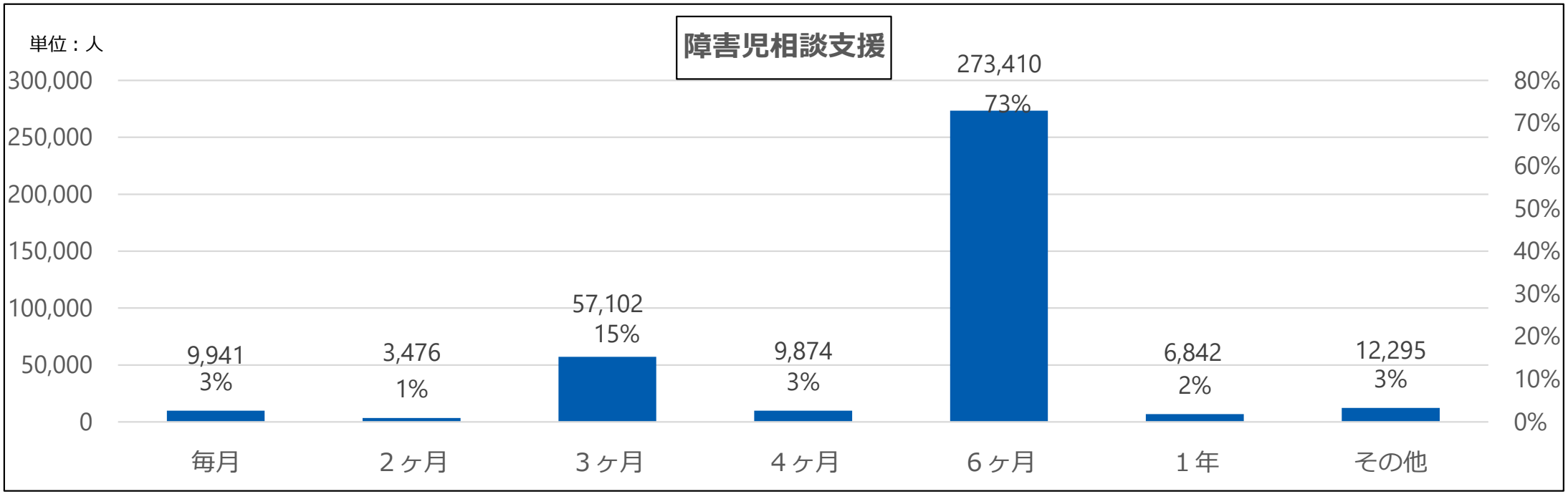
【セルフプラン率の全国平均30.0%】



モニタリングについて（令和５年３月末時点）

出典：令和５年度障害者相談支援事業の実施状況等について





モニタリング実施標準期間の適用時期

○　平成30年度報酬改定において新たに示したモニタリング実施標準期間の適用時期については、以下のとおり。

対象者		旧モニタリング実施標準期間	新モニタリング実施標準期間及び適用時期	
			３０年度～	３１年度～
新規サービス利用者		１月間 ※利用開始から３月のみ	１月間 ※利用開始から３月のみ	
在宅の障害福祉サービス　障害児通所支援　等	集中的支援が必要な者	１月間	１月間	
	【新サービス】 就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助	－	**３月間**	
	居宅介護、行動援護、同行援護、 重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、自立訓練	６月間	６月間	**３月間**
	生活介護、就労継続支援、共同生活援助（日中支援型を除く）、地域移行支援、地域定着支援、障害児通所支援	６月間	６月間	**６月間** **※65歳以上で介護保険のケアマネジメントを受けていない者は３月間**
【施設入所等】障害者支援施設、のぞみの園、療養介護入所者、重度障害者等包括支援		１年間	**６月間**	

※　現に計画作成済みの対象者については、各見直し時期以降に計画再作成（又は変更）を行うまでは、なお従前の例による。

適切なモニタリング実施期間の設定

- 施行規則で示すモニタリング実施標準期間は、市町村が決定する際の勘案事項のひとつであり、**モニタリング（継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助）の実施期間は利用者の状況等に応じ、個別に適切に設定する必要がある**。
- しかし、モニタリング実施標準期間により一律にモニタリング頻度を決定している例がある等の指摘があることから、標準よりも短い期間で設定することが望ましい例を明示。
 ⇒ 令和３年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するＱ＆Ａ VOL.２（令和３年４月８日） 問38
 介護介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）
 } に記載

例えば、本人の特性、生活環境、家庭環境等などにより、以下のような利用者の場合、頻回なモニタリングを行うことで、より効果的に支援の質を高めることにつながると考えられるため、標準よりも短い期間で設定することが望ましい。

（具体例）
・心身の状況や生活習慣等を改善するための集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要である者
・利用する指定障害福祉サービス事業者の頻繁な変更やそのおそれのある者
・その他障害福祉サービス等を安定的に利用することに課題のある者
・障害福祉サービス等と医療機関等との連携が必要な者
・複数の障害福祉サービス等を利用している者
・家族や地域住民等との関係が不安定な者
・学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化するおそれのある者
・就学前の児童の状態や支援方法に関して、不安の軽減・解消を図る必要のある保護者
・進学や就労をはじめとしたライフステージの移行期にある障害児や、複数の事業所を利用する等により発達支援や家族支援に係る連絡調整等が頻回に必要な障害児
・重度の障害を有する等により、意思決定支援のために頻回な関わりが必要となる者
・障害者支援施設又はグループホームを利用している者で、地域移行や一人暮らし等に係る意思が明確化する前の段階にあって、居住の場の選択について丁寧な意思決定支援を行う必要がある者

この内容に更に追記

また、下記に掲げる者は、上記の状況に該当する場合が多いと考えられるため、モニタリング期間の設定に当たっては、特に留意して検討すること。
・単身者（単身生活を開始した者、開始しようとする者）
・複合的な課題を抱えた世帯に属する者
・医療観察法対象者
・犯罪をした者等（矯正施設退所者、起訴猶予又は執行猶予となった者等）
・医療的ケア児
・強度行動障害児者
・被虐待者又は、そのおそれのある者（養護者の障害理解の不足、介護疲れが見られる、養護者自身が支援を要する者、キーパーソンの不在や体調不良、死亡等の変化等）

相談支援専門員制度について（令和２年４月１日～）

○　意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、**カリキュラムの内容を充実させる改定を実施した。**

○　実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるよう、現任研修の受講にあたり、相談支援に関する**一定の実務経験の要件(※１)**を追加。（※経過措置：旧カリキュラム修了者の初回の受講時は従前の例による。）

○　さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため、**主任相談支援専門員研修を創設**。

専門コース別研修（任意研修）
※今後カリキュラム改定や一部必須化及び主任研修受講の要件化について検討

実務経験

障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験
（３～１０年）

＋

研修修了

初任者研修
【42.5h】

講義・演習
・実習

相談支援専門員としての配置要件

●指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（令和元・九・一〇厚労告一一三）
●指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二四・三・三〇厚労告二二七）
●指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二四・三・三〇厚労告二二五）

告示

相談支援専門員として配置可

●指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二四・三・一三厚労令二七）
●指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二四・三・一三厚労令二八）
●指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二四・三・一三厚労令二九）

（従業者）
一般（特定・障害児）相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する相談支援専門員を置かなければならない。

基準省令

**相談支援専門員
配置要件の更新**

５年毎に現任研修を修了
【現任研修受講に係る実務経験要件※１】

相談支援従事者現任研修
【24h】 講義・演習

＋ ３年以上の実務経験

主任相談支援専門員研修
【 30h 】 講義・演習

※主任研修を修了した場合、
現任研修を修了したものとみなす。

引き続き相談支援専門員として配置可

主任相談支援専門員として配置可

※１ 現任研修受講に係る実務経験要件

① 過去５年間に２年以上の相談支援の実務経験がある。
② 現に相談支援業務に従事している。

ただし、初任者研修修了後、初回の現任研修の受講にあたっては、必ず①の要件を満たす必要がある。

令和４年障害者総合支援法改正を踏まえた今後の基幹相談支援センターの全体像

基幹相談支援センターの事業・業務等 （障害者総合支援法第77条の2）

※令和6年4月1日施行

○ 市町村は、基幹相談支援センターを**設置するよう努める**ものとする。（法第77条の２第２項） 新
（一般相談支援事業、特定相談支援事業を行うものに対し、業務の実施を委託することができる（同条第３項））

○ **地域における相談支援の中核的な役割を担う機関**として、次に掲げる事業及び業務を**総合的に行うこと**を目的とする施設。（法第77条の２第１項）※施設は必ずしも建造物を意味するものではなく、業務を行うための場所のこと。

① 障害者相談支援事業(77条1項3号)・成年後見制度利用支援事業(77条1項4号)
② 他法において市町村が行うとされる障害者等への相談支援の業務
（身体障害者福祉法9条5項2号及び3号、知的障害者福祉法9条5項2号及び3号、精神保健福祉法49条1項に規定する業務）

（個別支援（特にその対応に豊富な経験や高度な技術・知識を要するもの））

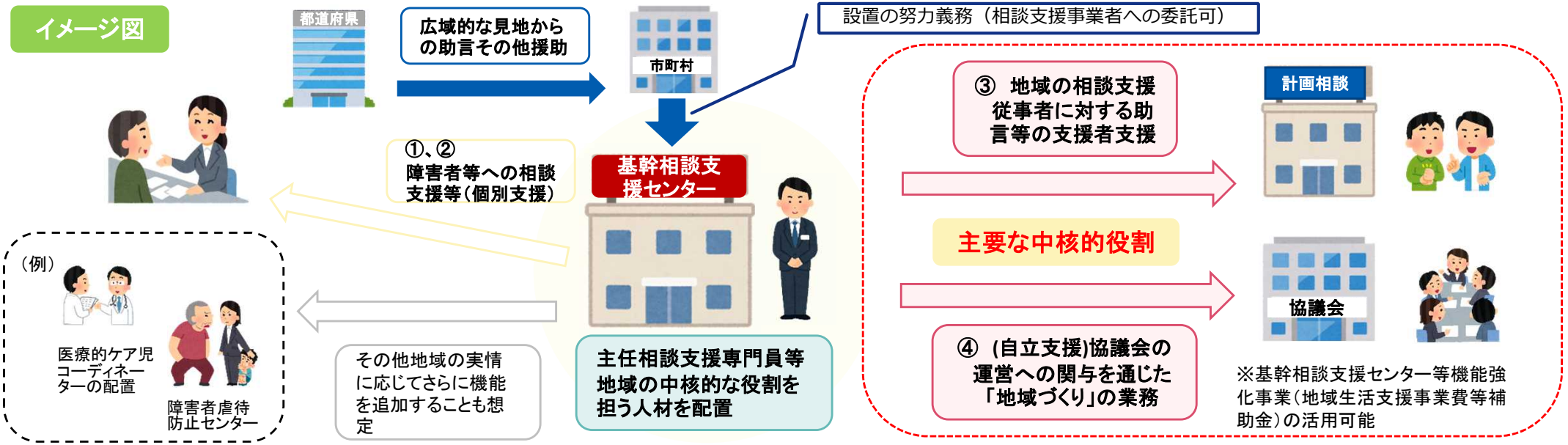
新 **③ 地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援**
（地域における相談支援・障害児相談支援に従事する者に対し、一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務）

新 **④ (自立支援)協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」の業務**
（法第89条の3第1項に規定する関係機関等の連携の緊密化を促進する業務）

③④が主要な「中核的な役割」

※ 都道府県は、市町村に対し、基幹相談支援センターの設置の促進及び適切な運営の確保のため、広域的な見地からの助言その他援助を行うよう努めるものとされている。（法第77条の２第７項） 新

イメージ図



Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

4

地域の体制整備や地域づくり

ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

障害福祉計画・障害児福祉計画（基本指針）

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後　概要（案）

第135回社会保障審議会
令和5年2月27日
資料1

1. 基本指針について

○　「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
○　都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則３か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
○　第７期障害福祉計画及び第３期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和５年４月末～５月半ば頃に告示予定。
　　計画期間は令和６年４月～令和９年３月。

2. 本指針の構成

第一　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

一　基本的理念
二　障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
三　相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
四　障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

第二　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

一　福祉施設の入所者の地域生活への移行
二　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
三　地域生活支援の充実
四　福祉施設から一般就労への移行等
五　障害児支援の提供体制の整備等
六　相談支援体制の充実・強化等
七　障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第三　計画の作成に関する事項

一　計画の作成に関する基本的事項
二　市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
三　都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
四　その他

第四　その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

一　障害者等に対する虐待の防止
二　意思決定支援の促進
三　障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
四　障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
五　障害を理由とする差別の解消の推進
六　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

3. 基本指針見直しの主な事項

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- 重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- 障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- 医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

③福祉施設から一般就労への移行等
- 一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

④障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- 児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- 障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- 医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- 聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

⑤発達障害者等支援の一層の充実
- ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- 発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

⑥地域における相談支援体制の充実強化
- 基幹相談支援センターの設置等の推進
- 協議会の活性化に向けた成果目標の新設

⑦障害者等に対する虐待の防止
- 自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- 精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組
- 社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

⑨障害福祉サービスの質の確保
- 都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

⑩障害福祉人材の確保・定着
- ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- 相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
- 障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
- 市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑬その他：地方分権提案に対する対応
- 計画期間の柔軟化
- サービスの見込み量以外の活動指標の策定を任意化

4. 成果目標（計画期間が終了する令和8年度末の目標）

①施設入所者の地域生活への移行
- 地域移行者数：令和４年度末施設入所者数の６％以上
- 施設入所者数：令和４年度末の５％以上削減

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 精神障害者の精神病床から退院後１年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
- 精神病床における１年以上入院患者数
- 精神病床における早期退院率：３か月後68.9%以上、６か月後84.5%以上、１年後91.0%以上

③地域生活支援の充実
- 各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年１回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- 強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】

④福祉施設から一般就労への移行等
- 一般就労への移行者数：令和３年度実績の1.28倍以上
- 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所：就労移行支援事業所の５割以上【新規】
- 各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【新規】

④福祉施設から一般就労への移行等（続き）
- 就労定着支援事業の利用者数：令和３年度末実績の1.41倍以上
- 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が７割以上となる就労定着支援事業所の割合：２割５分以上

⑤障害児支援の提供体制の整備等
- 児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に１か所以上
- 全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制の構築
- 各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築
- 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に１か所以上
- 各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】
- 各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新規】

⑥相談支援体制の充実・強化等
- 各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】

⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
- 各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

5. 活動指標

①施設入所者の地域生活への移行等

（都道府県・市町村）

○ 居宅介護の利用者数、利用時間数 ※　○ 重度訪問介護の利用者数、利用時間数 ※
○ 同行援護の利用者数、利用時間数 ※　○ 行動援護の利用者数、利用時間数 ※
○ 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数 ※　※個々のサービスとしての指標は初めて
○ 生活介護の利用者数、利用日数　○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数
○ 就労選択支援の利用者数、利用日数【新設】　○ 就労移行支援の利用者数、利用日数
○ 就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）の利用者数、利用日数　○ 就労定着支援の利用者数
○ 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
○ 自立生活援助の利用者数　○共同生活援助の利用者数　※重度障害者の利用者数を追加
○ 計画相談支援の利用者数　○ 地域移行支援の利用者数　○ 地域定着支援の利用者数
○ 施設入所支援の利用者数　※新たな入所希望者のニーズ・環境の確認

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

（都道府県・市町村）

○ 保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数
○ 保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数
○ 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数
○ 精神障害者の地域移行支援の利用者数　○ 精神障害者の地域定着支援の利用者数
○ 精神障害者の共同生活援助の利用者数　○ 精神障害者の自立生活援助の利用者数
○ 精神障害者の自立訓練（生活訓練）【新設】

（都道府県）

○ 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

③地域生活支援の充実

（都道府県・市町村）

○ 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

④福祉施設から一般就労への移行等

（都道府県）

○ 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
○ 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
○ 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数
○ 障害者に対する職業訓練の受講者数

⑤発達障害者等に対する支援

（都道府県・市町村）

○ 発達障害者地域支援協議会の開催回数　○発達障害者支援センターによる相談支援の件数
○ 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
○ 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
○ ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
○ ペアレントメンターの人数　○ピアサポートの活動への参加人数

⑥障害児支援の提供体制の整備等

（都道府県・市町村）

○ 児童発達支援の利用児童数、利用日数　○ 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
○ 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数　○ 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
○ 障害児相談支援の利用児童数
○ 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

（都道府県）

○ 福祉型障害児入所施設の利用児童数　○ 医療型障害児入所施設の利用児童数
○ 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数【新設】

⑦相談支援体制の充実・強化等

（市町村）

○ 基幹相談支援センターの設置【新設】
○ 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
○ 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
○ 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数
○ 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善【新設】

⑧障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

（市町村）

○ 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
○ 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数

（都道府県・市町村）

○ 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数

（都道府県）

○ 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数の見込み【新設】
○ 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数の見込み【新設】

（自立支援）協議会

（自立支援）協議会の概要

経緯

- 自立支援協議会は、**地域の関係者が集まり、地域における課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備**を進めていくこと及び**関係機関等の連携の緊密化**を図る役割を担うべく整備がすすめられてきた。
- その役割が重要であるにも関わらず法律上の位置付けが不明確であったため、障害者自立支援法等の一部改正により、平成２４年４月から、自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化を図るため、法定化された。
- 平成25年4月の障害者総合支援法の施行により、自立支援協議会の名称について地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者及びその家族の参画が明確化された。

概要

- （自立支援）協議会の設置は、地方公共団体（共同設置可）の努力義務規定。（法８９条の３第１項）
- **都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更**しようとする場合、あらかじめ、（自立支援）協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされている。（法８８条第９項、８９条第７項）
- 設置状況（R5.4月時点）　市町村: 1,698自治体(設置率約98%)　※協議会数: 1,201箇所

 都道府県: 47自治体(設置率100.0%)

※構成メンバーについては、設置地方公共団体の**地域の実情に応じて選定**されるべきものである。

（想定される例）　※都道府県協議会については市町村も参画

相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健所、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、不動産関係事業者、障害者関係団体、障害者等及びその家族、学識経験者、民生委員、地域住民 等

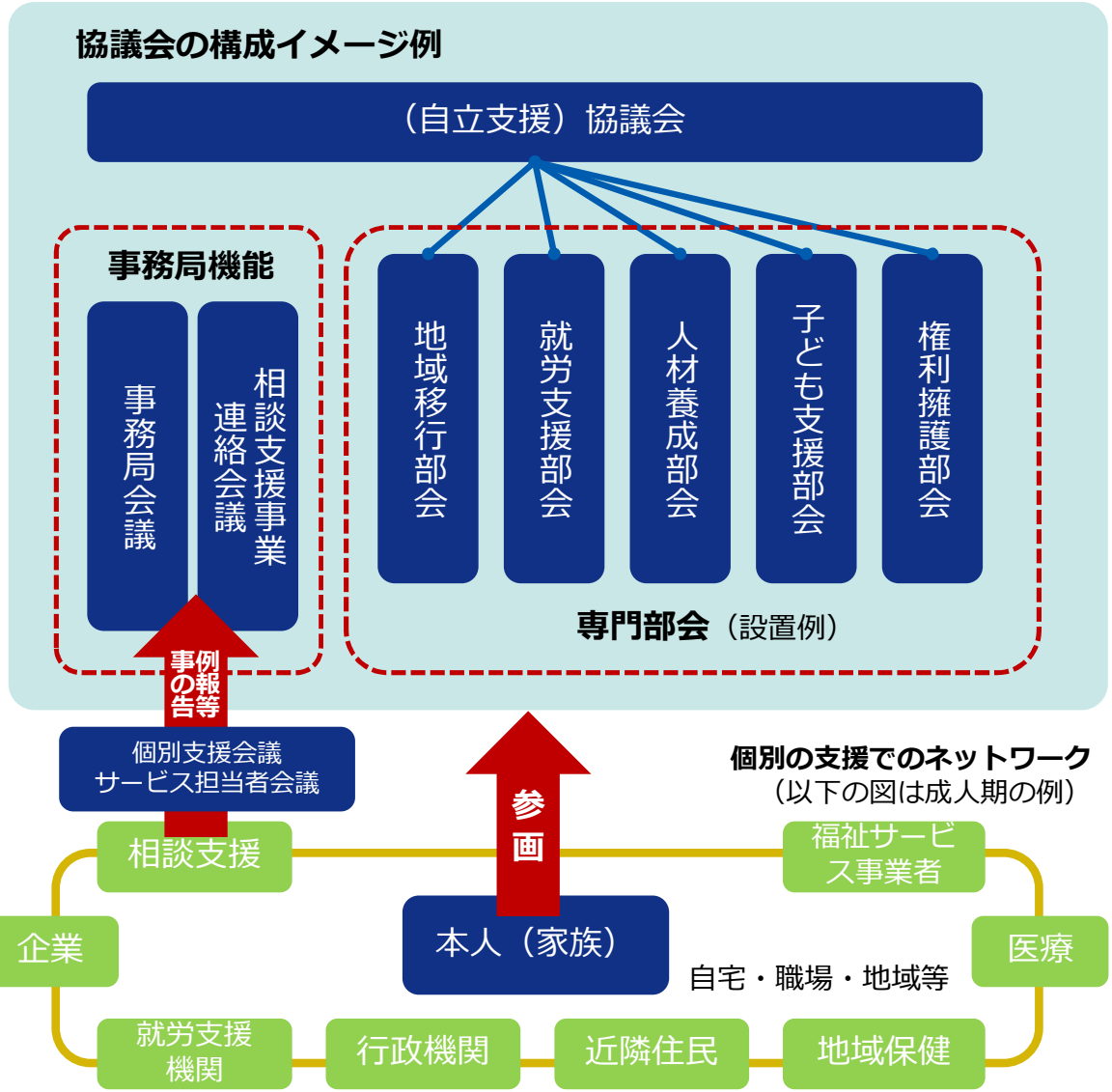
市町村協議会の主な機能

（自立支援）協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の**事例を通じて明らかになった本人・家族・地域の課題**を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。

市町村協議会の主な機能

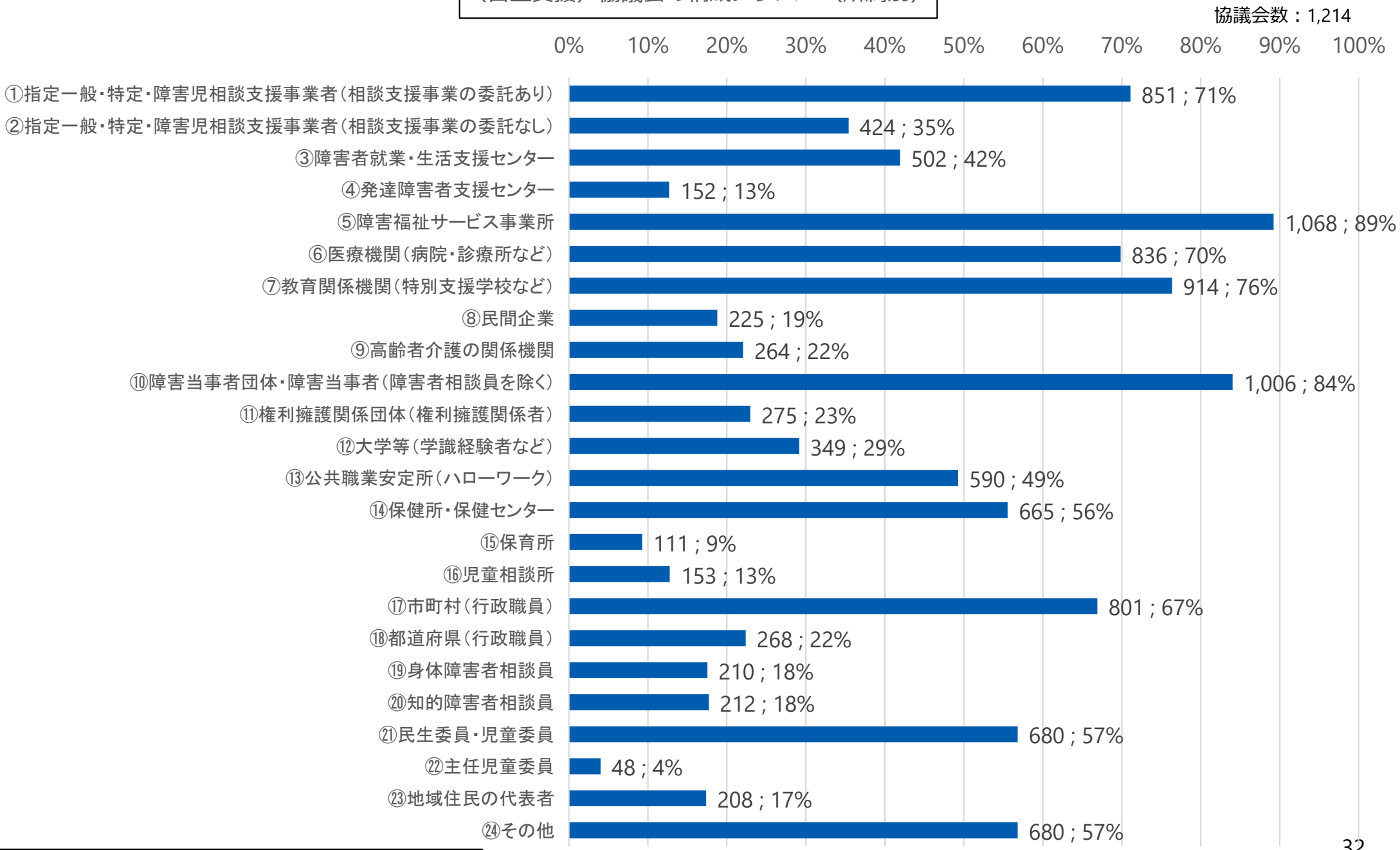
- 地域における障害者等への支援体制に関する課題の共有
- 地域における相談支援体制の整備状況や課題、ニーズ等の把握
- 地域における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議
- 地域における相談支援従事者の質の向上を図るための取組
- 個別事例への支援のあり方に関する協議、調整
- 地域における課題等について都道府県協議会への必要に応じた報告
- 市町村から障害者相談支援事業の委託を受ける事業者が作成する事業運営等の評価
- 基幹相談支援センターの設置方法や専門的職員の配置に関する協議、事業実績の検証
- 障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議
- 市町村障害福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言
- 専門部会等の設置、運営 等

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 89 条の３第 １項に規定する協議会の設置運営について」（令和６年3月29日 障発0329第26号、こ支障第89号）



（自立支援）協議会について（令和５年４月１日時点）

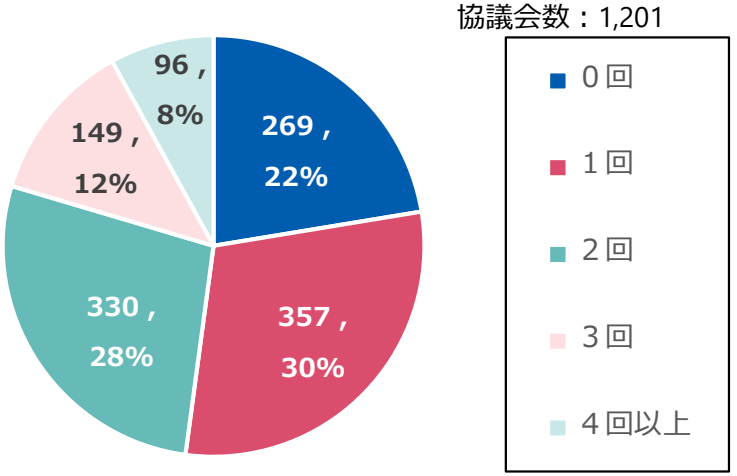
（自立支援）協議会の構成メンバー（所属別）



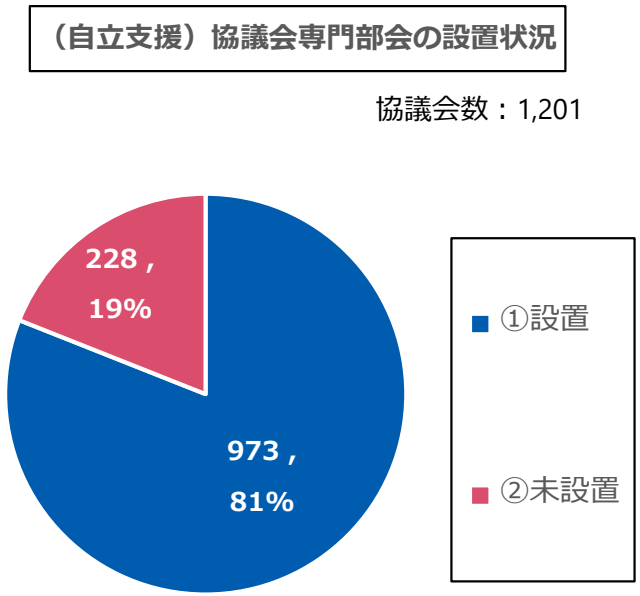
各機関に所属している者をメンバーとしている協議会の割合

市町村（自立支援）協議会　専門部会について（令和５年４月１日時点）

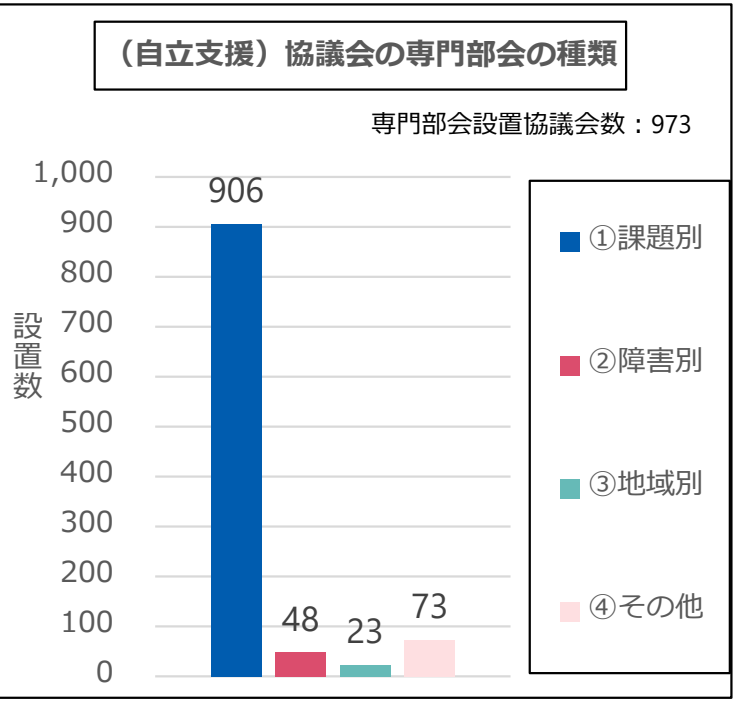
（自立支援）協議会の開催実績（令和４年度）
※専門部会を除く



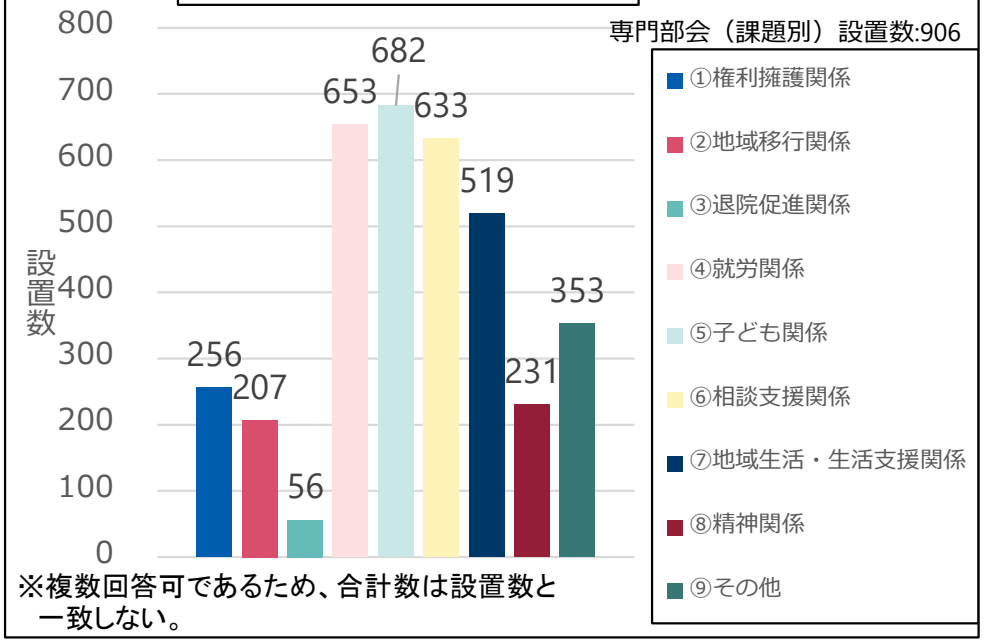
（自立支援）協議会専門部会の設置状況



（自立支援）協議会の専門部会の種類

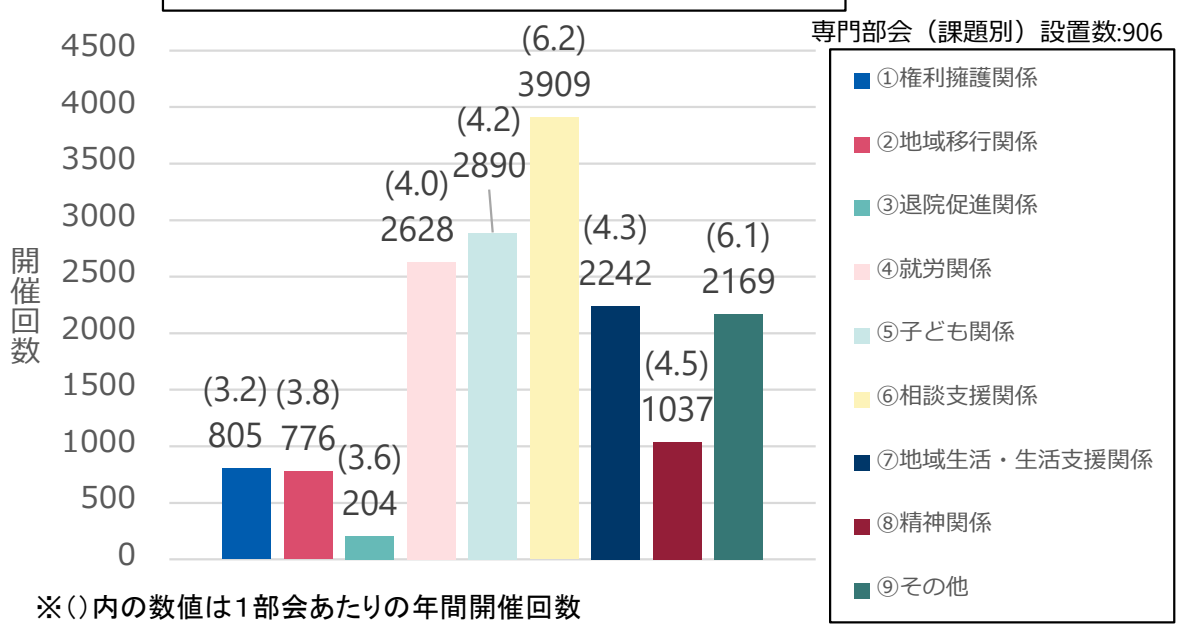


専門部会（課題別）の設置状況



※複数回答可であるため、合計数は設置数と一致しない。

専門部会（課題別）の開催実績（令和４年度）



※（）内の数値は1部会あたりの年間開催回数

都道府県協議会の主な機能

都道府県自立支援協議会は、都道府県全域の障害者等への支援体制の整備に向け、主導的役割を担う協議の場として設置されるもの。

都道府県協議会の主な機能

・都道府県内における障害者等への支援体制に関する課題の共有

・都道府県内における相談支援体制の整備状況や課題、ニーズ等の把握(市町村協議会ごとの課題、ニーズ等を含む。)

・都道府県内における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議 ・ 相談支援従事者の人材確保・養成方法(研修のあり方を含む。)の協議

・管内市町村が実施する基幹相談支援センター等機能強化事業の評価・助言

・都道府県相談支援体制整備事業によって配置するアドバイザーの職種や人員等に関する協議

・障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議

・都道府県障害福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言

・ 専門部会等の設置、運営 等

※ 都道府県協議会は、上記の機能を果たすに当たって、市町村協議会から報告のあった課題等に留意すること。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 89 条の３第 １項に規定する協議会の設置運営について」（令和６年3月29日 障発0329第26号、こ支障第89号）

都道府県相談支援体制整備事業の概要

実施要綱

目的　都道府県に、相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うことにより、地域における相談支援体制の整備を推進することを目的とする

事業内容
- 地域のネットワーク構築に向けた指導、調整
- 地域で対応困難な事例に係る助言等
- 地域における専門的支援システムの立ち上げ援助
 例：権利擁護、就労支援などの専門部会
- 広域的課題、複数圏域にまたがる課題の解決に向けた体制整備への支援
- 相談支援従事者のスキルアップに向けた指導
- 地域の社会資源（インフォーマルなものを含む）の点検、開発に関する援助等

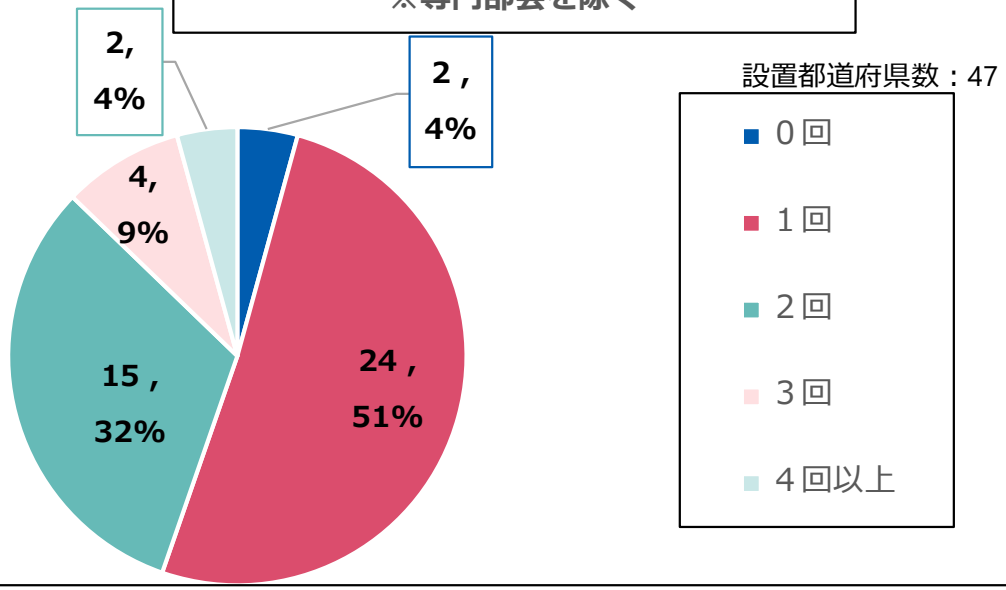
アドバイザー
- 地域における相談支援体制整備について実績を有する者
- 相談支援事業に従事した相当基幹の経験を有する者
- 社会福祉など障害者支援に関する知識を有する者

留意事項
　都道府県が設置する協議会において、配置するアドバイザーの職種や人員等について協議すること。

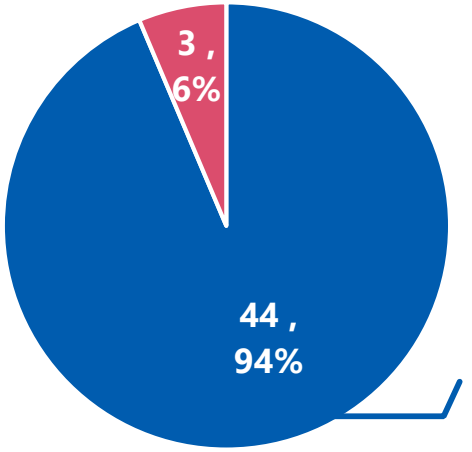
都道府県（自立支援）協議会　専門部会について（令和5年４月１日時点）

（自立支援）協議会の開催実績（令和４年度）

※専門部会を除く

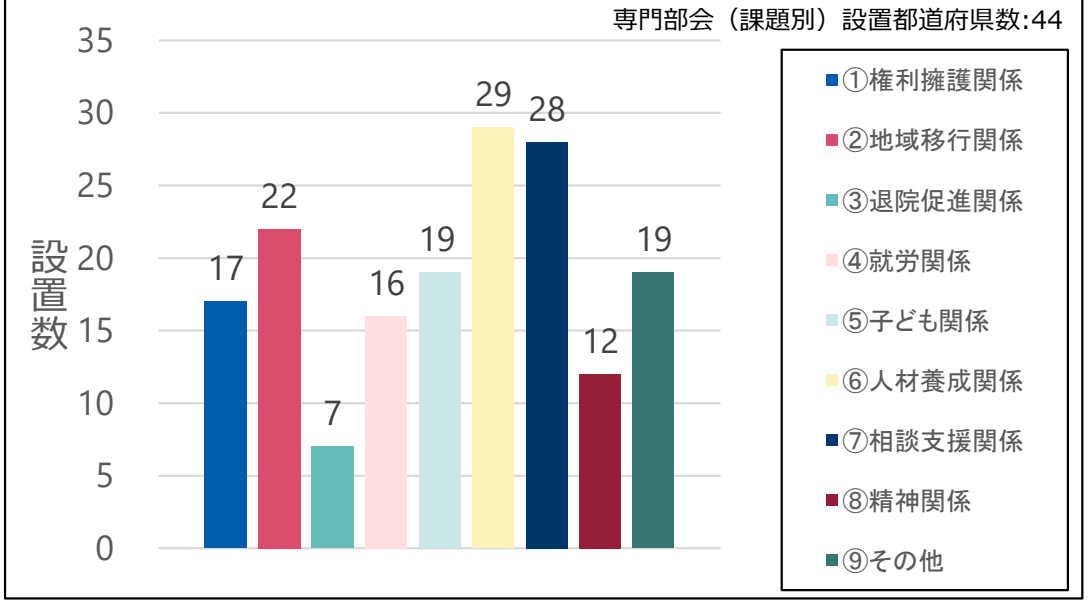


（自立支援）協議会専門部会の設置状況

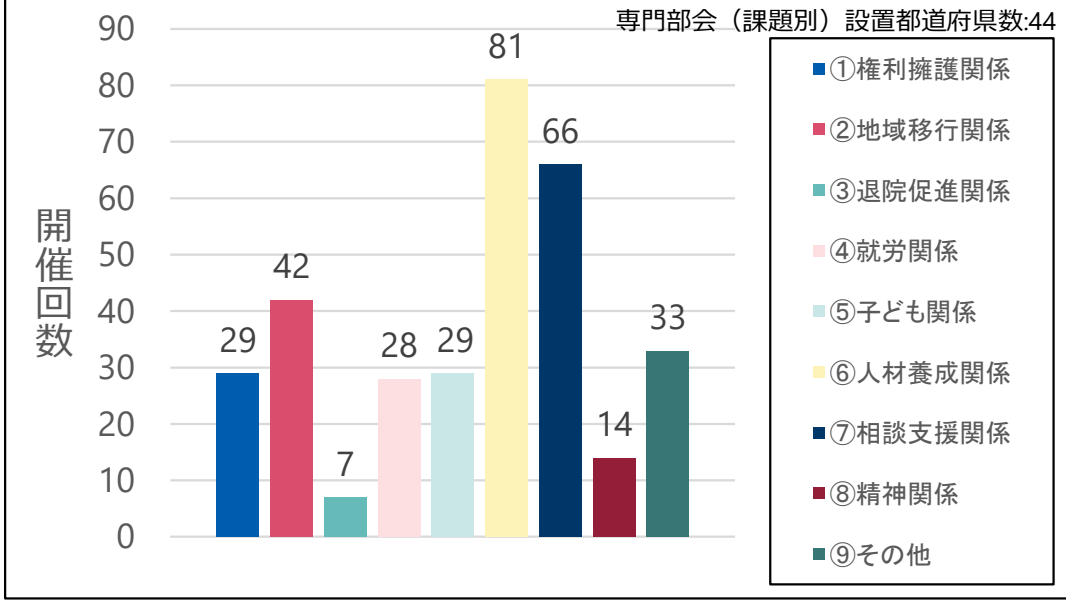


専門部会の種類の内訳は、
○課題別：43　○障害別：5
○地域別：１　○その他：2
※複数の種別の専門部会を設置している都道府県があるため、専門部会設置都道府県数と一致しない。

専門部会（課題別）の設置状況



専門部会（課題別）の開催実績（令和４年度）



令和４年障害者総合支援法改正を踏まえた（自立支援）協議会の機能と構成

（自立支援）協議会の役割・機能（障害者総合支援法89条の3関係）

令和６年４月１日施行

改 ① **協議会を通じた「地域づくり」（※）にとっては「個から地域へ」の取組が重要。**（第２項改正）

地域の状況を反映した、現に住民が直面している課題を検討することによる協議会の活性化

「協議会は関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への**適切な支援に関する情報**及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。」

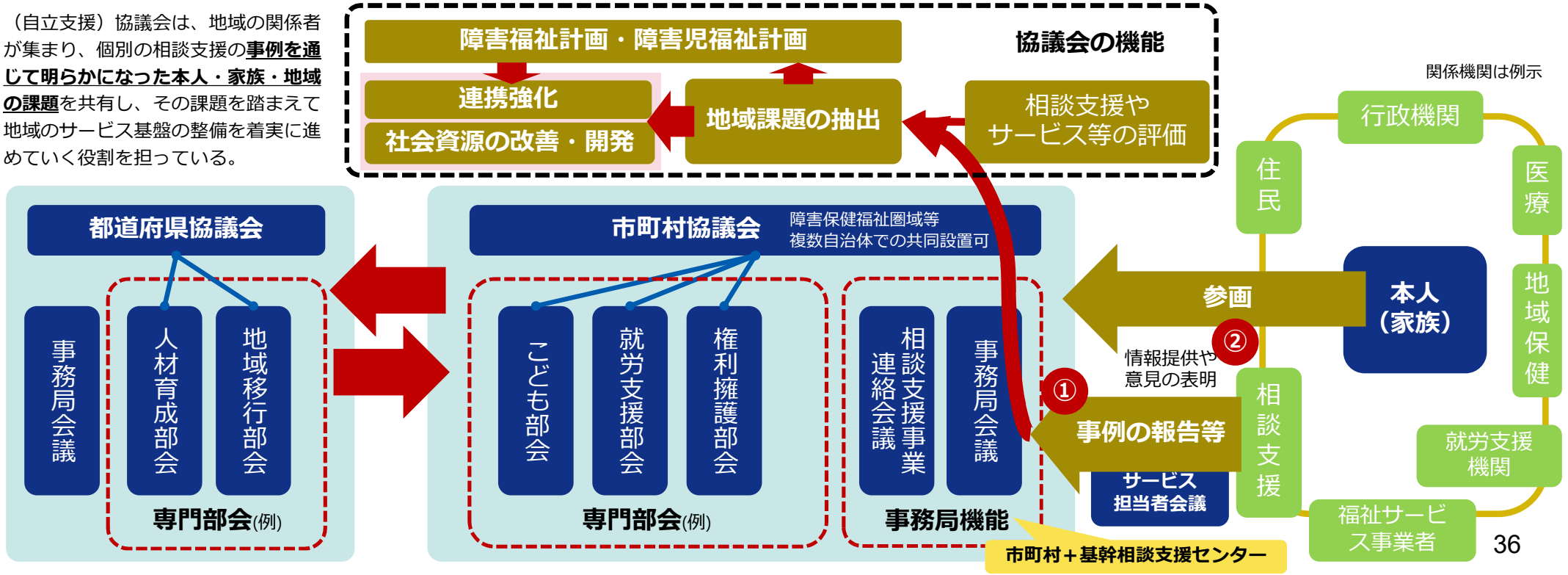
新 ② **協議会は地域の関係機関等に情報提供や意見の表明等の協力を求めることができることとし、協力を求められた関係機関等がこの求めに応じることについて努力義務を課す。**（第3項、第4項新設）

新 ③ **個別の支援に係る検討に基づく地域の支援体制の検討を明確化したことに伴い、協議会関係者に対し、守秘義務を課す。**（第5項新設）

＊ 今回改正により、社会福祉法（重層的支援会議等）・生活困窮者自立支援法（支援会議）・介護保険法（地域ケア会議）と同旨の規定をもつものとなった。（第３項～第６項 ）

（※）協議会を通じた「地域づくり」の取組イメージ例

（自立支援）協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の**事例を通じて明らかになった本人・家族・地域の課題**を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。



障害者の地域移行・地域生活

障害者の地域移行・地域生活を支えるサービスについて

地域生活への移行に向けて、地域移行支援・自立生活援助・地域定着支援を組み合わせた支援を実施

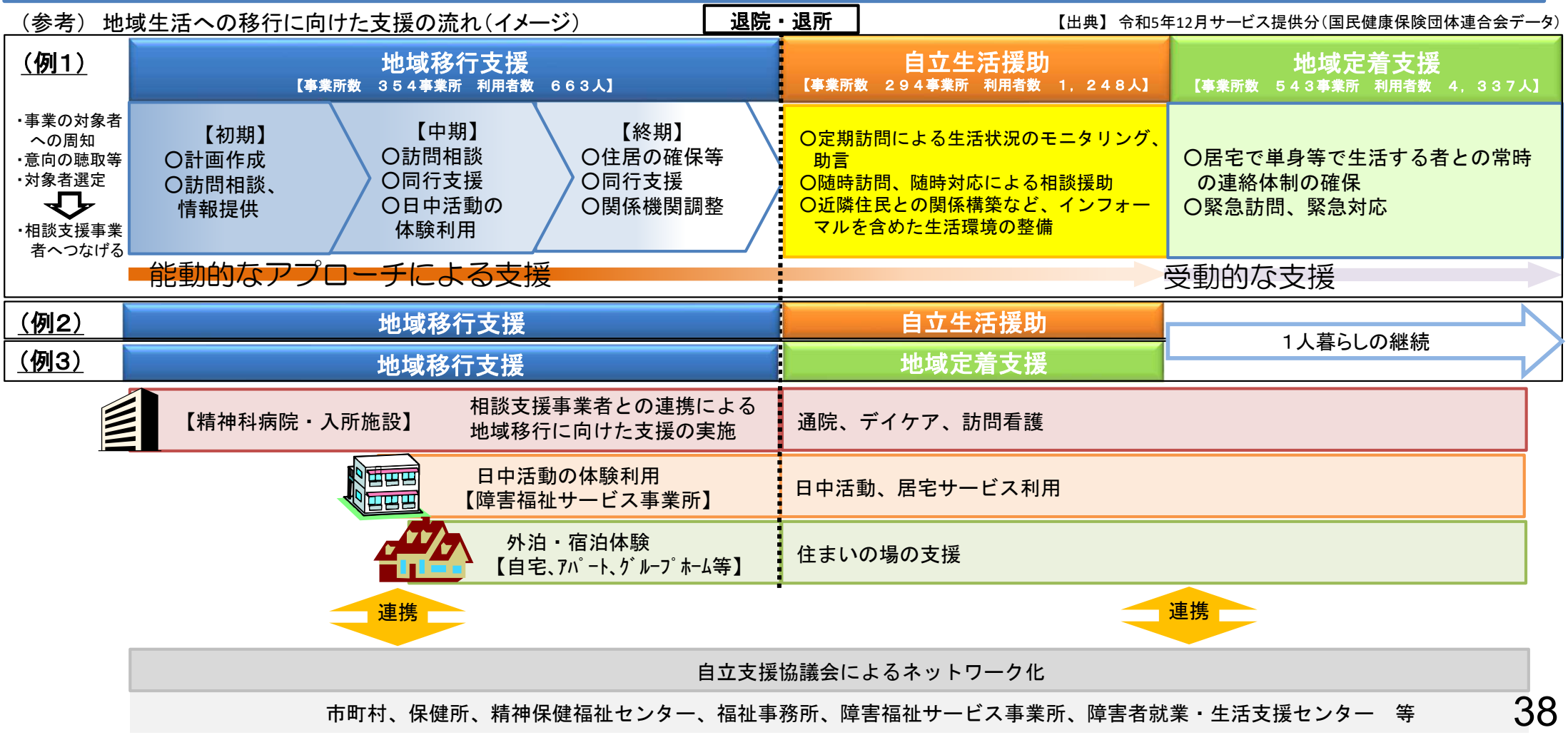
○地域移行支援　：　障害者支援施設や病院等に入所又は入院している障害者を対象に、住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行う。【支給決定期間：６ヶ月間】

○自立生活援助　：　グループホームや障害者支援施設、病院等から退所・退院した障害者等を対象に、定期及び随時訪問、随時対応その他自立した日常生活の実現に必要な支援を行う。【標準利用期間：１年間】

○地域定着支援　：　居宅において単身で生活している障害者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。【支給決定期間：１年間】

（参考）　地域生活への移行に向けた支援の流れ（イメージ）

【出典】 令和5年12月サービス提供分（国民健康保険団体連合会データ）



地域生活への移行・地域生活支援に関するサービス

		地域相談支援		障害福祉サービス
		地域移行支援	地域定着支援	自立生活援助（平成30年４月～）
概要		障害者支援施設や精神科病院等に入所・入院している障害者等につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するため相談等の必要な支援を行う。 ※利用者に対し概ね週に1回以上対面による支援	居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行う。	居宅において単身等で生活する障害者につき、定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、自立した日常生活を営むための必要な援助を行う。 ※利用者に対し概ね週に1回以上訪問による支援
対象者		①障害者支援施設、のぞみの園又は療養介護を行う病院に入所している障害者 ※児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設等に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象 ②精神科病院に入院している精神障害者 ③救護施設又は更生施設に入所している障害者 ④刑事施設、少年院に収容されている障害者 ⑤更生保護施設に入所している障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している障害者	①居宅において単身であるための緊急時の支援が見込めない状況にある障害者 ②居宅において家族と同居している場合であって、当該家族等が障害、疾病等のため、緊急時の支援が見込めない状況にある障害者	①居宅において単身であるため、自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者 ②居宅において家族と同居している場合であって、当該家族等が障害、疾病等のため、自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者
給付決定期間 標準利用期間		給付決定期間：6ヶ月 ※更なる更新は必要に応じ市町村審査会の個別審査を経て判断	給付決定期間：１年 ※更なる更新も可能	標準利用期間：１年 ※更なる更新は市町村審査会の個別審査を経た上で可能
設　備		事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、必要な設備及び備品等を備えること。		
人員基準	管理者	常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの		
	サービス管理責任者	なし		・利用者30人以下：１人以上 ・利用者31人以上：１人に、利用者数が30人を超えて30又はその端数を増すごとに１人を加えて得た数以上 ※サービス管理責任者と地域生活支援員の兼務可
	従業者	・専従の指定地域移行支援従事者 ・指定地域移行支援従事者のうち、１人以上は相談支援専門員であること	・専従の指定地域定着支援従事者 ・指定地域定着支援従事者のうち、１人以上は相談支援専門員であること	地域生活支援員を１人以上 ※利用者数25人に対し１人を標準
報　酬 （令和３年度）		前年度の地域移行した利用者数等に応じて、 ・地域移行支援サービス費（Ⅰ） 3,504単位／月 ・地域移行支援サービス費（Ⅱ） 3,062単位／月 ・地域移行支援サービス費（Ⅲ） 2,349単位／月 ※その他加算あり	・体制確保費　306単位／月（毎月算定） ・緊急時支援費（Ⅰ）　712単位／日 （緊急時に居宅訪問又は滞在による支援を行った場合） ・緊急時支援費（Ⅱ）　95単位／日 （緊急時に電話による相談援助を行った場合） ※その他加算あり	地域生活支援員の配置に応じて、 ・自立生活援助サービス費（Ⅰ） 退所等から1年以内　1,558単位または1,090単位／月 ・自立生活援助サービス費（Ⅱ） 上記以外の者　1,166単位または817単位／月 ※その他加算あり
事業者数 （令和5年12月国保連データ）		354事業所	543業所	294事業所
利用者数 （令和5年12月国保連データ）		663人	4,337人	1,248人

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等については、令和６年度から障害者総合支援法に位置付けられるとともに、その整備に関する市町村の努力義務が設けられた。

【地域生活支援拠点等が担うべき機能（改正後の障害者総合支援法第77条第３項）】

① 居宅で生活する障害者等の、障害の特性に起因して生じる緊急の事態における対処や緊急の事態に備えるための相談に応じること、支援体制の確保のための連携や調整。緊急時における宿泊場所の一時的な提供等の受入体制の確保

② 入所施設や病院、親元からの地域移行に向けた、一人暮らしやグループホーム等の体験利用の機会の提供や、その為の相談や情報提供、関係機関との連携・調整等

③ 障害者の地域生活を支える専門的人材の確保・育成等

○市町村は、特に、既存のサービス・体制のみでは対応が難しく、市町村が中心となって有機的な連携体制の構築も含め対応が必要となる、地域における生活への移行及び継続を希望する障害者等に対して、上記の機能を整備する。

○都道府県は、管内市町村における整備や機能の充実に向けた広域的な見地からの助言、その他の援助を行う。

本人・家族等の支援のネットワーク（イメージ）

市町村（整備・設置主体） ＊複数の市町村で共同設置可

地域生活における安心の確保



障害者

日常的な生活支援
・相談支援事業者
・サービス事業者
等

○ 地域生活支援拠点等
（地域生活の緊急時対応や地域移行を推進する機能を地域で整備）



拠点コーディネーター



緊急時に備えた相談・緊急時の対応

地域移行の推進（体験の機会・場の確保等）

地域生活への移行・継続の支援



地域移行に関する支援
・医療機関からの地域移行
・入所施設からの地域移行
・親元からの自立　　等

○ 基幹相談支援センター（地域の相談支援の中核機関）

○ 協議会（個別事例を通じた地域課題の共有、地域の支援体制の整備に向けた協議の場）

都道府県（管内市町村における整備や機能の充実に向けた広域的な支援）

包括的な支援体制整備と重層的支援体制整備事業

重層的支援体制整備事業の枠組み等について

重層的支援体制整備事業の枠組み

- 市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設
- 事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業
- 事業の実施に要する費用に係る市町村の支弁の規定及び国等による補助の規定を新設
- 国の補助については、事業に係る一本の補助要綱に基づく申請等により、制度別に設けられた各種支援の一体的な実施を促進

【事業の内容（①～③を一体的に実施）】

①相談支援（市町村による断らない相談支援体制）

- 介護（地域支援事業）、障害（地域生活支援事業）、子ども（利用者支援事業）、困窮（生活困窮者自立相談支援事業）の相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、相談支援の実施（市町村による断らない相談支援体制の構築）

②参加支援（社会とのつながりや参加の支援）

- 相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援、居場所機能の提供など、多様な社会参加に向けた支援の実施

③地域づくりに向けた支援

- 地域において多様なつながりが育つことを支援するために、
 ①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援
 ②ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能　を合わせた事業を実施

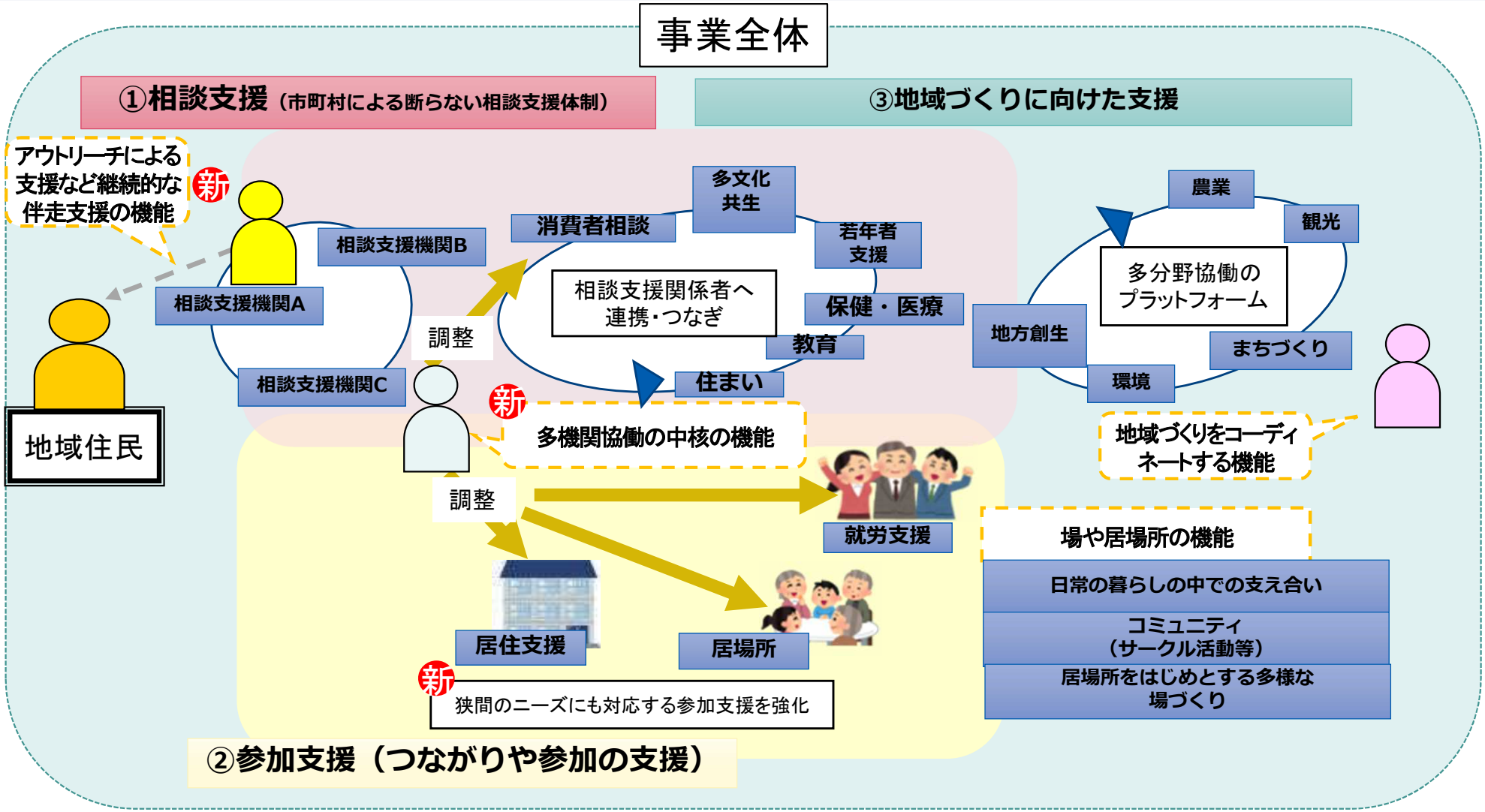
（市町村が取組を進めるに当たって留意すべき点）

- 市町村は、地域住民や関係機関等と共に、地域のニーズや人材、地域資源の状況等を把握し、見える化した上で分析を行うことが必要である。それらを前提としつつ、地域住民や関係機関等と議論をしながら、包括的な支援体制の整備について考え方等をまとめ、共通認識を持ちながら取組を進める。
- 特に、地域づくりに向けた支援については、既存の地域のつながりや支え合う関係性を十分理解した上で、地域住民の主体性を中心に置き、活動を応援することを基本とする。
- 事業実施後も、地域住民や関係機関等と振り返りや議論を繰り返し行いつつ、事業の実施状況等を定期的に分析・評価し、改善していく必要がある。評価に際しては、例えば、包括的な支援が円滑に提供されているか、一つの相談機関等に過剰な負担が生じていないか、既存の事業の推進を妨げていないか、一体的になされた財政支援が適切に配分されているかなど、幅広い観点について議論を行う。

※市町村がこのようなプロセスを適切に経て、地域住民や関係機関等とともに考え方等を共有し、事業を推進するためには、幅広い関係者をメンバーとする議論を行う場を市町村が設置する仕組みとすべきである。

重層的支援体制整備事業について（イメージ）

〇重層的支援体制整備事業を行う市町村は、地域住民や関係機関等と議論しながら、管轄域内全体で断らない包括的な支援体制を整備する方策を検討する。
〇市町村による相談支援の機能に繋がった本人・世帯について、複雑・複合的な課題が存在している場合には、新たに整備する多機関協働の中核の機能が複数支援者間を調整するとともに、地域とのつながりを構築する参加支援へのつなぎを行う。
〇また、支援ニーズが明らかでない本人・世帯については、相談支援の機能に位置づけるアウトリーチによる支援など継続的につながり続ける伴走の機能により、関係性を保つ。
〇これらの機能を地域の実情に応じて整備しつつ、市町村全体でチームによる支援を進め、断らない相談支援体制を構築していく。
〇また、地域づくりに向けた支援を行うことにより、地域において、誰もが多様な経路でつながり、参加することのできる環境を広げる。



地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援

○地域住民が抱える課題が複雑化・複合化（※）する中、従来の支援体制では課題がある。
　▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
　▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
○このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

（※）一つの世帯に複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）、世帯全体が孤立している状態（ごみ屋敷など）

社会福祉法に基づく新たな事業（「重層的支援体制整備事業」）の創設

○市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設**する。
○新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、Ⅰ～Ⅲの支援は必須
○新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。

（参考）モデル事業実施自治体数　H28年度:26　H29年度:85　H30年度:151　R元年度:208

新たな事業の全体像

Ⅰ　相談支援

包括的な
相談支援の体制



・属性や世代を問わない相談の受け止め
・多機関の協働をコーディネート
・アウトリーチも実施

Ⅱ　参加支援



・既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用
・既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応
（既存の地域資源の活用方法の拡充）

（狭間のニーズへの対応の具体例）　就労支援　見守り等居住支援





生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態にないひきこもり状態の者を受け入れる　等

Ⅰ～Ⅲを通じ、
・継続的な伴走支援
・多機関協働による
支援を実施

Ⅲ　地域づくりに向けた支援

住民同士の顔の見える関係性の育成支援

・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保
・多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート



⇒新たな参加の場が生まれ、地域の活動が活性化

相談支援・地域づくり事業の一体的実施

○　各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。

現行の仕組み

- 高齢分野の相談・地域づくり
- 障害分野の相談・地域づくり
- 子ども分野の相談・地域づくり
- 生活困窮分野の相談・地域づくり

重層的支援体制

属性・世代を問わない相談・地域づくりの実施体制

※Ⅰ～Ⅲの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。
（ア）狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
（イ）地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる
（ウ）災害時の円滑な対応にもつながる

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

5

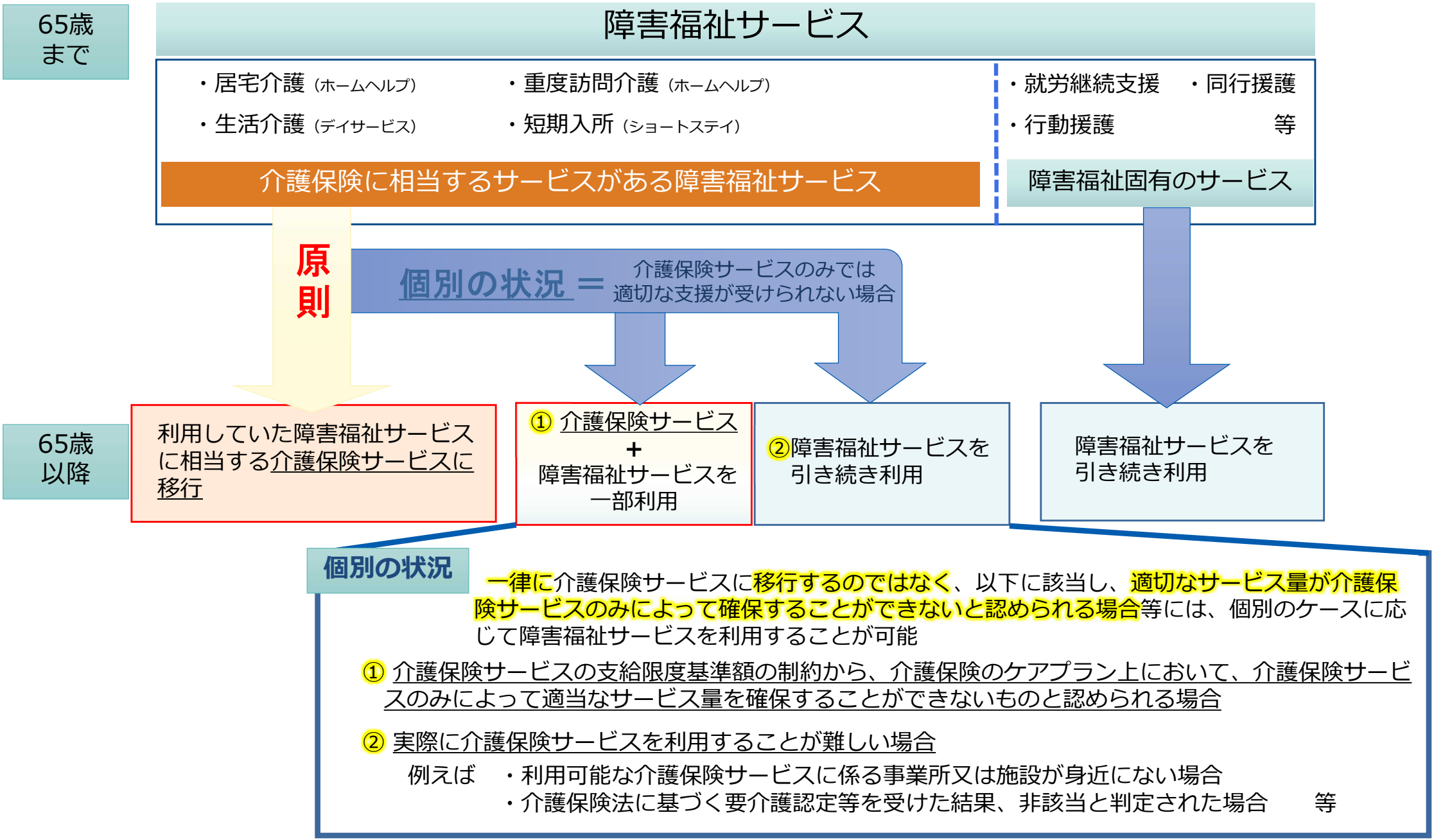
障害の重度化、高齢化への対応

ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

高齢の障害者の支援

障害福祉制度と介護保険制度の適用関係の概要



※ 障害者支援施設等に入所又は入院している者については、介護保険法の規定によるサービスに相当する介護サービスが提供されていること等の理由から、当分の間、介護保険の被保険者とはならないこととされており、入所を継続できる

「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」（平成19年通知）

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

6

虐待防止・権利擁護と意思決定支援

【意思決定支援については省略】

専門コース別研修 意思決定支援コース資料を活用すること

ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

虐待防止

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

（平成23年6月17日成立、同6月24日公布、平成24年10月1日施行）

目　的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定　義

1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
2 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。
3 障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②放棄・放置、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。

虐待防止施策

1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
2 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。

養護者による障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	使用者による障害者虐待
[市町村の責務]相談等、居室確保、連携確保	[設置者等の責務] 当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施	[事業主の責務] 当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施
[スキーム] 虐待発見 →通報→ 市町村 ①事実確認（立入調査等） ②措置(一時保護、後見審判請求)	[スキーム] 虐待発見 →通報→ 市町村 →報告→ 都道府県 ①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表	[スキーム] 虐待発見 →通報→ 市町村 →通知→ 都道府県 →報告→ 労働局 ①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表

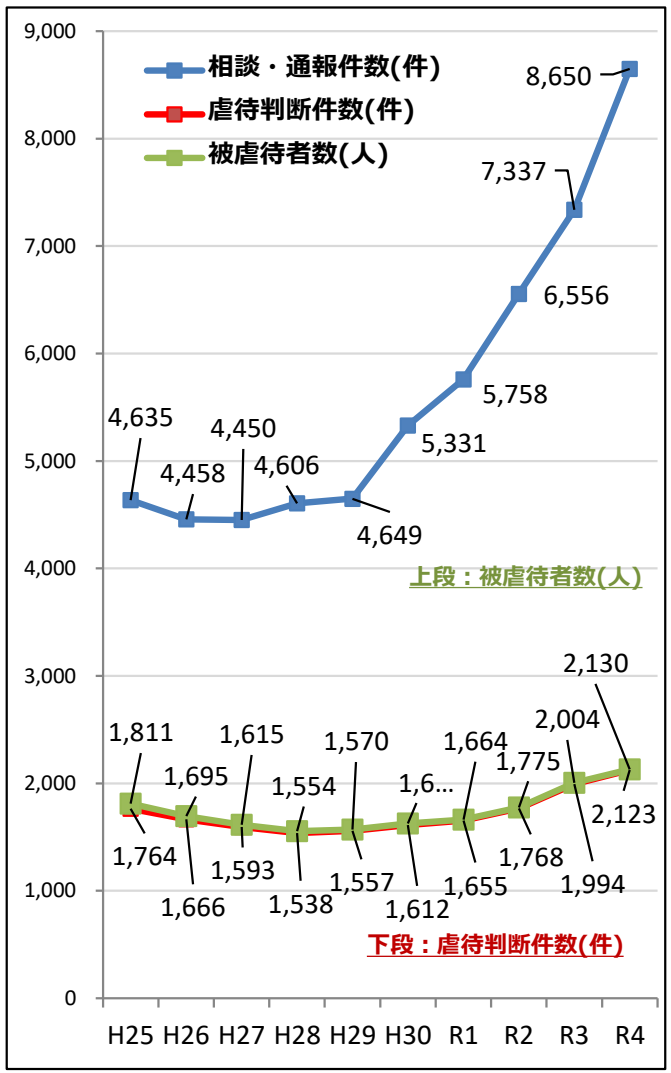
3 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

検討

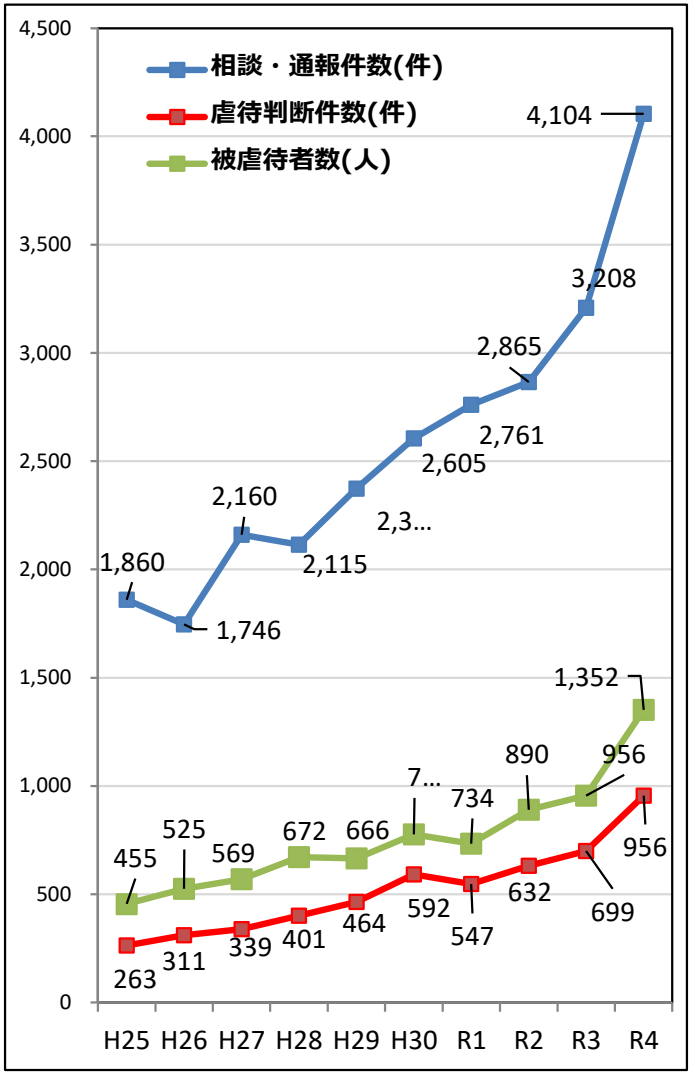
附則第2条
政府は、学校、保育所等、医療機関、官公署等における障害者に対する虐待の防止等の体制の在り方並びに障害者の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、障害者を訪問して相談等を行う体制の充実強化その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援、養護者に対する支援等のための制度について、この法律の施行後三年を目途として、児童虐待、高齢者虐待、配偶者からの暴力等の防止等に関する法制度全般の見直しの状況を踏まえ、この法律の施行状況等を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

障害者虐待事例への対応状況等（調査結果）経年比較

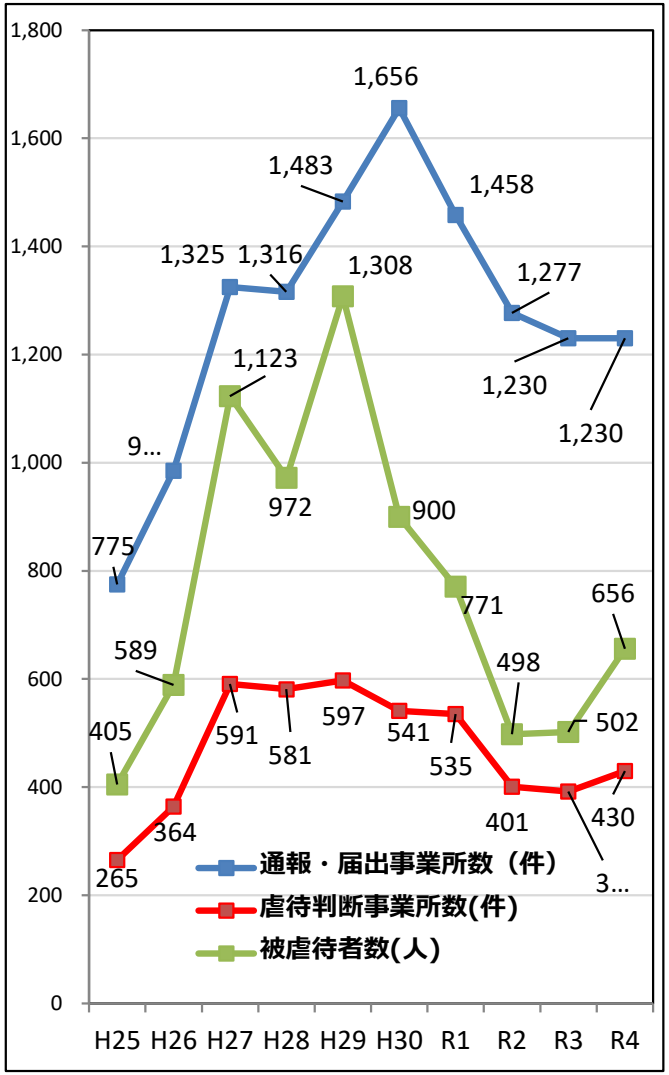
養護者による障害者虐待



障害福祉施設従事者等による障害者虐待



使用者による障害者虐待



注：平成24年度のデータは下半期のみのデータであり、経年比較としては平成25年度から令和3年度の9ヶ年分が対象。

障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲

所在場所／年齢	在宅（養護者・保護者）	福祉施設 <障害者総合支援法> 障害福祉サービス事業所（入所系、日中系、訪問系、GH等含）	福祉施設 <障害者総合支援法> 一般相談支援事業所又は特定相談支援事業所	福祉施設 <介護保険法> 高齢者施設等（入所系、通所系、訪問系、居住系等含）	福祉施設 <児童福祉法> 障害児通所支援事業所（児童発達支援、放課後等デイ等）	福祉施設 <児童福祉法> 障害児入所施設等（※3）	福祉施設 <児童福祉法> 障害児相談支援事業所	企業	学校 病院（精神科病院を除く） 保育所	精神科病院
18歳未満	児童虐待防止法 ・被虐待者支援（都道府県）（※1）	**障害者虐待防止法** ・適切な権限行使（都道府県 市町村）	**障害者虐待防止法** ・適切な権限行使（都道府県 市町村）		**障害者虐待防止法(省令)** ・適切な権限行使（都道府県 市町村）	児童福祉法 ・適切な権限行使（都道府県）	**障害者虐待防止法(省令)** ・適切な権限行使（都道府県 市町村）	**障害者虐待防止法** ・適切な権限行使（都道府県労働局）	**障害者虐待防止法** ・間接的防止措置（施設長・管理者）	**精神障害者保健福祉法法** ・適切な権限行使（都道府県・指定都市）（※5）
18歳以上65歳未満	**障害者虐待防止法** ・被虐待者支援（市町村）			高齢者虐待防止法 （特定疾病40歳以上の若年高齢者含む。） ・適切な権限行使（都道府県 市町村）	【20歳まで】**障害者虐待防止法（省令）** ・適切な権限行使（都道府県 市町村）（※2）	【20歳まで】児童福祉法 ・適切な権限行使（都道府県）（※4）				
65歳以上	**障害者虐待防止法** 高齢者虐待防止法 ・被虐待者支援（市町村）									

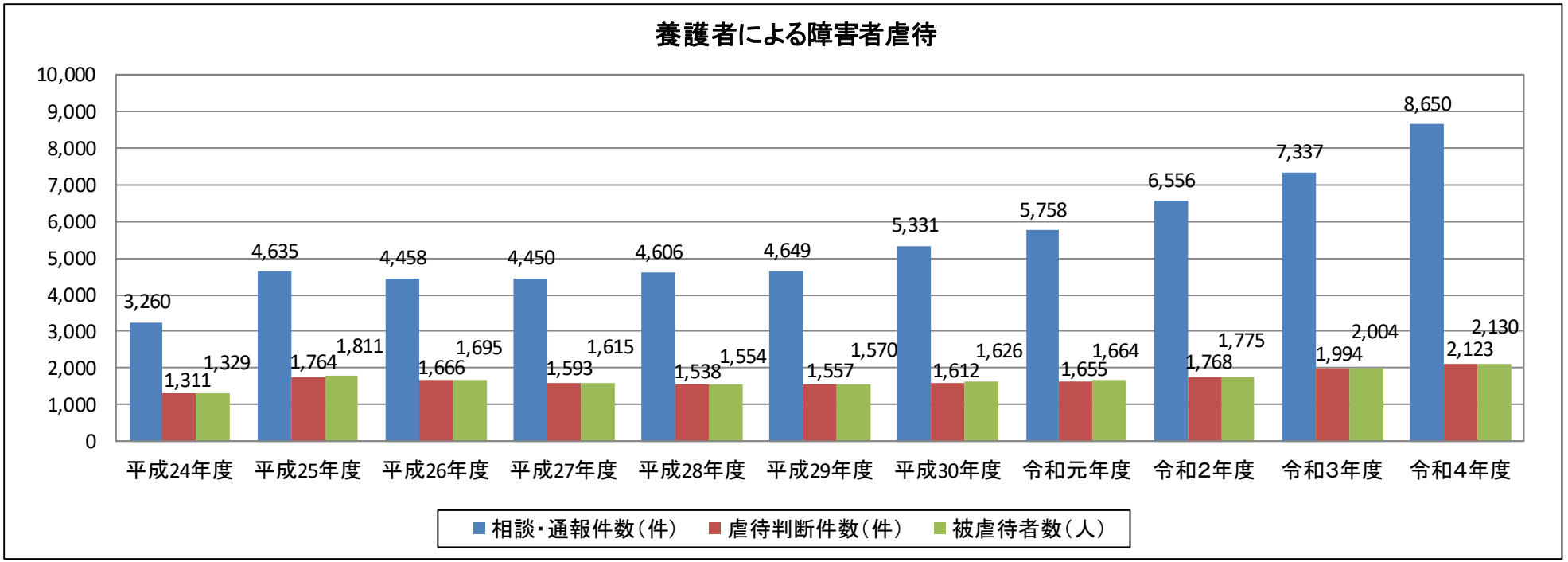
※1　養護者への支援は、被虐待者が18歳未満の場合でも必要に応じて障害者虐待防止法も適用される。なお、配偶者から暴力を受けている場合は、DV法の対象にもなる。
※2　放課後等デイサービスのみ
※3　小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関等（児童福祉法第33条の10）
※4　児者一体で運営されている施設においては、児童福祉法に基づく給付を受けている場合は児童福祉法、障害者総合支援法に基づく給付を受けている場合は障害者虐待防止法の対象になる。
※5　令和4年12月の精神保健福祉法改正により、令和6年4月以降、精神科病院については精神保健福祉法の対象となる。

参考資料２－１

１．障害者虐待対応状況調査＜養護者による障害者虐待＞　経年グラフ

・令和４年度の養護者による障害者虐待の相談・通報件数は8,650件であり、令和３年度から増加(7,337件→8,650件)。
・令和４年度の虐待判断件数は2,123件であり、令和３年度から増加(1,994件→2,123件)。
・令和４年度の被虐待者数は2,130人。

養護者	平成							令和			
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
相談・通報件数（件）	3,260	4,635	4,458	4,450	4,606	4,649	5,331	5,758	6,556	7,337	8,650
虐待判断件数（件）	1,311	1,764	1,666	1,593	1,538	1,557	1,612	1,655	1,768	1,994	2,123
被虐待者数（人）	1,329	1,811	1,695	1,615	1,554	1,570	1,626	1,664	1,775	2,004	2,130



＊　平成24年度は下半期のみのデータ

参考資料3

令和4年度　障害者虐待対応状況調査＜養護者による障害者虐待＞

相談通報

8,650件

主な通報届出者内訳

- ●警察　(50.9%)
- ●本人による届出　(13.0%)
- ●障害者福祉施設・事業所の職員　(10.9%)
- ●相談支援専門員(10.6%)
- ●当該市区町村行政職員　(4.5%)
- ●家族・親族　(2.8%)

都道府県

47件

市区町村に連絡した事例　32件

32件

明らかに虐待でないと判断した事例　15件

8,603件

市区町村

＊令和3年度に通報・届出があった事案181件を含む

事実確認調査の状況　(8,831件)

事実確認調査を行った事例　7,402件

うち、法第11条に基づく立入調査　154件

事実確認調査を行っていない事例　1,429件

- ・明らかに虐待ではなく調査不要　1,144件
 ＊都道府県判断の15件を含む
- ・調査を予定、又は検討中　92件

虐待の事実が認められた事例

2,123件

被虐待者数
2,130人

虐待者数
2,313人

(死亡事例：1人)

虐待事例に対する措置

対応検討・調整中を除く被虐待者数　2,054人

① 養護者への助言・指導	46.8%
② 定期的な見守りの実施	41.8%
③ サービス等利用計画見直し	17.2%
④ 新たに障害福祉サービス利用	12.7%
⑤ 障害福祉サービス以外のサービス利用	4.6%

うち、虐待者と分離した人数　714人

① 障害福祉サービスの利用	46.8%
② 法に基づくやむを得ない措置	7.4%
③ ①、②以外の一時保護	12.5%
④ 医療機関への一時入院	12.9%
⑤ その他	20.4%
①～⑤のうち、面会制限を行った事例	29.0%

対応検討・調整中　76人

成年後見制度の審判請求　138人

うち、市町村長申立　83人

虐待者(2,313人)

- ● 性別
 男性(64.5%)、女性(35.5%)
- ● 年齢
 60歳以上(40.2%)、50～59歳(26.4%)
 40～49歳(16.3%)
- ● 続柄
 父(25.3%)、母(23.1%)、夫(16.3%)
 兄弟(10.8%)

虐待行為の類型(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
68.5%	3.2%	32.1%	11.1%	16.5%

市区町村職員が判断した虐待の発生要因や状況(複数回答)

家庭における被虐待者と虐待者の人間関係	42.0%
虐待者が虐待と認識していない	41.2%
虐待者の知識や情報の不足	26.5%
被虐待者の介護度や支援度の高さ	25.3%
虐待者の介護疲れ	23.0%
虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	17.8%
家庭における経済的困窮(経済的問題)	16.9%

被虐待者(2,130人)

- ● 性別　男性(33.8%)、女性(66.2%)　※性別不明:1名
- ● 年齢
 50～59歳(25.3%)、20～29歳(22.2%)
 40～49歳(19.2%)
- ● 障害種別(重複障害あり)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
19.0%	45.0%	43.4%	3.1%	2.4%

- ● 障害支援区分のある者　(49.3%)
- ● 行動障害がある者　(27.5%)
- ● 虐待者と同居　(85.3%)
- ● 世帯構成
 その他(15.2%)、両親(14.7%)、配偶者(12.2%)、
 両親・兄弟姉妹(11.5%)、配偶者・子(9.0%)

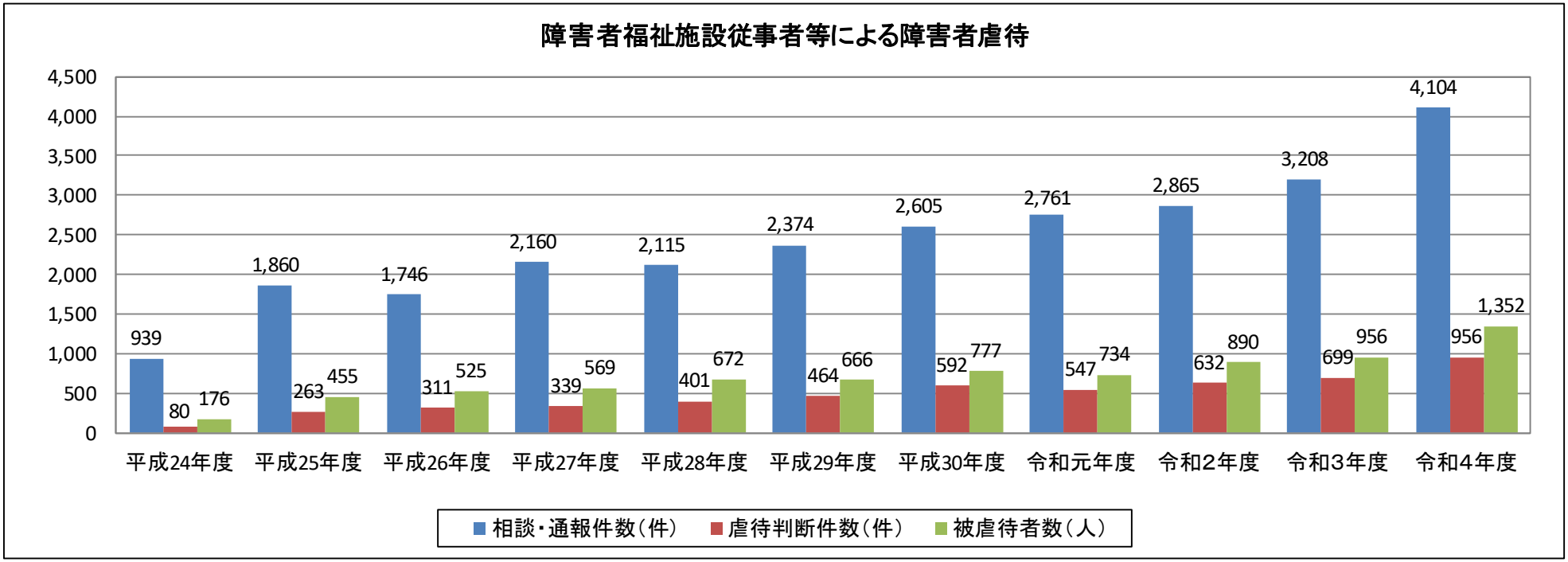
参考資料2－2

2. 障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞　経年グラフ

・令和4年度の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数は4,104件であり、令和3年度から増加(3,208件→4,104件)。
・令和4年度の虐待判断件数は956件であり、令和3年度から増加(699件→956件) 。
・令和4年度の被虐待者数は1,352人。

障害者福祉施設従事者等	平成							令和			
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
相談・通報件数（件）	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374	2,605	2,761	2,865	3,208	4,104
虐待判断件数（件）	80	263	311	339	401	464	592	547	632	699	956
被虐待者数*（人）	176	455	525	569	672	666	777	734	890	956	1,352

*被虐待者が特定できなかった事例を除く



＊　平成24年度は下半期のみのデータ

令和4年度　障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞

参考資料4

相談・通報

4,104件

主な通報・届出者内訳

- 当該施設・事業所その他職員（16.4%）
- 本人による届出（16.0%）
- 設置者・管理者（15.4%）
- 家族・親族（11.3%）
- 相談支援専門員（8.1%）

3,851件

市区町村

＊令和3年度に通報・届出があった事案175件を含む

事実確認調査の状況（4,346件）

- 事実確認調査を行った事例　3,685件
- うち、虐待の事実が認められた事例　1,022件
- うち、更に都道府県による事実確認調査が必要とされた事例　14件
- 事実確認調査中の事例　197件
- 事実確認調査を行っていない事例　464件
 - ・うち、明らかに虐待ではなく調査不要　352件
 - ・うち、調査を予定、又は検討中　68件
- うち、都道府県へ事実確認調査を依頼した事例　7件

253件

320(市区町村に連絡した件数)

都道府県

＊令和3年度に通報・届出があった事案1件
＊監査・実地指導等により判明した事案7件を含む

939件※4

17件※4

事実確認調査を行った事例（57件）

- 市区町村から報告を受け、更に都道府県が事実確認を実施して虐待の事実が認められた事例　2件　→2件
- 都道府県が直接把握して虐待の事実が認められた事例　15件　→15件

・明らかに虐待ではなく調査不要　15件
・調査中、調査を予定又は検討中　4件

虐待の事実が認められた事例

956件

被虐待者 1,352人※1
虐待者 1,098人※2
（死亡事例：2人）

障害者総合支援法等による権限行使等

市区町村による指導等

- 施設等に対する指導　649件
- 改善計画提出依頼　569件
- 従事者への注意・指導　313件

障害者総合支援法等による権限の行使等

- 報告徴収・出頭要請・質問・立入検査　279件
- 改善勧告　102件
- 改善命令　5件
- 指定の全部・一部停止　6件
- 指定取消※3　11件
- 都道府県・政令市・中核市等による指導　357件

虐待者（1,098人）※2

- 性別
 男性（69.9%）、女性（30.1%）
- 年齢
 60歳以上（20.5%）、50～59歳（17.9%）、40～49歳（17.8%）
- 職種
 生活支援員（44.4%）、世話人（9.9%）、管理者（7.9%）、その他従事者（7.1%）、サービス管理責任者（6.5%）

虐待行為の類型（複数回答）

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
52.0%	13.8%	46.4%	9.5%	5.3%

障害者虐待が認められた事業所種別

	件数	構成割合
障害者支援施設	214	22.4%
居宅介護	17	1.8%
重度訪問介護	10	1.0%
同行援護	1	0.1%
行動援護	3	0.3%
療養介護	24	2.5%
生活介護	131	13.7%
短期入所	17	1.8%
自立訓練	5	0.5%
就労移行支援	7	0.7%
就労継続支援A型	33	3.5%
就労継続支援B型	113	11.8%
共同生活援助	252	26.4%
一般相談支援事業及び特定相談支援事業	5	0.5%
移動支援	4	0.4%
地域活動支援センター	7	0.7%
児童発達支援	20	2.1%
放課後等デイサービス	93	9.7%
合計	956	100.0%

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因（複数回答）

教育・知識・介護技術等に関する問題	73.6%
職員のストレスや感情コントロールの問題	57.2%
倫理観や理念の欠如	58.1%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	31.8%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	31.4%

被虐待者（1,352人）※1

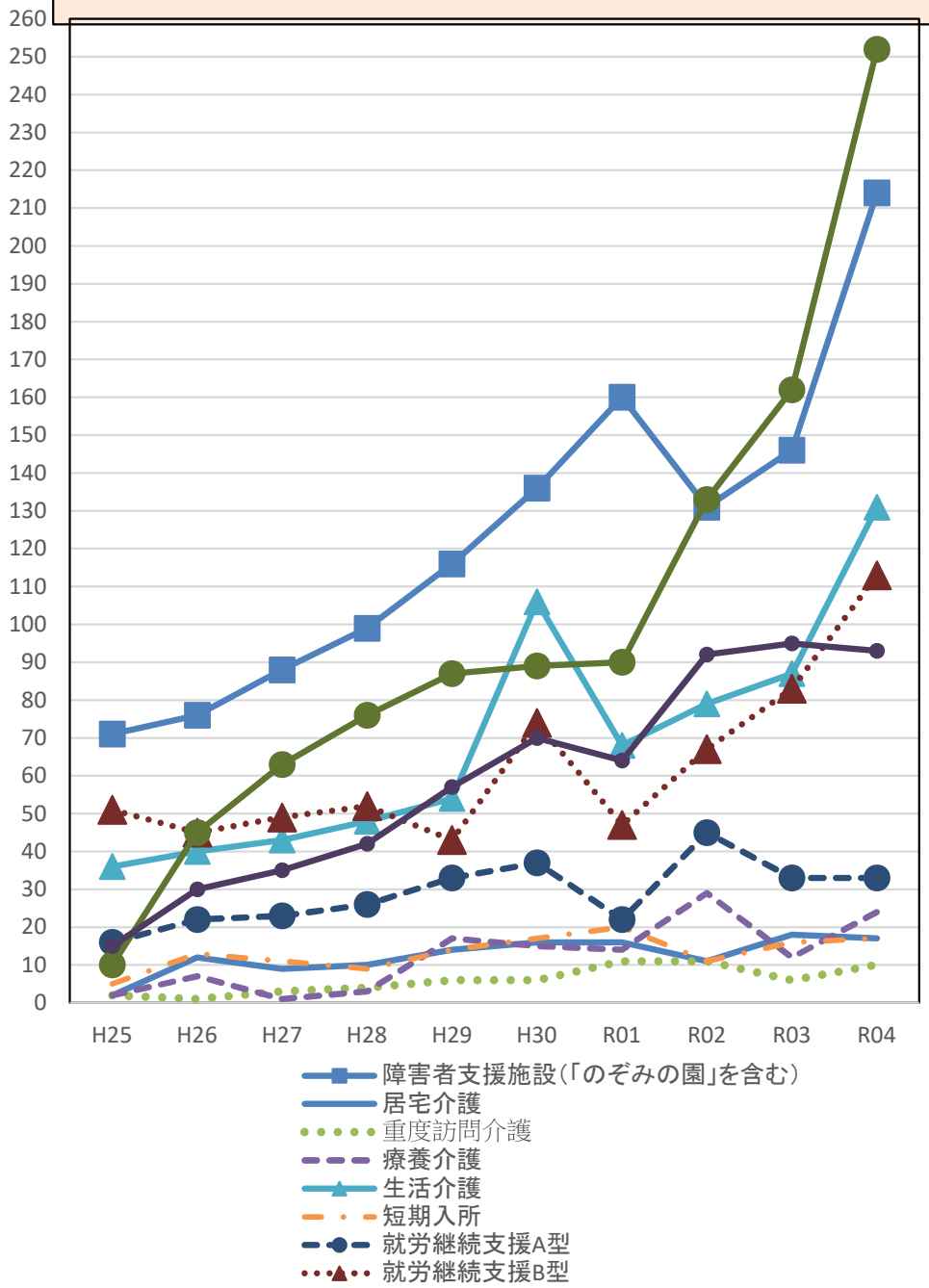
- 性別
 男性（63.6%）、女性（36.4%）
- 年齢
 40～49歳（18.4%）、30～39歳（17.8%）、20～29歳（17.2%）、50～59歳（17.0%）
- 障害種別（重複障害あり）

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
21.0%	72.6%	15.8%	3.1%	1.3%

- 障害支援区分のある者　（74.7%）
- 行動障害がある者　（33.5%）

※1　不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待障害者が特定できなかった等の21件を除く935件が対象。
※2　施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった47件を除く909件が対象。
※3　指定取消は、虐待行為のほか人員配置基準違反や不正請求等の違反行為等を理由として行ったもの。
※4　同じ事例で、複数の市区町村が報告した事例等があるため一致しない。

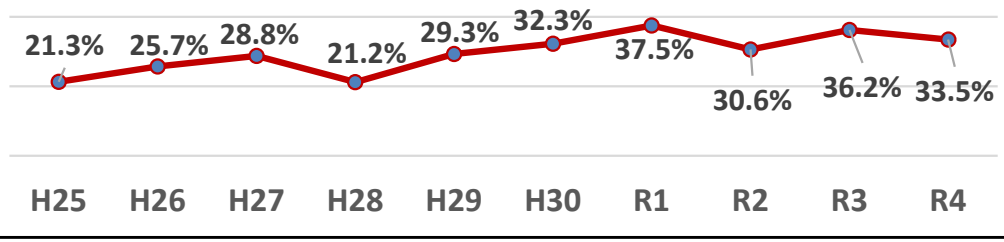
障害者虐待対応状況調査
＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞（抜粋）



被虐待者の割合

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
H25	29.2%	79.8%	14.1%	6.4%	1.8%
H26	21.9%	75.6%	13.5%	2.3%	0.0%
H27	16.7%	83.3%	8.8%	2.3%	0.0%
H28	14.4%	68.6%	11.8%	3.6%	0.7%
H29	22.2%	71.0%	16.7%	5.1%	2.7%
H30	22.7%	74.8%	13.5%	4.2%	0.5%
R1	21.3%	78.7%	11.7%	3.7%	1.2%
R2	18.2%	71.6%	19.4%	5.7%	0.8%
R3	16.5%	72.9%	15.3%	6.1%	1.4%
R4	21.0%	72.6%	15.8%	3.1%	1.3%

行動障害のある者の割合



発生要因の割合

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
教育・知識・介護技術等に関する問題	65.1%	59.7%	73.1%	59.8%	71.0%	64.5%	73.6%
職員のストレスや感情コントロールの問題	52.2%	47.2%	57.0%	55.3%	56.8%	54.8%	57.2%
倫理観や理念の欠如	53.0%	53.5%	52.8%	53.6%	56.1%	50.0%	58.1%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	22.0%	19.1%	22.6%	16.2%	22.6%	22.0%	31.8%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	22.0%	19.6%	20.4%	24.2%	24.2%	24.7%	31.4%

障害者差別解消法改正

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の概要（令和3年法律第56号）

経緯

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）附則第7条においては、施行（平成28年4月）後3年を経過した場合に事業者による合理的配慮の在り方その他の施行状況について所要の見直しを行う旨規定されている。このため、障害者政策委員会において議論が行われ、令和2年6月に意見書が取りまとめられている。この意見書等を踏まえ、以下の措置を講ずる。

概要

障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる。

1．国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

2．事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化

事業者による社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改める。

3．障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

（1） 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。
（2） 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。
（3） 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報（事例等）の収集、整理及び提供に努めるものとする。

※ 施行期日

公布の日（令和3年6月4日）から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

参考

障害者差別解消法では、**行政機関等と事業者**は、事務・事業を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められた場合には、**過重な負担がない範囲**で、社会的障壁を取り除くために**必要かつ合理的な配慮**（**合理的配慮**）を行うことを求めている。

（※障害者差別解消法（改正法施行前）では、行政機関等は義務、事業者は努力義務とされている。）



段差がある場合に、スロープなどで補助する



意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う

注：「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（平成27年２月24日閣議決定）に基づき作成

「合理的配慮の提供」 とは

- **行政機関等と事業者**においては、事務・事業を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められた場合、**過重な負担がない範囲**で、社会的障壁を取り除くために**必要かつ合理的な配慮**（**合理的配慮**）を行うことが求められる（行政機関等は義務、事業者は努力義務）
- 代替措置の選択も含め、双方の話し合い(建設的対話)により対応するもの
- 各事業分野の考え方等については、主務大臣が定める「対応指針(ガイドライン)」に規定

社会的障壁の例

①社会における事物	通行・利用しにくい施設、設備など
②制度	利用しにくい制度など
③慣行	障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など
④観念	障害のある方への偏見など

具体例

1



段差がある場合に、スロープなどで補助する

2



意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う

注：「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（平成27年２月24日閣議決定）に基づき作成

留意事項

① **事務・事業の目的・内容・機能**に照らし、**必要とされる範囲で本来の業務に付随**するものに限られること

② **障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受ける**ためのものであること

③ **事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばない**こと

過重な負担の判断

個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、**具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断**することが必要

① 事務・事業への影響の程度
（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
② 実現可能性の程度
（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
③ 費用・負担の程度
④ 事務・事業規模
⑤ 財政・財務状況

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

令和６年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37772.html

ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和６年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

１　障害福祉サービス等における横断的な改定事項

- 現行の処遇改善加算の一本化及び加算率の引き上げ
 <職種間配分ルールの統一、月額賃金改善に関する要件の見直し　等>
- 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設
 <地域生活支援拠点等機能強化加算【新設】500単位/月>
- 強度行動障害を有する障害者の受入体制の強化や、「中核的人材」の配置や「集中的支援」について評価（生活介護・施設・グループホーム等）
 <基礎研修受講者を20%以上配置し、区分６かつ行動関連項目10点以上の者に支援を行った場合　360単位/日、集中的支援加算（Ⅰ）【新設】1000単位/月　等>
- 感染症発生時に備えた医療機関との連携強化（施設等）
 <障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ）【新設】10単位/月　等>
- 障害者虐待防止措置や身体拘束の適正化等、必要な基準を満たしていない場合の減算の導入・見直し（全サービス共通）
 <虐待防止措置未実施減算【新設】所定単位数の1%減算　等>
- 通所系サービスにおける食事提供加算の見直し
 <栄養面の評価を導入したうえで、経過措置を令和９年３月31日まで延長>
- 物価高騰を踏まえた施設における補足給付の基準費用額（食費・光熱水費）の見直し
 <基準費用額　54,000円　⇒　55,500円>
- 障害福祉現場の業務効率化（全サービス共通）
 <管理者の兼務範囲の見直し、テレワークの取扱いの明確化、申請書類の標準化　等>

２　訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援）

- 居宅介護の特定事業所加算に算定にあたり、重度障害児への対応を評価
 <特定事業所加算の算定要件に重症心身障害児及び医療的ケア児への支援を追加>
- 入院中の重度訪問介護の利用について特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分４及び５の利用者も対象に追加
 <入院中の重度訪問介護利用の対象　区分６⇒　区分４以上>
- 重度化・高齢化を踏まえた居宅介護・重度訪問介護の国庫負担基準の見直し
 <居宅介護の国庫負担基準に介護保険対象者の区分を追加　等>

３　日中活動系サービス（生活介護・短期入所）

- 生活介護においてサービス提供時間に応じた評価を導入
 <生活介護の基本報酬の見直し。なお、サービス提供時間については、個別支援計画に定めた個々の支援時間で算定することを基本とするなど一定の配慮を設ける>
- 医療的ケアが必要な者へ対応の評価（生活介護・施設・短期入所）
 <人員配置体制加算（Ⅰ）利用定員20人以下 321単位/日、喀痰吸引等実施加算【新設】30単位/日　等>
- 短期入所における緊急時の受け入れを更に評価
 <緊急短期入所受入加算（Ⅰ）180単位　⇒　270単位　等>
- 福祉型短期入所サービスにおける医療的ケア児者の受入れを促進
 <医療型ケア対応支援加算【新設】120単位/日　等>

４　施設系・居住支援系サービス（施設入所支援・共同生活援助・自立生活援助）

- 施設のすべての入所者に対して、地域移行の意向を確認。グループホームの見学、地域活動への参加等を評価
 <意向確認に関する指針未作成の場合の減算　5単位/日、地域移行促進加算（Ⅱ）【新設】60単位/日等>
- 施設における10人規模の利用定員の設定
 <基本報酬で対応。生活介護も同様の対応>
- 施設から地域へ移行し、入所定員を減らした場合の加算を創設
 <地域移行支援体制加算【新設】>
- グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の評価
 <自立生活支援加算（Ⅰ）【新設】1000単位/月　等>
- 世話人の配置基準に応じた基本報酬区分を改め、サービス提供時間の実態に応じて加算する報酬体系へ見直し
 <グループホームの基本報酬の見直し>
- グループホーム等において地域連携推進会議を設置し、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れる取組を義務づけ
 <運営基準に規定。ただし、令和6年度は努力義務とし、令和７年度から義務化>

令和６年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

５　訓練系サービス（自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練））

- 社会生活の自立度評価指標（SIM）の活用と報酬上の評価
 <個別計画訓練支援加算（Ⅰ）【新設】47単位/日　等>
- ピアサポートの専門性の評価
 <ピアサポート実施加算【新設】100単位/月>

６　就労系サービス（就労移行支援・就労継続支援Ａ型・就労継続支援Ｂ型・就労定着支援・就労選択支援）

- 就労移行支援事業所を定員10名以上から実施可能となるよう見直し
 <利用定員規模　20人以上⇒　10人以上>
- 就労継続支援A型のスコア方式について、生産活動収支や平均労働時間に応じた評価となるよう項目を見直し
 <就労継続支援A型の基本報酬におけるスコア方式を見直し>
- 就労継続支援B型における平均工賃月額に応じた報酬体系について、よりメリハリをつけた報酬体系に見直し
 <就労継続支援B型の基本報酬の見直し、人員配置「6：1」の報酬体系の創設【新設】、目標工賃達成加算【新設】10単位/日　等>
- 就労定着支援の基本報酬を就労定着率のみに応じた報酬体系に見直し
 <就労定着支援の基本報酬の見直し>
- 就労選択支援の円滑な実施のための基本報酬・人員配置基準等の設定
 <就労選択支援サービス費【新設】　1210単位/日>

７　相談系サービス（計画相談支援・障害児相談支援）

- 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、機能強化型の基本報酬を充実
 <計画相談支援の基本報酬の見直し>
- 地域の中核的な相談支援事業所の主任相談支援専門員を更に評価
 <主任相談支援専門員配置加算　100単位/月
 ⇒　主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ）（Ⅱ）　300単位/月・100単位/月>
- 相談支援における医療等の多機関連携のための各種加算の拡充
 <医療・保育・教育機関等連携加算　100単位/月　⇒　150～300単位/月　等>

８　障害児支援（児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援・福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設）

- 児童発達支援センター等における中核機能を評価
 <中核機能強化加算【新設】 22単位～155単位/日
 中核機能強化事業所加算【新設】 75単位～187単位/日>
- 児童発達支援・放課後等デイサービスにおいて総合的な支援を推進
 <総合的な支援の提供を基本とすることを運営基準に規定　等>
- 児童発達支援・放課後等デイサービスにおいてサービス提供時間に応じた評価を導入
 <児発・放デイの基本報酬の見直し　>
- 支援ニーズの高い児への支援の評価を充実
 <入浴支援加算【新設】55単位/日、視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算【新設】100単位、強度行動障害児支援加算　155単位/日　⇒　200又は250単位/日　等>
- 家族支援の評価を充実
 <事業所内相談支援加算　80単位/月１回　⇒　家族支援加算　80単位/月４回（ｵﾝﾗｲﾝ 60単位）、延長支援加算の見直し　等>
- インクルージョン推進の取組への評価を充実（保育所等訪問支援の充実　等）
 <訪問支援員特別加算　679単位/日　⇒　700又は850単位/日>
- 障害児入所支援における小規模化や地域生活に向けた支援等への評価を充実
 <小規模ｸﾞﾙｰﾌﾟｹｱ加算　240単位/日　⇒　186～320単位/日
 ｻﾃﾗｲﾄ型　+308単位/日　⇒　+378単位/日、移行支援計画の作成等を運営基準に規定　等>

福祉・介護職員等処遇改善加算について①

【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型、就労定着支援、就労選択支援、自立生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】

概　要

○　障害福祉現場で働く方々にとって、令和６年度に2.5%、令和７年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう加算率の引上げを行う。

○　福祉・介護職員等の確保に向けて、福祉・介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた４段階の「福祉・介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。

○　就労定着支援の就労定着支援員、自立生活援助の地域生活支援員、就労選択支援の就労選択支援員を、処遇改善加算等の対象に加える。

単位数

※　福祉・介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に、以下の加算率を乗じる。
加算率は、サービス毎の介護職員の常勤換算職員数に基づき設定。

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善			
	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
居宅介護	41.7%	40.2%	34.7%	27.3%
重度訪問介護	34.3%	32.8%	27.3%	21.9%
同行援護	41.7%	40.2%	34.7%	27.3%
行動援護	38.2%	36.7%	31.2%	24.8%
重度障害者等包括支援	22.3%		16.2%	13.8%
生活介護	8.1%	8.0%	6.7%	5.5%
施設入所支援	15.9%		13.8%	11.5%
短期入所	15.9%		13.8%	11.5%
療養介護	13.7%	13.5%	11.6%	9.9%
自立訓練（機能訓練）	13.8%	13.4%	9.8%	8.0%
自立訓練（生活訓練）	13.8%	13.4%	9.8%	8.0%
就労選択支援	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%
就労移行支援	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%
就労継続支援Ａ型	9.6%	9.4%	7.9%	6.3%

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善			
	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
就労継続支援Ｂ型	9.3%	9.1%	7.6%	6.2%
就労定着支援	10.3%		8.6%	6.9%
自立生活援助	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%
共同生活援助（介護サービス包括型）	14.7%	14.4%	12.8%	10.5%
共同生活援助（日中サービス支援型）	14.7%	14.4%	12.8%	10.5%
共同生活援助（外部サービス利用型）	21.1%	20.8%	19.2%	15.2%
児童発達支援	13.1%	12.8%	11.8%	9.6%
医療型児童発達支援	17.6%	17.3%	16.3%	12.9%
放課後等デイサービス	13.4%	13.1%	12.1%	9.8%
居宅訪問型児童発達支援	12.9%		11.8%	9.6%
保育所等訪問支援	12.9%		11.8%	9.6%
福祉型障害児入所施設	21.1%	20.7%	16.8%	14.1%
医療型障害児入所施設	19.1%	18.7%	14.8%	12.7%

（注）令和６年度末までの経過措置期間を設け、経過措置期間中は、現行の３加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引上げを受けることができる等の激変緩和措置を講じる。

福祉・介護職員等処遇改善加算について②

算定要件等

○　新加算（Ⅰ～Ⅳ）は、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一。（福祉・介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。）

○　新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算Ⅳの加算額の１／２以上を月額賃金の改善に充てることを要件とする。

※　それまでベースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、ベースアップ等支援加算相当分の加算額については、その２／３以上を月額賃金の改善として新たに配分することを求める。

加算率（※）　既存の要件は黒字、新規・修正する要件は**赤字**

加算率	新加算（福祉・介護職員等処遇改善加算）	新加算の要件	対応する現行の加算等（※）	新加算の趣旨
【8.1%】	Ⅰ	**新加算（Ⅱ）に加え、以下の要件を満たすこと。** • 経験技能のある福祉・介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること（生活介護の場合、介護福祉士25%以上等）	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【4.4%】 b. 特定処遇加算（Ⅰ）【1.4%】 c. ベースアップ等支援加算【1.1%】	事業所内の経験・技能のある職員を充実
【8.0%】	Ⅱ	**新加算（Ⅲ）に加え、以下の要件を満たすこと。** • 改善後の賃金年額440万円以上が１人以上 • 職場環境の更なる改善、見える化**【見直し】（令和７年度）** ~~• グループごとの配分ルール【撤廃】~~	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【4.4%】 b. 特定処遇加算（Ⅱ）【1.3%】 c. ベースアップ等支援加算【1.1%】	総合的な職場環境改善による職員の定着促進
【6.7%】	Ⅲ	**新加算（Ⅳ）に加え、以下の要件を満たすこと。** • 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【4.4%】 b. ベースアップ等支援加算【1.1%】	資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備
【5.5%】	Ⅳ	• **新加算（Ⅳ）の1/2（2.7%）以上を月額賃金で配分** • 職場環境の改善（職場環境等要件）**【見直し】（令和７年度）** • 賃金体系等の整備及び研修の実施等	a. 処遇改善加算（Ⅱ）【3.2%】 b. ベースアップ等支援加算【1.1%】	福祉・介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等

※　加算率は生活介護のものを例として記載。

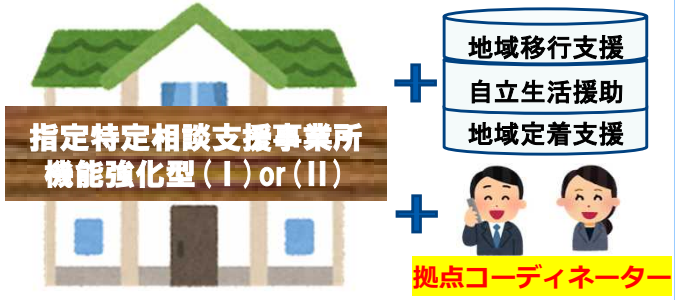
地域生活支援拠点等の機能の充実

○　障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等について、障害者総合支援法の改正により市町村に対する努力義務を設け、その整備を推進するとともに、機能の充実を図る。

①　情報連携等のコーディネート機能の評価

○　地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設する。（別紙参照）

【新設】地域生活支援拠点等機能強化加算　**500単位／月**　＊拠点コーディネーター1名につき100回／月を上限
（地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援）



②　緊急時の重度障害者の受入機能の充実

○　地域生活支援拠点等に位置づけられ、かつ、平時からの連携調整に従事する者を配置する通所系サービス事業所において、障害の特性に起因して生じた緊急事態の際に、夜間に支援を行った場合に加算する。

【新設】通所系サービス　緊急時受入加算　**100単位／日**

○　地域生活支援拠点等に位置づけられ、かつ、平時からの連携調整に従事する者を配置する短期入所事業所において、医療的ケア児等の重度障害者を受け入れた場合に加算する。

【現行】短期入所（加算）100単位／日　＊拠点位置づけのみ　【見直し後】短期入所（加算）**200単位／日**　＊連携調整者配置

※　地域生活支援拠点等に係る既存の加算について、関係機関との連携調整に従事する者を配置することを要件に加える。（訪問系サービス等）

③　地域移行に向けた動機付け支援に係る評価

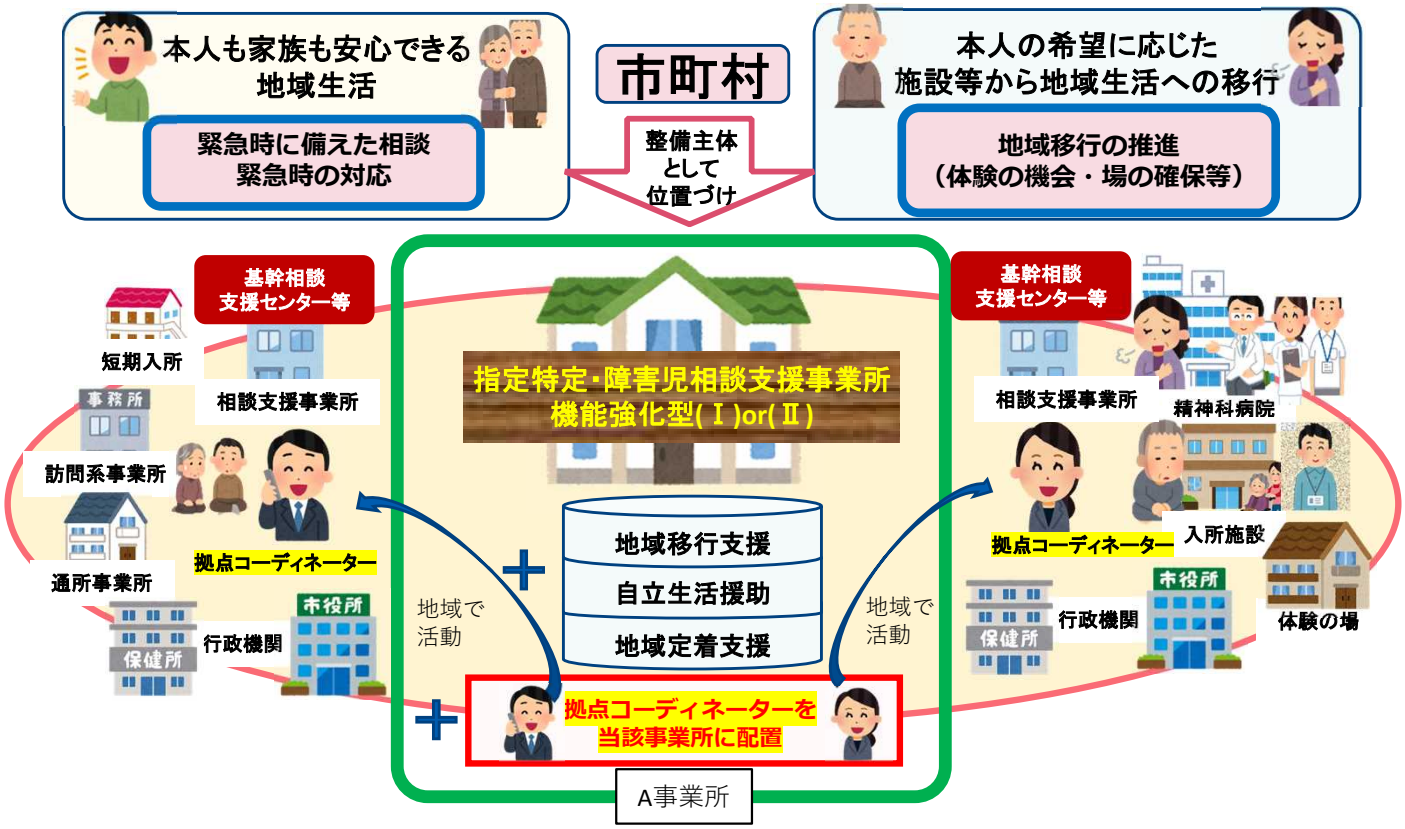
○　地域生活支援拠点等に位置づけられている障害者支援施設において、地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合に加算する。（１月に３回を限度）

【新設】施設入所支援　地域移行促進加算（Ⅱ）　**60単位／日**

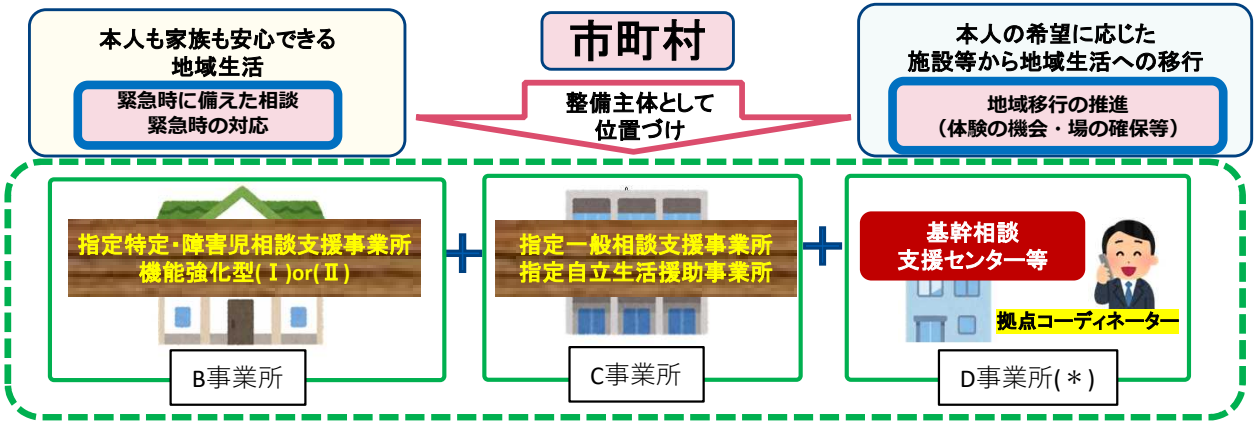


拠点コーディネーターの配置によるコーディネート機能の体制整備の評価

① 市町村が整備する地域生活支援拠点等において、拠点コーディネーターを地域の中核的な相談支援事業所が単独で配置する場合



② 市町村が整備する地域生活支援拠点等において、拠点コーディネーターを地域の中核的な相談支援事業所等で共同して配置する場合



【新設】地域生活支援拠点等機能強化加算　500単位／月

○　以下の①又は②のいずれかに該当する相談支援事業所等で提供される計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援において加算する。

①　計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型基本報酬(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを**同一の事業所で一体的に提供**し、かつ、**市町村から地域生活支援拠点等に位置づけ**られた相談支援事業者等において、情報連携等を担う**拠点コーディネーターを常勤で１以上配置**した場合。

②　計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型基本報酬(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定する場合に限る。）、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援に係る**複数の事業者が、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営**されており、かつ、**市町村から地域生活支援拠点等に位置づけ**られた当該事業者又はネットワーク上の関係機関（基幹相談支援センター等）において、情報連携等を担う**拠点コーディネーターが常勤で１以上配置**されている場合。

＊ 拠点コーディネーターを配置した当該相談支援事業所等は、 配置した拠点コーディネーター１人につき、合計100回／月 までの算定を可能とする。

【拠点コーディネーターの役割（例）】
○　市町村との連絡体制、基幹相談支援センターや相談支援事業所との連携体制、市町村（自立支援）協議会との連携体制、複数法人で拠点機能を担う場合の連携体制や伝達体制の整理等の、地域における連携体制の構築。
○　緊急時に備えたニーズ把握や相談、地域移行に関するニーズの把握や動機付け支援等。

＊拠点コーディネーターの役割は、地域における連携体制の構築であり、個別給付に係る支援の実施が配置の目的ではないことを当該相談支援事業所等は留意。原則、個別給付に係る業務は行わない。
＊本報酬は法第77条第３項の地域生活支援拠点等の体制整備に係る加算であることから、市町村は、本報酬を理由に、障害者相談支援事業の委託料を減額することがないように留意。

＊拠点コーディネーターは加算対象以外の事業所にも配置可。

精神科病院からの地域移行に向けた取組の全体像（イメージ）

本人も家族も安心できる地域生活

本人の希望に応じた精神科病院から地域生活への移行

障害当事者

在　宅

外来・往診・訪問看護等、医療機関

障害当事者

一人暮らし支援

強度行動障害対応強化

共同生活援助（グループホーム）

精神障害者地域移行特別加算　地域生活移行個別支援特別加算

地域生活支援拠点等の主な機能

拠点コーディネーター

緊急時に備えた相談
緊急時の対応

地域移行の推進
（体験の機会・場の確保等）

↑　連携　↓

各機関とも連携して意思決定支援を行う

退院後生活環境相談員等
病棟の支援チーム

障害当事者

精神科病院

退院後　退院支援　入院直後

診療報酬上の評価

基幹相談支援センター・（市町村）障害者相談支援事業

報酬の見直し等　緊急時対応加算　計画相談支援

集中支援加算　緊急時対応加算　自立生活援助

緊急時対応加算　地域定着支援

地域移行支援　宿泊体験・体験利用加算

拠点コーディネーターの配置

＋

計画相談支援（機能強化型Ⅰ又はⅡ）
地域移行支援
地域定着支援
自立生活援助

短期入所　拠点登録の加算　緊急時対応加算

自立訓練・就労支援系・生活介護　等　体験利用支援加算　緊急時対応加算

＊宿泊型自立訓練 →　精神障害者地域移行特別加算　地域生活移行個別支援特別加算

居宅介護・重度訪問支援・同行援護・行動援護　等　緊急時対応加算

＊図内の枠色について

既存の障害福祉報酬での取組

R６障害福祉サービス等報酬改定

＊障害福祉サービス等報酬の一部抜粋

↑　連携　↓

行政機関（障害福祉・高齢・保健等）・医療等の関係機関　　（自立支援）協議会等の**協議の場**

強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実

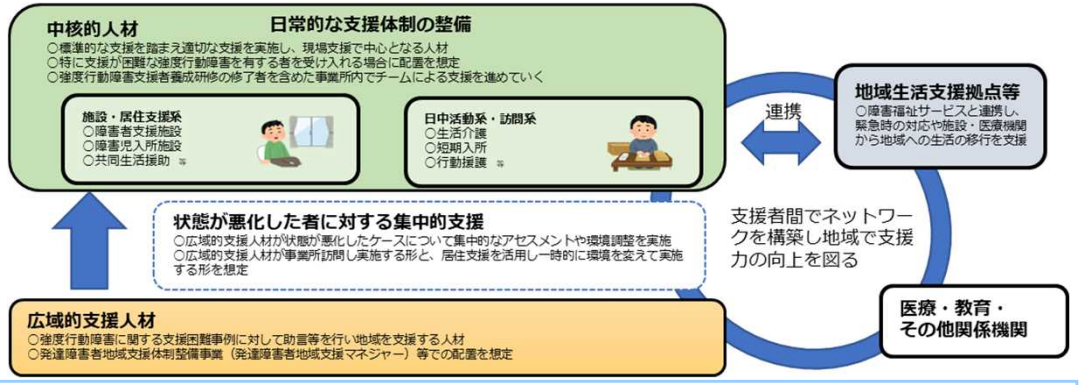
①強度行動障害を有する者の受入体制の強化

【重度障害者支援加算（生活介護・施設入所支援）】
○　区分６以上行動関連項目10点以上の報酬区分を新設する。
○　強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者の加配要件を廃止し、生活支援員に占める割合での評価とする（体制加算部分は廃止）。
（現行）基準及び人員配置体制加算の配置数に加えて配置される基礎研修修了者1人（４時間程度以上）につき、利用者５人まで算定可
（見直し後）生活支援員のうち基礎研修修了者の割合が20%以上
【重度障害者支援加算（短期入所）】
○　区分４,５の報酬区分を新設する。
○　標準的な支援を推進するため、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者が作成した支援計画シート等により適切な支援を行った場合の評価を新設する（基礎研修修了者の配置のみの加算部分は廃止）。
【重度障害者支援加算（共同生活援助）】
○　共同生活援助での受入体制を強化するため、利用者の状態や環境の変化等に適応するための初期のアセスメント等の評価を新設する。
【重度障害者支援加算（共通）】
○　生活介護・施設入所支援・短期入所・共同生活援助において、行動関連項目の合計点が18点以上の者を受入れて中核的人材が作成する支援計画シート等により適切な支援を行った場合にさらに加算する。

②状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援

○　高度な専門性により地域を支援する人材（広域的支援人材）が、事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言も含む）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を共に行い環境調整を進め、支援を行った場合の評価を新設する。※期間は３か月を限度

【新設】集中的支援加算
・広域的支援人材が訪問等した場合の評価　1,000単位／回（月に４回を限度）
・状態が悪化した者を受け入れた施設等への評価　500単位／日



	区分４以上かつ10点以上 ※実践研修修了者配置		【新設】18点以上の場合 ※中核的人材養成研修修了者配置		区分６以上かつ10点以上 ※実践研修修了者配置		【新設】18点以上の場合 ※中核的人材養成研修修了者配置	
生活介護・ 施設入所支援	受入・体制 １８０単位	初期 ４００単位	個別支援 ＋１５０単位	初期 ＋２００単位	【新設】受入・体制 ３６０単位	【新設】初期 ５００単位	個別支援 ＋１５０単位	初期 ＋２００単位
短期入所	【新設】受入 ３０単位	【新設】体制 ＋７０単位	個別支援 ＋５０単位		受入 ５０単位	【新設】体制 ＋１００単位	個別支援 ＋５０単位	
共同生活援助	受入・体制 １８０単位	【新設】初期 ４００単位	個別支援 ＋１５０単位	初期 ＋２００単位	受入・体制 ３６０単位	【新設】初期 ５００単位	個別支援 ＋１５０単位	初期 ＋２００単位

③行動援護における短時間の支援の評価等

○　ニーズの高い短時間の支援を評価する（長時間の支援は見直し）。

【行動援護の基本報酬】（例）
・所要時間30分以上1時間未満の場合　（現行）　407単位　→　（見直し後）　437単位
・所要時間5時間30分以上6時間未満の場合（現行）1,940単位　→　（見直し後）1,904単位

○　特定事業所加算に以下の要件を追加する。
・医療・教育等の関係機関との連携　　・行動関連項目18点以上の者の受入れ
・中核的人材養成研修を修了したサービス提供責任者の配置

④重度障害者等包括支援における専門性の評価等

○　訪問系サービスにおいて有資格者による支援を評価する。

【新設】有資格者支援加算　60単位／日（１人１日当たり）

○　複数のサービス事業者による連携した支援を評価する。

【新設】外部連携支援加算　200単位／回（月４回を限度）

状態が悪化した強度行動障害を有する者への集中的支援

○　在宅やグループホーム等で行動上の課題が頻発するなど状態が悪化したケースについて、広域的支援人材を活用した集中的なアセスメントと環境調整により状態の改善を図る。実施方法としては、広域的支援人材が事業所を訪問して実施する「事業所訪問型(集中的支援加算(Ⅰ))」と居住支援系サービスを活用し実施する「居住支援活用型(集中的支援加算(Ⅱ))」の２つの加算を設定。

⑴集中的支援の実施要請と都道府県への依頼

家庭、事業所



強度行動障害を有する児者であり、状態が悪化し、現状の障害福祉サービス等の利用や生活を維持することが難しくなった児者

集中的支援を自治体に申請

支給決定自治体

集中的支援の必要性と、基準に適当しているか確認(障障発0319　⑴-②※)
＊事業所を利用している場合、当該事業所と検討

申請時に相談支援支援事業所等と連携・協力が望ましい

集中的支援を都道府県に依頼

⑵集中的支援の実施の調整(都道府県等)

都道府県・指定都市
（発達障害者支援体制整備事業を活用可能）
名簿管理・管内の市町村等への情報共有**(様式1-1,1-2)**
広域的支援人材と居住支援活用型の集中的支援実施施設の選定
(障障発0319　3-⑴-①ア～ウ　3-⑵-①ア～ウ)

広域的支援人材から
開始時に集中的支援実施計画
終了後に実施報告書
を受け取り集中的支援の実施状況を確認

⑶広域的支援人材による集中的支援の実施

集中的支援を広域的支援人材に要請

広域的支援人材

事業所訪問型の集中的支援
集中的支援加算(Ⅰ)を算定可
広域的支援人材に適切な額の費用の支払い

居住支援活用型の集中的支援
（実施施設）
施設入所支援・短期入所・障害児入所施設
複数の都道府県等に登録可
集中的支援加算*(Ⅰ)と(Ⅱ)算定可
＊(Ⅰ)の扱いは事業所訪問型と同様

集中的支援

広域的支援人材が計画に基づき、事業所と協力し以下を実施する
・アセスメント
・環境調整の実施
・フォローアップ
3月以内の期間で1月に4回の訪問が限度

自治体
＊居宅支援活用型の場合は支給決定

相談支援事業所
集中的支援の計画に合わせ必要に応じてサービス等利用計画を変更

⑷集中的支援の修了

障害者の意思決定支援を推進するための方策

意思決定支援の推進（運営基準への位置づけ）

障害者の意思決定支援を推進するため、「障害福祉サービス等の提供に当たっての意思決定支援ガイドライン」を踏まえ、相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、以下の規定を追加する。

【取扱方針】

・　事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、**利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。**

【サービス等利用計画・個別支援計画の作成等】

・　**利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮**しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での**適切な支援内容の検討**をしなければならない。

・　利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）に当たり、**利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合**には、適切に意思決定支援を行うため、**当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握**しなければならない。

・　相談支援専門員やサービス管理責任者が行うサービス担当者会議・個別支援会議について、**利用者本人が参加するものとし、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認**する。

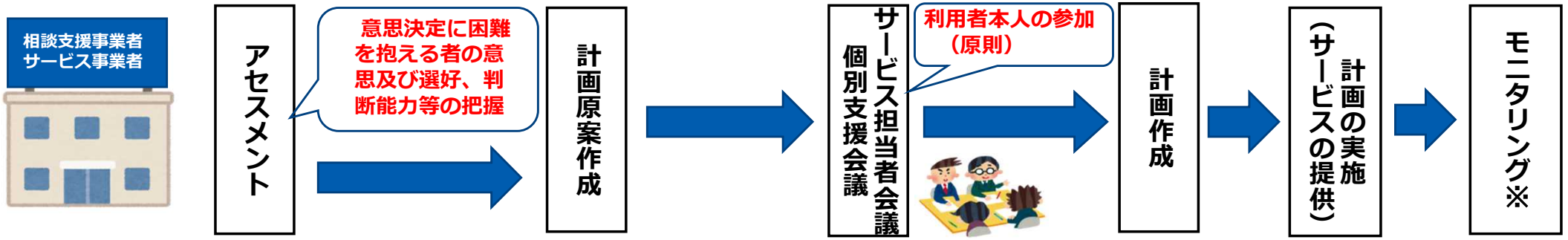
※　障害児者の状況を踏まえたサービス等利用計画・障害児支援計画の作成を推進する観点から、 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が作成した個別支援計画について相談支援事業者への交付を義務付け。

【サービス管理責任者の責務】

・サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならない。

※障害児通所支援、障害児入所施設についても、障害児及びその保護者の意思の尊重の観点から、上記に準じた規定を追加。

（参考）障害者の意思決定支援のプロセス　相談支援専門員・サービス管理責任者が、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、計画を検討



※相談支援専門員によるモニタリングについて、地域移行に向けた意思決定支援や重度の障害等のため頻回な関わりが必要な者は標準より短い期間で設定が望ましい旨例示

障害者虐待の防止・権利擁護

虐待防止措置

施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算（所定単位数の１％を減算）を創設。

（参考）障害者虐待防止措置
① 虐待防止委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

身体拘束の適正化

○ 身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を５単位から所定単位数の10%に引き上げ。訪問・通所系サービスについて、減算額を５単位から所定単位数の１％に見直す。

（※）施設・居住系：障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

訪問・通所系：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

（参考）身体拘束適正化措置
① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
② 身体拘束適正化検討委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
④ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

○ 施設・事業所において、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨を障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知に明記。

障害福祉現場の業務効率化

<各種様式等の簡素化・標準化>

○　障害福祉分野における各種様式については、規制改革実施計画（令和５年６月16日閣議決定）において、「障害福祉サービス等事業者及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、（中略）地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書、報酬請求関連文書（中略）について、標準様式及び標準添付書類（以下「標準様式等」という。）を作成すること」、「標準様式等に関する検討結果を踏まえ（中略）電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備について検討する」とされている。

○　このため、**令和５年度中にサービス類型ごとに、標準様式等を作成**することとしており、標準様式等を作成後、地方公共団体に対して活用を促し、令和６年度以降、その普及の状況等を踏まえ、標準様式等の使用の基本原則化について検討を行うこととしている。

○　また、令和６年度に「電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備」に向けた検討を実施する予定。

＜標準様式等のイメージ（指定申請の場合）＞

・現行の地方公共団体の申請様式等の構成を整理し、サービス類型を通じて共通の申請書、各サービス毎に記載が必要な事項をまとめた付表及び添付書類の一覧を作成する。

①指定申請書本体（サービスに関わらず共通の事項を記載）

②付表（各サービスごとに必要な項目を記載）

③添付書類の一覧（①や②の記載事項が正しいかを確認するための挙証資料）

考えられる添付書類：登記の写し、従業員との雇用契約書、財務諸表　など

<見守り支援機器導入による夜勤職員配置体制加算の要件の緩和>

○　見守り支援機器を導入したうえで入所者の支援を行っている障害者支援施設について、夜勤職員配置体制加算の要件を緩和

（現行）前年度の利用者の数の平均値が21人以上40人以下の場合　夜勤**2人**以上

⇒　見守り機器を入所者数の15%以上設置：前年度の利用者の数の平均値が21人以上40人以下の場合　夜勤**1.9人**以上　等

<管理者の兼務範囲の見直し・テレワークの取扱いの明確化>

○　管理者の責務として、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を常時適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことを示しつつ、訪問系サービス等の管理者について、こうした責務を果たせる場合であって、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合にあっては、**同一敷地内等に限らず兼務できる旨を示す。**

○ **管理者について、管理上支障が生じない範囲内においてテレワークを行うことが可能**であることを示す。また、**管理者以外の職種又は業務について、テレワークについて具体的な考え方を示す。**

業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化

概要

【全サービス】

○　感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。その際、一定程度の取組を行っている事業所に対し経過措置を設けることとする。

減算単位

業務継続計画未策定減算【新設】

・100分の３に相当する単位数を減算

（療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設）

・100分の１に相当する単位数を減算

（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く））

算定要件

○　以下の基準に適応していない場合、所定単位数を減算する。

・　感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること

・　当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※　令和７年３月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和７年３月31日までの間、減算を適用しない。

※　就労選択支援については、令和９年３月31日までの間、減算を適用しない経過措置を設ける。

障害者支援施設等における医療機関との連携強化・感染症対応力の向上

①　感染症発生時に備えた平時からの対応

＜運営基準の見直し＞

○　障害者支援施設等（障害者支援施設、グループホーム、（福祉型）障害児入所施設）について、新興感染症の発生時等に感染者の対応を行う協定締結医療機関（*）と連携し、新興感染症発生時等における対応を取り決めることを努力義務化

○　協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、当該協力医療機関と利用者の急変時等の対応等の取り決めを行う中で、新興感染症の発生時等における対応についても協議を行うことを義務化

＜報酬による評価＞

○　障害者支援施設等について、感染症発生時における施設内感染を防止する観点や感染者への医療提供を迅速に行う体制を平時から構築していく観点から、以下の①～③の要件を満たしている場合に評価。**（Ⅰ）**

①　新興感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する協定締結医療機関との連携体制を構築していること

②　協力医療機関等と感染症発生時の対応を取り決めるとともに、軽症者等の施設において対応可能な感染者については、協力医療機関等との連携の上で施設において療養することが可能であること

③　感染症対策にかかる一定の要件を満たす医療機関等や地域の医師会が定期的に主催する感染対策に関する研修に参加し、助言や指導を受けること

○　医科診療報酬点数表の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から３年に１回以上実地指導を受けている場合に評価。**（Ⅱ）**

（*）協定締結医療機関…令和４年12月に成立した感染症法等の改正により、都道府県は、新興感染症等の対応を行う医療機関と協議を行い、感染症に係る協定を締結することとしている。

【新設】
障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ）　10単位/月
障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅱ）　５単位/月

②　新興感染症等の発生時に施設内療養を行う障害者支援施設等への対応

○　新興感染症等の発生時に、施設内で感染した障害者に対して必要な医療やケアを提供する観点や、感染拡大時の施設等における生活継続等の対応として、必要な体制を確保した上で施設内療養を行った場合に評価。

※　対象の感染症については、今後のパンデミック発生時に必要に応じて指定

【新設】
新興感染症等施設療養加算　240単位

情報公表未報告の事業所への対応

概要

【全サービス】

○　利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を創設する。

○　また、施行規則において、都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。

減算単位

情報公表未報告減算【新設】

・100分の10に相当する単位数を減算

（療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設）

・100分の５に相当する単位数を減算

（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く））

算定要件

○　障害者総合支援法第76条の３の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合に、所定単位数を減算する。

都道府県等による確認

○　都道府県知事（指定都市又は中核市にあっては、当該指定都市又は中核市の市長）は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から障害者総合支援法第76条の３の規定に基づく情報公表に係る報告がされていることを確認するものとする。

地域区分の見直し

■　令和６年度以降の級地の設定に当たっては、引き続き、原則として、介護報酬と同じ区分とすることを基本としつつ、公平性を欠く状況にあると考えられる自治体については特例（※１）を設け、自治体に対して行った意向調査の結果を踏まえ、級地に反映する。

また、平成30年度報酬改定の際に設けられた経過措置（※２）については令和５年度末までがその期限となっているが、令和８年度末までの延長を認める。

さらに、平成30年度報酬改定時以降に、介護報酬と同じ区分に変更した自治体について、現行の区分と従前の区分の範囲内で設定することを認める（令和８年度末までの適用）。

（※１）

ア　次の場合は、当該地域に隣接する地域に設定された地域区分のうち、一番低い又は高い地域区分までの範囲で引上げる又は引下げることを認める。

ⅰ　当該地域の地域区分よりも高い又は低い地域に全て囲まれている場合。

ⅱ　当該地域の地域区分よりも高い又は低い級地が設定された地域に複数隣接しており、かつ、その地域の中に当該地域と３級地以上の級地差がある地域が含まれている場合。なお、引上げについては、地域手当の級地設定がある自治体を除く。

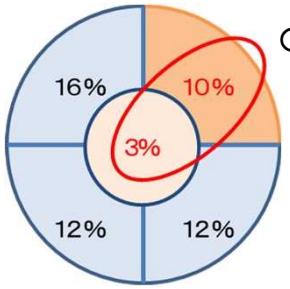
ⅲ　当該地域の地域区分よりも高い又は低い級地が設定された地域に囲まれており、かつ、同じ地域区分との隣接が単一（引下げの場合を除く。）の場合。なお、引上げについては、地域手当の級地設定がある自治体を除く。

イ　５級地以上の級地差がある地域と隣接している場合について、４級地差になるまでの範囲で引上げ又は引下げを認める。

（※２）

平成30年度の地域区分の見直しに当たり、報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、従前の設定値と見直し後の設定値の範囲内で選択することが可能とするもの。

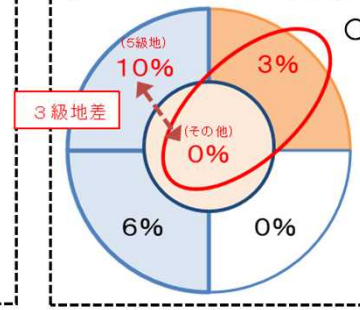
【ア ⅰ に該当する事例】



○高い地域区分の地域に全て囲まれている場合

⇒６％又は10％を選択可

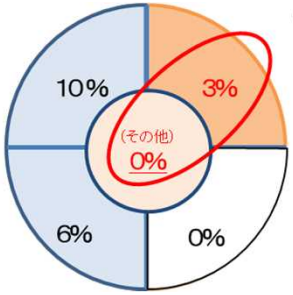
【ア ⅱ に該当する事例】



○その他（0%）地域であって、高い地域区分の地域と複数隣接し、その中に３級地以上の級地差がある地域が含まれている場合

⇒３％を選択可

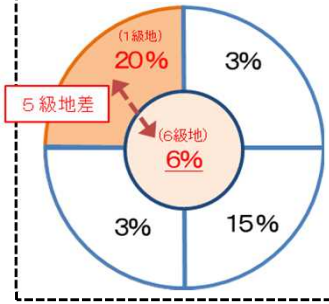
【ア ⅲ に該当する事例】



○その他（0%）の地域であって、高い地域区分の地域に囲まれており、同一の区分（0%）とは単一の隣接となっている場合

⇒３％を選択可

【イ に該当する事例】



○５級地以上の級地差がある地域と隣接している場合

⇒10％を選択可

補足給付の基準費用額の見直し

現行制度（20歳以上の障害者の場合）

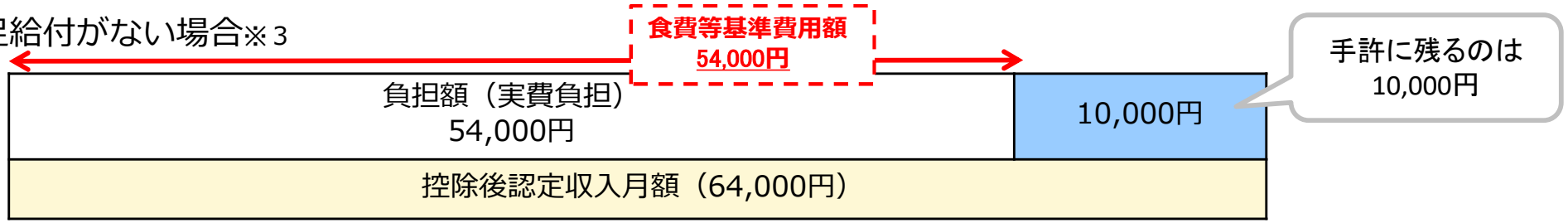
○　入所施設の食費・光熱水費の実費負担については、低所得者に対して、食費・光熱水費の実費負担をしても、少なくとも手許に25,000円が残るよう、食費等基準費用額（54,000円）※１から所得に応じた負担限度額を控除した額を補足給付として支給する。

※１　食事・光熱水費にかかる平均費用

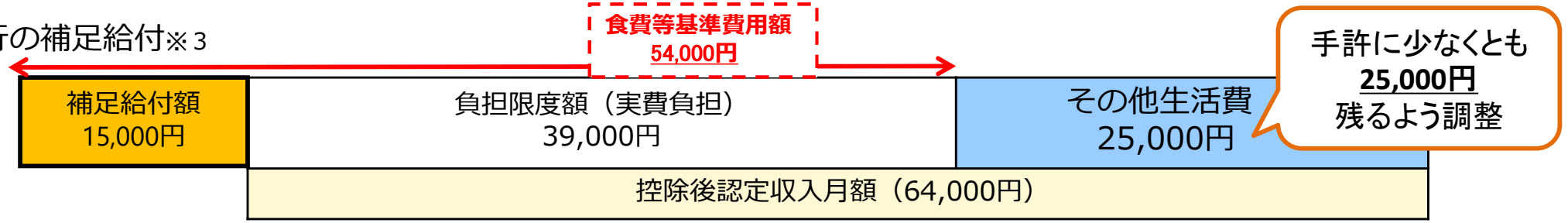
	補足給付の額
控除後認定収入額（※２）が66,667円を超える場合	（月額）54,000円－負担限度額（月額） 負担限度額（月額）＝（66,667円－その他生活費の額）＋（控除後認定収入額－66,667円）×50%
控除後認定収入額が66,667円以下の場合	（月額）54,000円－負担限度額（月額） 負担限度額（月額）＝控除後認定収入額－その他生活費の額
生活保護受給者	（月額）54,000円

※２　一月における、収入から税、社会保険料、就労収入を控除した額

○補足給付がない場合※３



○現行の補足給付※３



※３　入所施設対象者（60歳未満、控除後認定収入額（月額　64,000円）の場合）

基準費用額の見直し

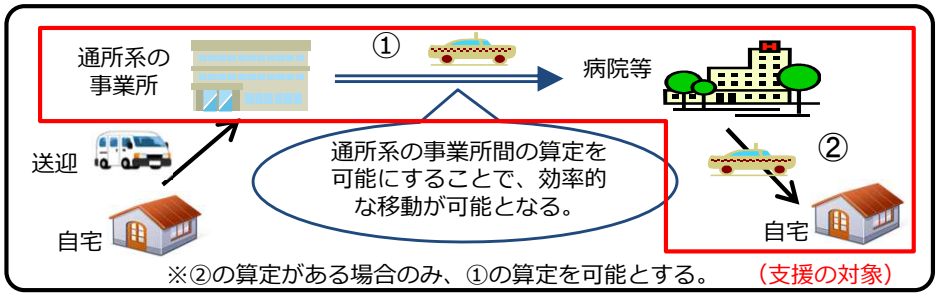
○　基準費用額について、令和５年障害福祉サービス等経営実態調査結果等を踏まえ「**55,500円**」とする。

障害の重度化や障害者の高齢化など、訪問系サービスにおける地域のニーズへの対応

①通院等介助等の対象要件の見直し（居宅介護）

居宅介護の通院等介助等について、通知を改正し、居宅が始点又は終点となる場合には、障害福祉サービスの通所系の事業所や地域活動支援センター等から目的地（病院等）への移動等に係る通院等介助等に関しても、同一の事業所が行うことを条件に、支援の対象とする。

【見直し後】



②熟練従業者による同行支援の見直し（重度訪問介護）

○　重度訪問介護における熟練従業者の同行支援をより評価する観点から、熟練従業者及び新任従業者の報酬について見直しを行う。

【現行】
所定単位数の85%（合わせて170%）

⇒

【見直し後】
所定単位数の90%（合わせて180%）

○　医療的ケア等の専門的な支援技術が必要な重度訪問介護加算対象者（15%加算対象者）に対する支援について、採用から６か月以内の新任従業者に限らず、重度訪問介護加算対象者（15%加算対象者）に対する支援に初めて従事する従業者も、熟練従業者の同行支援の対象とする。

【新設】所定単位数の90%（合わせて180%）

③同行援護の特定事業所加算の加算要件の見直し（同行援護）

専門的な支援技術を有する人材を配置した事業所を評価できるように、加算要件の「良質な人材の確保」の要件の選択肢として、「盲ろう者向け通訳・介助員であり、同行援護従業者の要件を満たしている者」の配置割合を追加する。

□特定事業所加算（Ⅰ）要件①～③のすべてに適合）所定単位数の20%を加算
□特定事業所加算（Ⅱ）要件①及び②に適合　所定単位数の10%を加算
□特定事業所加算（Ⅲ）要件①及び③に適合　所定単位数の10%を加算
□特定事業所加算（Ⅳ）要件①及び④に適合　所定単位数の　５%を加算

(要　件)
①サービス提供体制の整備
②良質な人材の確保　⇐
③重度障害者への対応
④中重度障害者への対応

「②良質な人材の確保」の要件の選択肢に追加
・盲ろう者向け通訳・介助員で、同行援護従業者の要件を満たしている者の占める割合が20%以上

④訪問系サービスの国庫負担基準の見直し

○　居宅介護の国庫負担基準について、介護保険対象者の区分を追加する。
○　重度訪問介護の国庫負担基準について、重度障害者の単位の見直しや介護保険対象者の区分の細分化を行う。

【居宅介護利用者】

[現行]

（対象者）

区分1	6,280単位
区分2	7,130単位
区分3	9,010単位
区分4	14,040単位
区分5	20,570単位

区分6	28,230単位
障害児	13,010単位

※通院等（乗降）介助ありの単位

[見直し後]

（対象者）

区分1	6,410単位
区分2	7,270単位
区分3	9,190単位
区分4	14,320単位
区分5	20,980単位

区分6	28,800単位
障害児	13,270単位

【介護保険対象者】

区分5	1,100単位
区分6	1,810単位

※通院等（乗降）介助ありの単位

【重度訪問介護利用者】

[現行]

（対象者）

区分4	28,430単位
区分5	35,630単位
区分6	50,800単位

【介護保険対象者】

共通	17,340単位

[見直し後]

（対象者）

区分4	28,940単位
区分5	36,270単位
区分6	62,050単位

【介護保険対象者】

区分４	14,620単位
区分5	15,290単位
区分6	22,910単位

重度障害者が入院した際の特別なコミュニケーション支援の充実

①入院中の重度訪問介護利用の対象拡大

入院中に特別なコミュニケーション支援を行うための重度訪問介護の利用（現行は、障害支援区分６の利用者のみ）について、特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分４及び５の利用者も対象とする。

【現行】
・重度訪問介護利用者で特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分６の障害者

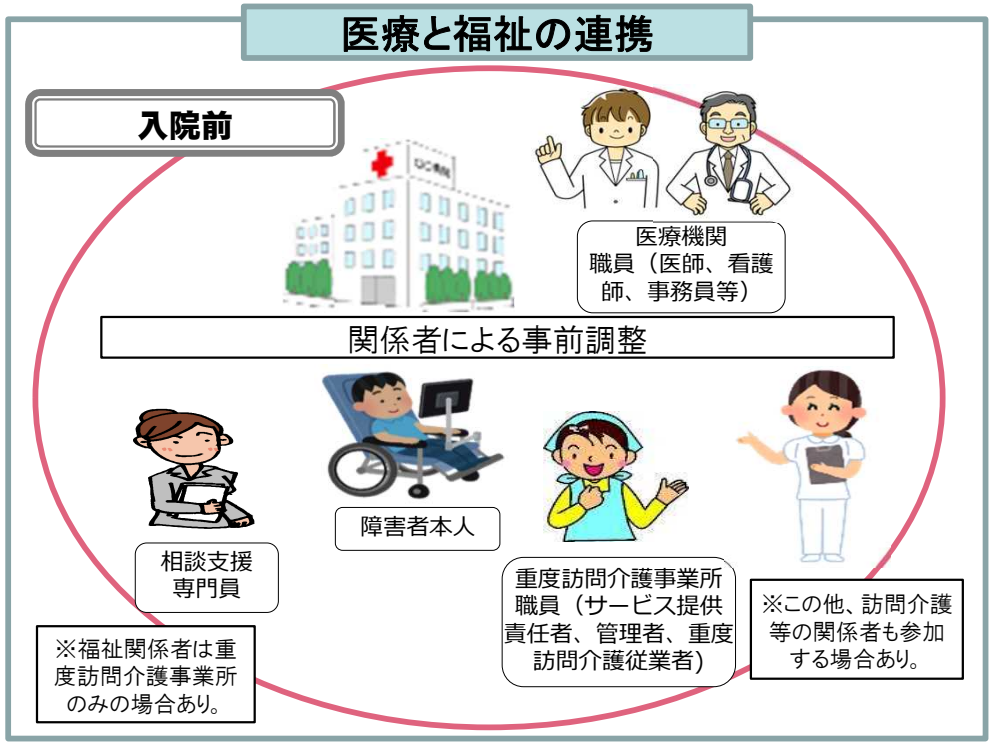
【見直し後】
・重度訪問介護利用者で特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分４・５・６の障害者

②入院中の重度訪問介護利用における入院前の医療と障害福祉の連携した支援への評価

重度訪問介護利用者が重度訪問介護従業者の付添いにより入院する際、その入院前に、重度訪問介護事業所の職員と医療機関の職員が事前調整を行った場合、当該重度訪問介護事業所が医療機関と連携した支援について評価する。

【新設】入院時支援連携加算　　300単位を加算（入院前に１回を限度）

入院中の重度訪問介護利用における医療と福祉の連携（イメージ）



【医療機関との具体的な事前調整の内容】

（1）障害者本人、障害福祉サービス等事業者から医療機関への伝達事項
- 入院する障害者の基本情報、利用している障害福祉サービス等
- 入院する障害者の障害特性等の伝達（障害の状態、介護方法（例：体位変換、食事、排泄）など）
- 障害者本人の入院中の生活・退院後の生活の希望
- 重度訪問介護の制度（目的、内容）

（2）医療機関から障害福祉サービス等事業者への伝達事項
- 医療機関の入院規則
- 感染対策（体温等の確認、マスク装着の徹底）

（3）医療機関と障害福祉サービス等の調整
- 看護師が行う業務と重度訪問介護従業者が行う業務の確認（コミュニケーション支援の範囲の確認）
- 障害特性を踏まえた病室等の環境調整や対応（ベッド等の配置など）
- 重度訪問介護従業者の人数、勤務時間、勤務体制
- 重度訪問介護従業者から医療機関への報告等の伝達方法

生活介護における支援の実態に応じた報酬の見直し

① 基本報酬区分の見直し（サービス提供時間ごとの基本報酬の設定・福祉専門職員配置等加算の算定方法の見直し）

○ 基本報酬は営業時間で設定されているが、利用者ごとのサービス提供の実態に応じた報酬体系とするため、基本報酬の設定については、障害支援区分ごと及び利用定員規模に加え、サービス提供時間別に細やかに設定する。

○ なお、サービス提供時間については、医療的ケアが必要な者や盲ろう者など、障害特性等により利用時間が短時間にならざるを得ない者等の配慮として、

・ 個別支援計画に定めた標準的な支援時間で算定することを基本とすることなど一定の配慮を設ける。

・ 従業員の配置員数を算出する際に必要な前年度の平均利用者数の算出については、サービス提供時間を考慮する。（５時間以上７時間未満の利用者は、１日0.75人として計算し、５時間未満の利用者は１日0.5人と計算する。例えば、短時間の利用者を午前・午後に分けて受け入れることも可能。）

※利用定員21人以上30人以下の場合

サービス提供時間	障害支援区分				
	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
3時間未満	449単位	333単位	228単位	204単位	185単位
３時間以上～４時間未満	575単位	427単位	293単位	262単位	236単位
４時間以上～５時間未満	690単位	512単位	351単位	313単位	284単位
５時間以上～６時間未満	805単位	597単位	409単位	366単位	332単位
６時間以上～７時間未満	1,120単位	833単位	570単位	510単位	463単位
７時間以上～８時間未満	1,150単位	854単位	584単位	523単位	475単位
８時間以上～９時間未満	1,211単位	915単位	646単位	584単位	536単位

＋

福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）
６単位/日

常勤職員が多く配置されていることや、常勤職員の勤続年数が長いことを適切に評価するため、福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）と福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）とを併給可とする。

② 基本報酬区分の見直し（利用定員規模ごとの基本報酬の設定）

○ 利用者数の変動に対して柔軟に対応しやすくすることで、小規模事業所の運営をしやすくするとともに、障害者支援施設からの地域移行を促進するため、障害者支援施設と同様、利用定員ごとの基本報酬を10人ごとに設定する。あわせて、重症心身障害児者対応の多機能型事業所にも配慮した利用定員規模別の基本報酬を設定する。

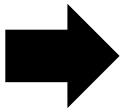
③ 延長支援加算の拡充

○ 延長支援加算については、生活介護の基本報酬をサービス提供時間で８時間以上９時間未満まで設定することから、９時間以上の支援を評価する。

※ 施設入所者については、延長支援加算は算定できない。

【現行】

（１）延長時間１時間未満の場合	61単位／日
（２）延長時間１時間以上の場合	92単位／日



【見直し後】

（１）所要時間９時間以上10時間未満の場合	100単位／日
（２）所要時間10時間以上11時間未満の場合	200単位／日
（３）所要時間11時間以上12時間未満の場合	300単位／日
（４）所要時間12時間以上	400単位／日

④ 食事提供加算の見直し

○ 通所系サービスにおける食事提供加算について栄養面を評価しつつ経過措置を延長【令和9年3月31日まで延長】

【現行】収入が一定額以下の利用者に対して、事業原則として当該施設内の調理室を使用して、食事の提供を行った場合に所定単位数を加算する

【見直し後】現行の要件に加え、①管理栄養士等が献立作成に関与または献立の確認を行い、②利用者ごとの摂食量の記録、③利用者ごとの体重の記録を行った場合に、所定単位数を加算する

医療的ケア児の成人期への移行にも対応した医療的ケアの体制の充実等

サービス名	項目	改定概要
生活介護	常勤看護職員等加配加算の見直し	医療的ケア児の成人期への移行にも対応した体制を整備するため、常勤看護職員等配置加算について、看護職員の配置人数に応じた評価に見直し。 **【見直し後】定員が11人以上20人以下　28単位／日 × 常勤換算員数　等**
	人員配置体制加算の拡充	医療的ケアが必要な者など、重度の障害者に対する体制を整備するため、より手厚く人員を配置した場合の評価の拡充。 **【見直し後】定員20人以下、従業者1.5:1以上　321単位／日　等**
	喀痰吸引等実施加算【新設】	登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を実施した場合の加算を創設 **【新設】30単位／日**
	入浴支援加算【新設】	医療的ケアが必要な者等への入浴支援を提供した場合の加算の創設。 **【新設】80単位／日**
	基本報酬の見直し （主に重症心身障害児者対応の多機能型事業所）	重症心身障害児者対応の多機能型事業所にも配慮した利用定員規模別の報酬設定を行うため、５人以下、６～10人以下の区分を創設。 **【新設】定員５人以下・区分６・所要時間７時間以上８時間未満の場合　1,672単位／日　等**
障害者支援施設	夜間看護体制加算の見直し	入所者への医療的ケアの対応状況を踏まえ、看護職員の配置人数に応じた評価に見直し。 **【見直し後】60単位／日＋35単位／日 × １を超えて配置した人数**
	通院支援加算【新設】	医療的ケアが必要な者等が医療機関に通院する頻度が高くなっているため、通院に係る支援を実施した場合の加算を創設。 **【新設】 17単位／日**
短期入所	福祉型強化短期入所の類型の追加【新設】	医療的ケア児者の入浴支援等、日中のみの支援ニーズに応えるサービス類型を創設。 **【新設】福祉型強化特定短期入所サービス費（Ⅱ）（障害児向け）区分３　977単位／日　等**
	医療的ケア対応支援加算及び重度障害児・障害者対応支援加算の対象の拡充	福祉型短期入所サービスについて、医療的ケア児者を受け入れて対応している場合や、区分５・６以上を多く受け入れている場合に、医療的ケア対応支援加算及び重度障害児・障害者対応支援加算の対象とするよう見直し。 **医療的ケア対応支援加算 120単位／日、重度障害児・障害者対応支援加算 30単位／日**
	医療型短期入所受入前支援加算【新設】	医療型短期入所サービスの利用を希望する医療的ケア児者に対して、利用する前から、事前に自宅へ訪問し、医療的ケアの手技等を確認した上で、新たに受け入れた場合の加算を創設。 **【新設】 1,000単位／日（１回を限度）**
	緊急短期入所受入加算の単位数の見直し	短期入所における緊急時の受け入れについて、緊急時の受入体制構築を適切に評価する観点から緊急短期入所受入加算による評価を見直し。 **【見直し後】福祉型　270単位／日、医療型　500単位／日**
	指定申請書類の簡略化	医療型短期入所サービスの指定申請において、介護老人保健施設の指定申請で提出している書類と同様の内容の書類がある場合、省略可能とするよう見直し。

障害者支援施設における地域移行を推進するための取組

○　障害者支援施設から地域生活への移行を推進するため、運営基準の見直しや、報酬の見直し・拡充を行う。

①　運営基準の見直し（地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向を確認）

○　すべての施設入所者に対して、地域生活への移行に関する意向や施設外の日中活動系サービスの利用の意向について確認し、本人の希望に応じたサービス利用になるようにしなければならないことを規定。

○　また、以下の①、②の体制の整備を令和６年度から努力義務化。令和８年度から義務化するとともに、未対応の場合は減算の対象とする。

①地域移行及び施設外の日中サービスの意向確認を行う担当者を選任すること

②意向確認の記録や意向を踏まえた個別支援計画を作成することなど、意向確認のマニュアルを作成していること

【新設】
地域移行等意向確認体制未整備減算５単位／日

②　基本報酬の見直し

○　利用定員の変更をしやすくするため、基本報酬の利用定員ごとの報酬設定を、10人ごとに設定。

【現行】

利用定員	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
40人以下	459単位	387単位	312単位	236単位	171単位
41人以上 60人以下	360単位	301単位	239単位	188単位	149単位
61人以上 80人以下	299単位	251単位	201単位	165単位	135単位
81人以上	273単位	226単位	181単位	149単位	128単位

【見直し後】

利用定員	区分６	区分５	区分４	区分３	区分２以下
40人以下	463単位	392単位	316単位	239単位	174単位
41人以上 50人以下	362単位	303単位	240単位	189単位	150単位
51人以上 60人以下	355単位	297単位	235単位	185単位	147単位
61人以上 70人以下	301単位	252単位	202単位	166単位	137単位
71人以上 80人以下	295単位	247単位	198単位	163単位	133単位
81人以上	273単位	225単位	181単位	150単位	129単位

③　地域生活への移行を推進するための評価の拡充

○　地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合の評価の拡充。

【新設】地域移行促進加算（Ⅱ）　60単位／日

○　前年度において障害者支援施設から地域へ移行し、６か月以上地域での生活が継続している者が１名以上いる場合かつ入所定員を１名以上減らした実績を評価する加算を創設。

【新設】地域移行支援体制加算　　例：利用定員が41人以上50人以下、区分６の場合　９単位／日

○　送迎加算について、障害者支援施設と隣接していない日中活動系の事業所への送迎した場合には、施設入所者を加算の対象とするよう見直し。

グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実

①グループホーム入居中における一人暮らし等に向けた支援の充実

【現　　行】自立生活支援加算　500単位/回　＊入居中2回、退居後1回を限度

【見直し後】（新設）**自立生活支援加算(Ⅰ)**　**1,000単位/月**　＊ 6ヶ月。個別支援計画を見直した上で支援を実施。介護サービス包括型、外部サービス利用型が対象。

（現行）自立生活支援加算(Ⅱ)　500単位/回　＊入居中2回、退居後1回を限度。日中サービス支援型対象

（新設）**自立生活支援加算(Ⅲ)**　**80単位/日**　＊移行支援住居。3年間。介護サービス包括型、外部サービス利用型において、共同生活住居単位で実施。

※　利用者がグループホームの継続的な利用を希望している場合や意思の表明が十分に確認できていない場合、事業所や支援者の都合による場合等については、加算の対象外。

【新設】**ピアサポート実施加算**　**100単位/月**　＊自立支援加算(Ⅲ)に加算

【新設】**居住支援連携体制加算**　**35単位/月**、**地域居住支援体制強化推進加算**　**500単位/回**（月1回を限度）　＊自立支援加算(Ⅰ)に加算

＊移行支援住居の入居者については、自立支援加算（Ⅲ）として一括して評価。

②グループホーム退居後における支援の評価

【新設】**退居後共同生活援助サービス費・退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費**　**2,000単位/月**　＊退居後3ヶ月　自立支援加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)を算定した者が対象。

【新設】**退居後ピアサポート実施加算**　**100単位/月**　＊退居後共同生活援助サービス費、退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費に加算

1．グループホーム入居中に一人暮らし等を希望した利用者に対する支援

入居前

個別支援計画等の作成



個別支援会議等

グループホーム

・介護サービス包括型
・外部サービス利用型



生活支援





グループホームを利用していく中で、新たな生活の希望が出てきた場合（期間の定めはない）

入居中

個別支援計画の見直し



個別支援会議
本人の希望する生活や意思について共有

自立支援加算（Ⅰ）

個別支援計画を見直した上で、希望する生活に向けて住居の確保等の支援を受ける（6か月）

一人暮らし等へ

2．グループホーム入居前から一人暮らし等を希望する利用者に対する支援

入居前

個別支援計画等の作成



個別支援会議等

利用前に本人の希望する生活や意思について共有

グループホーム

・移行支援住居の定員は2人以上7人以下。



自立支援加算（Ⅲ）



住まいの確保



グループワーク等



居住支援法人・協議会等との連携・報告



ピアサポート実施加算

同じ目的を持った仲間と共に希望する生活を目指す住居の確保や退居後の生活に向けた支援を受ける（3年間）

3．退居後の支援

退居後共同生活援助サービス費

新しい暮らしに馴染むため、一定期間、関係性のあるグループホームの職員が訪問により支援（3か月）



＋



退居後ピアサポート実施加算

＋



居宅介護等

＊サービス管理責任者は、ソーシャルワークの専門職（社会福祉士や精神保健福祉士）を常勤専従で７：１以上で配置。
日中からの同行支援や会議体への参加等の居住の確保に関する支援、グループワークによる支援等を評価する。

共同生活援助における支援の実態に応じた報酬の見直し

①強度行動障害を有する者の受入体制の強化

○　受入体制を強化するため、重度障害者支援加算の評価を拡充するとともに、利用者の状態や環境の変化に適応するための初期のアセスメント等の評価を新設する。

【拡充】重度障害者支援加算（Ⅰ）：（受入）360単位／日　＊行動関連項目**18点以上**の者を受入れ、要件を満たした場合、さらに**＋150単位／日**
【新設】（初期）**500単位／日**　＊180日間を限度。行動関連項目**18点以上**の利用者の場合、さらに　**＋200単位／日**
【拡充】重度障害者支援加算（Ⅱ）：（受入）180単位／日　＊行動関連項目**18点以上**の者を受入れ、要件を満たした場合、さらに**＋150単位／日**
【新設】（初期）**400単位／日**　＊180日間を限度。行動関連項目**18点以上**の利用者の場合、さらに　**＋200単位／日**



②　基本報酬区分の見直し等

○　障害支援区分ごとの基本報酬について、重度障害者の受入れなどサービスの支援内容や経営の実態等を踏まえて見直す。
○　世話人の配置基準に応じた基本報酬区分を改め、サービスの提供時間の実態に応じて加算する報酬体系へと見直す。

介護サービス包括型の例（世話人の配置６：１以上）
【現　　行】共同生活援助サービス費（Ⅲ）　区分６：583単位　区分５：467単位　区分４：387単位　区分３：298単位　区分２：209単位　区分１以下：170単位（単位／日）
【見直し後】共同生活援助サービス費**（Ⅰ）**　区分６：**600**単位　区分５：**456**単位　区分４：**372**単位　区分３：**297単位**　区分２：**188**単位　区分１以下：**171**単位（単位／日）

＋

特定従業者数換算方法（週40時間で換算）で利用者の数に対して一定以上の世話人又は生活支援員が加配されている事業所に対して加算する。
【新　　設】人員配置体制加算（Ⅰ）　区分４以上　**83単位／日**　区分３以下　**77単位／日**　＊特定従業者数換算方法で12：1以上の世話人等を加配
人員配置体制加算（Ⅱ）　区分４以上　**33単位／日**　区分３以下　**31単位／日**　＊特定従業者数換算方法で30：1以上の世話人等を加配

人員配置体制加算　＋　各種加算
新基本報酬　＋　各種加算

③　日中支援加算の見直し

○　日中支援加算（Ⅱ）について、支援を提供した初日から評価を行うなどの支援の実態に応じた見直しを実施する。

【現　　行】　支援の**3日目**から算定可
【見直し後】　支援の**初日**から算定可　＊介護サービス包括型及び外部サービス利用型を対象とし、日中サービス支援型は当該加算の対象外とする。



④　個人単位の居宅介護等の利用の特例的取扱い

○　令和６年３月31日までとされている重度障害者の個人単位の居宅介護等の利用については、重度障害者の受入体制の確保の観点から、特例的取扱いを延長する。
その上で、居宅介護等を８時間以上利用する場合については、所定単位数の**100分の95**に相当する単位数を算定する。

共同生活援助における支援の質の確保（地域との連携）

○　障害者部会報告書において、
- 障害福祉サービスの実績や経験があまりない事業者の参入により、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念される。
- 居住や生活の場であり、運営が閉鎖的になるおそれのあるサービス類型については、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れることが、事業運営の透明性を高め、一定の質の確保につながるものと考えられ、介護分野の運営推進会議を参考とした仕組みを導入することが有効と考えられる。

との指摘があった。

○　これを踏まえ、運営基準において、各事業所に地域連携推進会議を設置して、地域の関係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組を義務づける。（施設入所支援も同様）

«地域との連携等【新設】»

①　利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、おおむね１年に１回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

②　会議の開催のほか、おおむね１年に１回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。

③　①の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する。

※　外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

※　日中サービス支援型における協議会への報告義務は、これまでと同様。

※　上記規定は、令和６年度から努力義務化、令和７年度から義務化。





自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援の充実

①　対象者の明確化（自立生活援助、地域定着支援）

○　同居する家族に疾病、障害等のない場合でも、本人の生活環境が大きく変わるタイミングなどに手厚い支援が必要となる場合に、サービスが利用できる対象者を明確化する。

②　基本報酬の見直し（自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援）

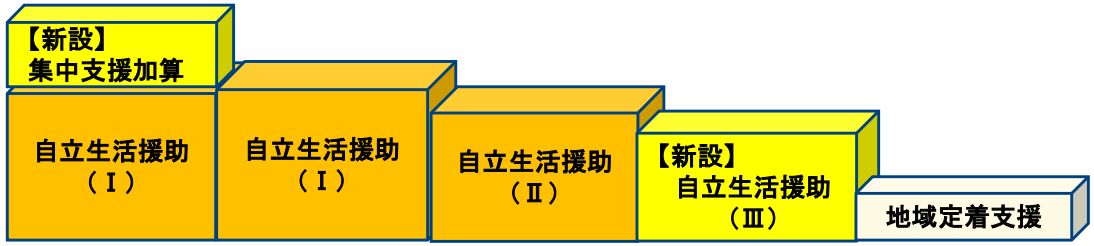
○　障害者の地域移行の推進や経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。
○　効果的な支援の提供が可能と認められる場合には、月１回の訪問に加えて、テレビ電話等を活用した支援が可能となるよう、サービス提供の方法を弾力化するとともに、支援の実態に応じた基本報酬区分を新設する。

自立生活援助	【現　　行】	自立生活援助サービス費（Ⅰ）1,558単位／月（30人未満）　1,090単位／月（30人以上）
		自立生活援助サービス費（Ⅱ）1,166単位／月（30人未満）　817単位／月（30人以上）
	【見直し後】	自立生活援助サービス費（Ⅰ）**1,566**単位／月（30人未満）　**1,095**単位／月（30人以上）
		自立生活援助サービス費（Ⅱ）**1,172**単位／月（30人未満）　**821**単位／月（30人以上）
	【新　　設】	**自立生活援助サービス費（Ⅲ）　700単位／月**　＊居宅への訪問とテレビ電話等を活用した支援をそれぞれ月1回ずつ以上で算定
地域移行支援	【現　　行】	地域移行支援サービス費（Ⅰ）3,504単位／月　（Ⅱ）3,062単位／月、　（Ⅲ）2,349単位／月
	【見直し後】	地域移行支援サービス費（Ⅰ）**3,613**単位／月　（Ⅱ）**3,157**単位／月　（Ⅲ）**2,422**単位／月
地域定着支援	【現　　行】	・体制確保費　306単位／月　緊急時支援費（Ⅰ）712単位／日　緊急時支援費（Ⅱ）95単位／日
	【見直し後】	・体制確保費　**315**単位／月　緊急時支援費（Ⅰ）**734**単位／日　緊急時支援費（Ⅱ）**98**単位／日

③　集中的な支援の評価（自立生活援助）

○　利用者の支援の必要性に応じて、おおむね週１回を超えて訪問による支援を集中的に実施した事業所に対する加算を新設する。

【新設】集中支援加算　**500単位／月**
＊自立生活援助サービス費(Ⅰ)において、月6回以上の訪問による支援を実施した場合に加算



④　サービス提供体制の推進（自立生活援助）

○　併設する相談支援事業所において、地域相談支援の業務に従事する相談支援専門員を配置することで、自立生活援助事業所のサービス管理責任者とみなすことができるよう、人員基準を見直す。
○　サービス管理責任者を常勤専従で自立生活援助事業所に配置する場合には、配置基準を60：１とする。
○　多様な事業主体の参入を促す観点から、現行、一定の要件を満たす障害福祉サービス事業者等に限定されている実施主体に係る要件を廃止する。

地域における自立した生活を送るための機能訓練・生活訓練の充実等

①　社会生活の自立度評価指標（SIM）の活用と報酬上の評価（機能訓練、生活訓練）※宿泊型自立訓練を除く

○　標準化された支援プログラムの実施と社会生活の自立度評価指標（SIM）に基づく効果測定を行い、これらの内容を公表している事業所を評価する。

機能訓練　【一部新設】　リハビリテーション加算（Ⅰ）　48単位／日　＊頸髄損傷による四肢麻痺等の状態にある者**又は現行の要件に加えてSIMを活用して評価を実施等した場合**

生活訓練　【一部新設】　個別計画訓練加算**（Ⅰ）**　**47単位／日**　＊**現行の要件に加えてSIMを活用して評価を実施等した場合**

②　基本報酬の見直し（生活訓練）

○　障害者の地域移行の推進や経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。

生活訓練サービス費（Ⅰ）	（例：利用定員が20人以下の場合）	【現行】748単位／日	【見直し後】**776**単位／日	
生活訓練サービス費（Ⅱ）	（例：視覚障害者に対する専門的訓練の場合）	【現行】750単位／日	【見直し後】**779**単位／日	＊機能訓練も同様
生活訓練サービス費（Ⅲ）	（例：利用期間が２年間以内の場合）	【現行】271単位／日	【見直し後】**281**単位／日	



③ピアサポートの専門性の評価（機能訓練、生活訓練）※宿泊型自立訓練を除く

○　利用者の自立に向けた意欲の向上や、地域生活を続ける上での不安の解消等に資する観点から、ピアサポートの専門性を評価する。

【新規】ピアサポート実施加算　　**100単位／月**



④支援の実態に応じた報酬の見直し（宿泊型自立訓練）

○　日中支援加算について、支援を提供した初日から評価する。

【現　　行】　支援の**3日目**から算定可
【見直し後】　支援の**初日**から算定可

⑤リハビリテーション職の配置基準の見直し（機能訓練）

○　人員配置基準を見直し、看護職員、理学療法士と作業療法士の他に言語聴覚士を加える。（生活介護も同様）

⑥提供主体の拡充（機能訓練）

○　病院及び診療所並びに通所リハビリテーション事業所において、共生型サービス又は基準該当サービスの提供を可能とする。

高次脳機能障害を有する者への支援に対する評価

○　高次脳機能障害に関する研修を受講した常勤の相談支援専門員を配置する相談支援事業所を評価する。

【新設】高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ）**60単位／日**　＊対象者あり
　　高次脳機能障害支援体制加算（Ⅱ）**30単位／日**　＊対象者なし

○　高次脳機能障害を有する利用者が一定数以上であって、専門性を有する職員が配置されている通所サービスや居住サービスを評価する。

【新設】高次脳機能障害者支援体制加算　　**41単位／日**





就労移行支援事業の安定的な事業実施



就労移行支援事業所の利用定員規模の見直し

○　**利用定員規模を見直し、定員10名以上からでも実施可能とする。**

支援計画会議実施加算の見直し

○　**地域の就労支援機関等と連携して行う支援計画会議の実施を促進する観点から、会議前後にサービス管理責任者と情報を共有することを条件に、サービス管理責任者以外の者が出席する場合でも加算の対象とする。**

○　**この加算は地域の就労支援機関等と連携することにより、地域のノウハウを活用し支援効果を高めていく取組であることから、名称を「地域連携会議実施加算」に変更する。**

【現行】

【支援計画会議実施加算】583単位／回
（１月につき１回かつ１年につき４回を限度）

・算定に当たっては、サービス管理責任者の会議参加が必須。



【見直し後】

【地域連携会議実施加算】（Ⅰ）583単位／回
・算定に当たっては、サービス管理責任者の会議参加が必須。

【地域連携会議実施加算】（Ⅱ）408単位／回
・利用者の状況を把握し、支援計画に沿った支援を行う職業指導員、生活支援員又は就労支援員等が会議に参加し、会議の前後にサービス管理責任者に情報を共有した場合に算定。

※算定は(Ⅰ)(Ⅱ)合わせて１月につき１回かつ１年につき４回を限度とする。

就労継続支援Ａ型の生産活動収支の改善と効果的な取組の評価

スコア方式による評価項目の見直し

○　**経営状況の改善や一般就労への移行等を促すため、スコア方式による評価項目を以下のように見直し。**

- 労働時間の評価について、平均労働時間が長い事業所の点数を高く設定する。
- 生産活動の評価について、生産活動収支が賃金総額を上回った場合には加点、下回った場合には減点する。
- 「生産活動」のスコア項目の点数配分を高くするなど、各評価項目の得点配分の見直しを行う。
- 利用者が一般就労できるよう知識及び能力の向上に向けた支援の取組を行った場合について新たな評価項目を設ける。
- 経営改善計画書未提出の事業所及び数年連続で経営改善計画書を提出しており、指定基準を満たすことができていない事業所への対応として、新たにスコア方式に経営改善計画に基づく取組を行っていない場合の減点項目を設ける。

【現行】

評価指標		判定スコア
労働時間	1日の平均労働時間により評価	５点～８０点で評価
生産活動	前年度及び前々年度における生産活動収支の状況により評価	５点～４０点で評価
多様な働き方	利用者が多様な働き方を実現できる制度の整備状況とその活用実績により評価	０点～３５点で評価
支援力向上	職員のキャリアップの機会を組織として提供している等、支援力向上に係る取組実績により評価	０点～３５点で評価
地域連携活動	地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労等により働く場の確保等地域と連携した取組実績により評価	０点～１０点で評価

【見直し後】

評価指標		判定スコア
労働時間	1日の平均労働時間により評価	５点～９０点で評価
生産活動	前年度及び前々年度における生産活動収支の状況により評価	－２０点～６０点で評価
多様な働き方	利用者が多様な働き方を実現できる制度の整備状況により評価	０点～１５点で評価
支援力向上	職員のキャリアップの機会を組織として提供している等、支援力向上に係る取組実績により評価	０点～１５点で評価
地域連携活動	地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労等により働く場の確保等地域と連携した取組実績により評価	０点～１０点で評価
経営改善計画	経営改善計画の作成状況により評価	－５０点～０点で評価
利用者の知識及び能力向上	利用者の知識及び能力の向上のための支援の取組状況により評価	０点～１０点で評価

就労継続支援Ｂ型の工賃向上と効果的な取組の評価

平均工賃の水準に応じた報酬体系の見直し

○　平均工賃月額に応じた報酬体系について、平均工賃月額が高い区分の基本報酬の単価を引上げ、低い区分の単価を引下げる。
○　「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系について、収支差率を踏まえた基本報酬の設定。
○　多様な利用者への対応を行う事業所について、さらなる手厚い人員配置ができるよう、新たに人員配置「６：１」の報酬体系を創設。

（１）「平均工賃月額」に応じた報酬体系

平均工賃月額
4.5万円以上
3.5万円以上4.5万円未満
3万円以上3.5万円未満
2.5万円以上3万円未満
2万円以上2.5万円未満
1.5万円以上2万円未満
1万円以上1.5万円未満
1万円未満

高工賃の事業所を更に評価

引上げ 単価

引下げ 単価

基本報酬

従業員配置６：１（新設）　定員20人以下の場合

平均工賃月額	基本報酬
4.5万円以上	837単位/日
3.5万円以上4.5万円未満	805単位/日
3万円以上3.5万円未満	758単位/日
2.5万円以上3万円未満	738単位/日
2万円以上2.5万円未満	726単位/日
1.5万円以上2万円未満	703単位/日
1万円以上1.5万円未満	673単位/日
1万円未満	590単位/日

＋

加算

【目標工賃達成加算】（新設）**１０単位／日**
目標工賃達成指導員配置加算を算定している事業所が、工賃向上計画に基づき、工賃が実際に向上した場合の評価。

重度者支援体制加算（現行）　22～56単位/日

（２）「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系

基本報酬

従業員配置7.5：1　定員20人以下の場合

定員	基本報酬	
	【現行】	【見直し後】
20人以下	556単位/日	530単位/日

従業員配置６：１（新設）　定員20人以下の場合

定員	基本報酬
20人以下	584単位/日

＋

加算

ピアサポート実施加算（現行）　100単位/月

地域協働加算（現行）　30単位/日

重度者支援体制加算（現行）　22～56単位/日

減算

【短時間利用減算】（新設）**所定単位数の70%算定**

利用時間が４時間未満の利用者が全体の５割以上である場合（個別支援計画で一般就労等に向けた利用時間延長のための支援が位置付けられ、実際に支援を実施した場合、又は短時間利用となるやむを得ない理由がある場合は利用者数の割合の算定から除外）

平均工賃月額の算定方法の見直し

○　**障害特性等により、利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ、平均利用者数を用いた新しい算定式を導入する。**

【現行】

○　前年度の平均工賃月額の算定方法は以下のとおり。
ア　前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出
イ　前年度に支払った工賃総額を算出
ウ　工賃総額（イ）÷工賃支払対象者の総数（ア）により１人当たり平均工賃月額を算出
※ただし、障害基礎年金１級受給者が半数以上いる場合は、算出した平均工賃月額に２千円を加えた額を報酬算定時の平均工賃月額とする。

【見直し後】

【新算定式】

年間工賃支払総額 ÷（年間延べ利用者数÷年間開所日数）÷ 12 月

※　上記算定式の導入に伴い、現行算定方式における除外要件は廃止

就労定着支援の充実

基本報酬の設定等

○ **実施主体の追加**
- 障害者就業・生活支援センター事業を行う者を追加する。

○ **就労移行支援事業所等との一体的な実施**
- 本体施設のサービス提供に支障がない場合、就労移行支援事業所の職業指導員等の直接処遇職員が就労定着支援に従事した勤務時間を、就労定着支援員の常勤換算上の勤務時間に含める。

○ **就労定着率のみを用いた報酬体系**
- 利用者数と就労定着率に応じた報酬体系ではなく、就労定着率のみに応じた報酬体系とする。



【現行】

利用者数
20人以下
21人以上40人以上
41人以上

✖

就労定着率
９割５分以上
９割以上９割５分未満
８割以上９割未満
７割以上８割未満
５割以上７割未満
３割以上５割未満
３割未満

【見直し後】※利用者数は加味せず

就労定着率
９割５分以上
９割以上９割５分未満
８割以上９割未満
７割以上８割未満
５割以上７割未満
３割以上５割未満
３割未満

【支援体制構築未実施減算】【新設】
所定単位数の90%算定

就労定着支援終了にあたり、企業による職場でのサポート体制や職場定着に向けた生活面の安定のための支援が実施されるよう、適切な引き継ぎのための体制を構築していない場合について、減算する。

定着支援連携促進加算の見直し

○ **地域の就労支援機関等と連携して行うケース会議の実施を促進する観点から、会議前後にサービス管理責任者と情報を共有することを条件に、サービス管理責任者以外の者が出席する場合でも加算の対象とする。**

○ **この加算は地域の就労支援機関等と連携することにより、地域のノウハウを活用し支援効果を高めていく取組であることから、名称を「地域連携会議実施加算」に変更する。**

【現行】

【定着支援連携促進加算】579単位／回
（１月につき１回かつ１年につき４回を限度）

・算定に当たっては、サービス管理責任者の会議参加が必須。



【見直し後】

【地域連携会議実施加算】（Ⅰ）579単位／回
- 算定に当たっては、サービス管理責任者の会議参加が必須。

【地域連携会議実施加算】（Ⅱ）405単位／回
- 利用者の状況を把握し、支援計画に沿った支援を行う就労定着支援員が会議に参加し、会議の前後にサービス管理責任者に情報を共有した場合に算定。

※算定は(Ⅰ)(Ⅱ)合わせて１月につき１回かつ１年につき４回を限度とする。

新たに創設される就労選択支援の円滑な実施①

○　障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援を創設する。（令和７年10月１日施行）

対象者

○　就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者

○　令和７年10月以降、就労継続支援B型の利用申請前に、原則として就労選択支援を利用する。また、新たに就労継続支援A型を利用する意向がある者及び就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある者は、支援体制の整備状況を踏まえつつ、令和９年４月以降、原則として就労選択支援を利用する。

基本報酬の設定等

○　**就労選択支援サービス費**　　**1210単位／日**

○　**特定事業所集中減算**　　**200単位／月**

正当な理由なく、就労選択支援事業所において前６月間に実施したアセスメントの結果を踏まえて利用者が利用した指定就労移行支援、指定就労継続支援Ａ型又は指定就労継続支援Ｂ型のそれぞれの提供総数のうち、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合について、減算する。

支給決定期間

○　**原則１ヶ月**　　１ヶ月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合は、2ヶ月の支給決定を行う。

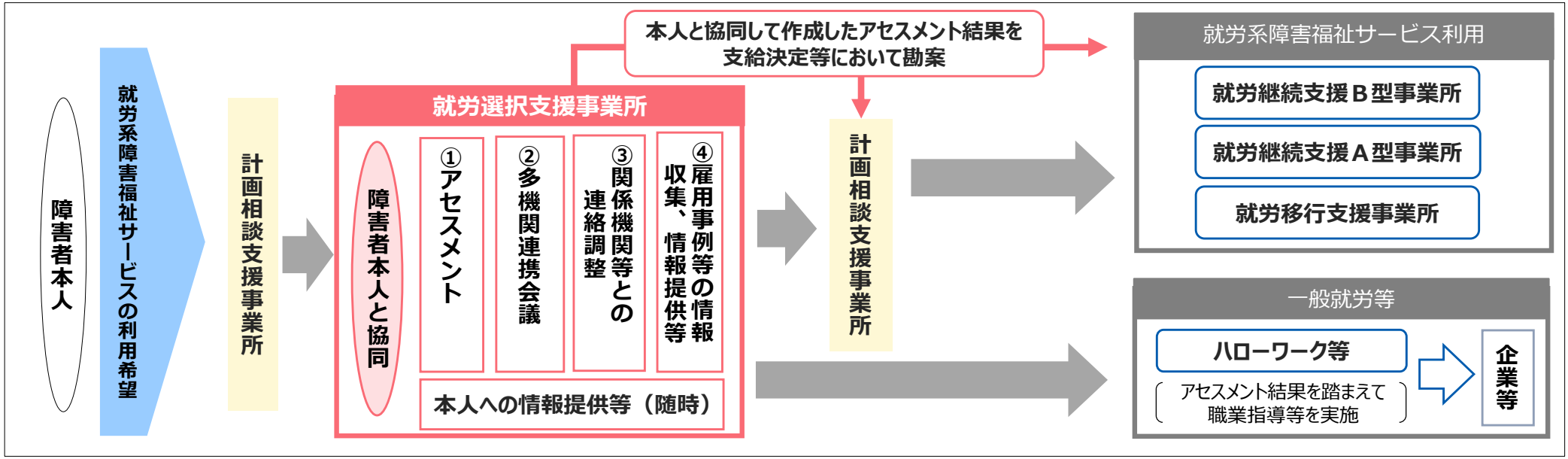
基本プロセス

○　短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等整理（アセスメント）を実施。

○　アセスメント結果の作成に当たり、利用者及び関係機関の担当者等を招集して多機関連携会議を開催し、利用者の就労に関する意向確認を行うとともに担当者等に意見を求める。

○　アセスメント結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所等との連絡調整を実施。

○　協議会への参加等による地域の就労支援に係る社会資源や雇用事例等に関する情報収集、利用者への進路選択に資する情報提供を実施。



新たに創設される就労選択支援の円滑な実施②

実施主体

○　就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去３年以内に３人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものや、これらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県知事が認める以下のような事業者を実施主体とする。

就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、障害者就業・生活支援センター事業の受託法人、自治体設置の就労支援センター、人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）による障害者職業能力開発訓練事業を行う機関等

○　就労選択支援事業者は、協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めることとする。

従事者の人員配置・要件

○　**就労選択支援員**　１５：１以上

・　就労選択支援員は就労選択支援員養成研修の修了を要件とする。

※　経過措置として、就労選択支援員養成研修開始から２年間は基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修の修了者を就労選択支援員とみなす。

・　就労選択支援員養成研修の受講要件としては、基礎的研修を修了していることや就労支援に関して一定の経験を有していることを要件とする。

※　基礎的研修の実施状況を踏まえ、当面の間（令和９年度末までを想定）は、現行の就労アセスメントの実施等について一定の経験を有し、基礎的研修と同等以上の研修の修了者でも受講可能とする。

・　就労選択支援は短時間のサービスであることから、個別支援計画の作成は不要とし、サービス管理責任者の配置は求めないこととする。



特別支援学校における取扱い

○　より効果的な就労選択に資するアセスメントを実施するため、特別支援学校高等部の３年生以外の各学年で実施できること、また、在学中に複数回実施することを可能とする。加えて、職場実習のタイミングでの就労選択支援も実施可能とする。

１．児童発達支援センターの機能強化等による地域の支援体制の充実

○　児童発達支援センターを中核に、身近な地域でニーズに応じた必要な発達支援が受けられる体制整備を進めるとともに、地域の障害児支援体制の充実を図る
（①障害特性に関わらず身近な地域で支援を受けられる体制の整備　②児童発達支援センターの機能・運営の強化）

①障害特性に関わらず身近な地域で支援を受けられる体制の整備

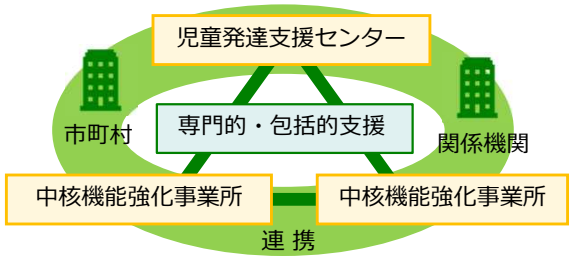
○　**児童発達支援ｾﾝﾀｰの基準・基本報酬**について、福祉型・医療型の類型を一元化するとともに、福祉型における３類型（障害児、難聴児、重症心身障害児）の区分も一元化
- 一元化後の新たな基準・基本報酬は、現行の福祉型（障害児）を基本に設定
- 児童発達支援ｾﾝﾀｰが治療を併せて行う場合には、旧医療型で求めていた医療法に規定する診療所に必要とされる基準を求める
- ３年（令和９年３月３１日までの間）の経過措置期間を設け、この間、一元化前の旧基準に基づく人員・設備等による支援を可能とする。この場合に算定する基本報酬・加算について、現行の基本報酬と今回の報酬改定の内容を踏まえて設定

②児童発達支援センターの機能・運営の強化

○　専門人材を配置して地域の関係機関と連携した支援の取組を進めるなど、４つの機能（※）を発揮して地域の障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援ｾﾝﾀｰについて、中核拠点型と位置付けて、体制や取組に応じて段階的に評価（**中核機能強化加算**）
（※）①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
②地域の障害児支援事業所に対するｽｰﾊﾟｰﾊﾞｲｻﾞｰ・ｺﾝｻﾙﾃｰｼｮﾝ機能
③地域のｲﾝｸﾙｰｼﾞｮﾝの中核機能
④地域の発達支援に関する入口としての相談機能

○　児童発達支援ｾﾝﾀｰが未設置の地域等において、ｾﾝﾀｰ以外の事業所が中核的な役割を担う場合に評価（**中核機能強化事業所加算**）

児童発達支援ｾﾝﾀｰ等を中核とした地域の支援体制の整備・強化



【体制の例】
- １（又は複数）の児童発達支援ｾﾝﾀｰが中核拠点型として機能を発揮
- それぞれ専門性や強みを持つ児童発達支援ｾﾝﾀｰと地域の事業所が連携して機能を発揮
- ｾﾝﾀｰが未設置の場合等に、地域の中核となる１の事業所が機能を発揮
- それぞれ専門性や強みを持つ地域の複数の事業所が連携して機能を発揮

児童発達支援ｾﾝﾀｰ（中核拠点型）

新設《中核機能強化加算》22～155単位／日
※　市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける児童発達支援ｾﾝﾀｰにおいて、専門人材を配置して、自治体や地域の障害児支援事業所・保育所等を含む関係機関等との連携体制を確保しながら、こどもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組んだ場合

体制・取組要件

（Ⅰ）イ＋ロ＋ハ全てに適合　55～155単位／日
ハ　**多職種連携**による専門的な支援体制・取組（保育士・児童指導員、PT、OT、ST、心理、看護等）

（Ⅱ）イ＋ロ　44～124単位／日
ロ　**障害児支援の専門人材**の配置・取組（障害特性を踏まえた専門的支援・ﾁｰﾑ支援、人材育成等）

（Ⅲ）イ又はロ　22～　62単位／日
イ　**地域支援や支援のｺｰﾃﾞｨﾈｰﾄの専門人材**の配置・取組（関係機関連携・ｲﾝｸﾙｰｼﾞｮﾝの推進等）

基本要件
●地域における中核機関としての体制・取組
・市町村との連携体制、幅広い発達段階に対応する体制、ｲﾝｸﾙｰｼﾞｮﾝ推進体制、相談支援体制等の確保、取組内容の公表、外部評価の実施、職員研修の実施等

児童発達支援事業所・放課後等ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ（中核機能強化事業所）

新設《中核機能強化事業所加算》75～187単位／日
※　市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける事業所において、専門人材を配置して、自治体や地域の関係機関等との連携体制を確保しながら、こどもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組んだ場合

2．質の高い発達支援の提供の推進①

○　適切なアセスメントとこどもの特性を踏まえた総合的な支援・専門的な支援や関係機関との連携強化等を進め、個々の特性や状況に応じた質の高い発達支援の提供を推進する
（①総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等　②関係機関との連携の強化　③将来の自立等に向けた支援の充実、④その他）

①総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等

【児童発達支援・放課後等ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ】

○　支援において、５領域（※）を全て含めた**総合的な支援**を提供することを基本とし、支援内容について事業所の個別支援計画等において５領域とのつながりを明確化した上で提供することを求める**《運営基準》**
（※）「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ」「人間関係・社会性」

○　５領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示す**支援ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ**の作成・公表を求める**《運営基準》**とともに、**未実施減算**を設ける

新設《支援ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ未公表減算》
所定単位数の85%算定　※令和７年４月１日から適用

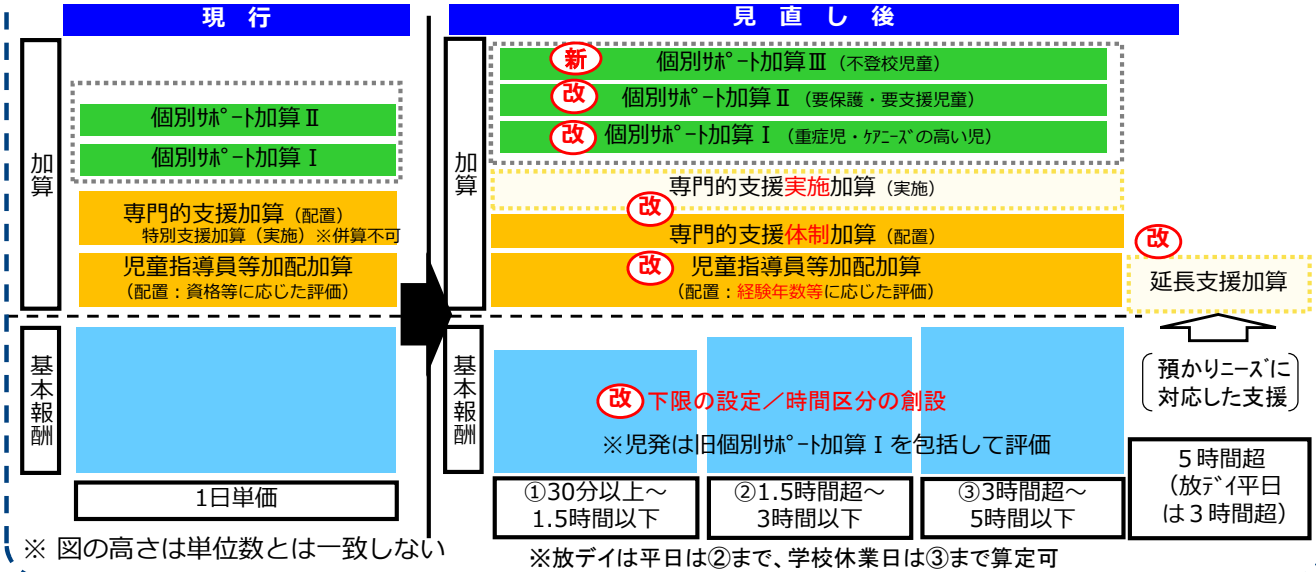
○　**児童指導員等加配加算**について、専門職による支援の評価は専門的支援加算により行うこととし、配置形態（常勤・非常勤等）や経験年数に応じて評価

○　**専門的支援加算**及び**特別支援加算**について、両加算を統合し、専門的な支援を提供する体制と、専門人材による個別・集中的な支援の計画的な実施について、２段階で評価

○　**基本報酬**について、極めて短時間の支援（30分未満）は算定対象から原則除外するとともに、個別支援計画に定めた個々の利用者の支援時間に応じた評価が可能となるよう、**支援時間による区分**を設ける
・　支援時間による区分は「30分以上１時間30分以下」「１時間30分超３時間以下」「３時間超５時間以下」の３区分とする（放課後等ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽにおいては、「３時間超５時間以下」は学校休業日のみ算定可）
・　５時間（放デイ平日は３時間）を超える長時間の支援については、延長支援加算を見直し、預かりニーズに対応した延長支援として同加算により評価

○　**自己評価・保護者評価**について、実施方法を明確化する**《運営基準》**

児童発達支援・放課後等ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽの報酬体系（全体像）



《児童指導員等加配加算》

[現行]　理学療法士等を配置　７５～１８７単位／日
　　児童指導員等を配置　４９～１２３単位／日
　　その他の従業者を配置　３６～　９０単位／日
[改定後] 児童指導員等を配置
　　常勤専従・経験５年以上　７５～１８７単位／日
　　常勤専従・経験５年未満　５９～１５２単位／日
　　常勤換算・経験５年以上　４９～１２３単位／日
　　常勤換算・経験５年未満　４３～１０７単位／日
　　その他の従業者を配置　３６～　９０単位／日

《専門的支援加算・特別支援加算》

[現行]　○専門的支援加算
　　理学療法士等を配置　７５～１８７単位／日
　　児童指導員を配置　４９～１２３単位／日
　　○特別支援加算　５４単位／回
[改定後]○専門的支援体制加算　４９～１２３単位／日
　　専門的支援実施加算　１５０単位／回
　　（原則月４回まで。利用日数等に応じて最大６回まで）
※体制加算：理学療法士等を配置　（放デイは２回～６回まで）
　　実施加算：専門人材が個別・集中的な専門的支援を計画的に実施

2．質の高い発達支援の提供の推進②

②関係機関との連携の強化 【児童発達支援・放課後等ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ】

○　**関係機関連携加算**について、対象となる関係機関に医療機関や児童相談所等を含めるとともに、個別支援計画作成時以外に情報連携を行った場合に評価

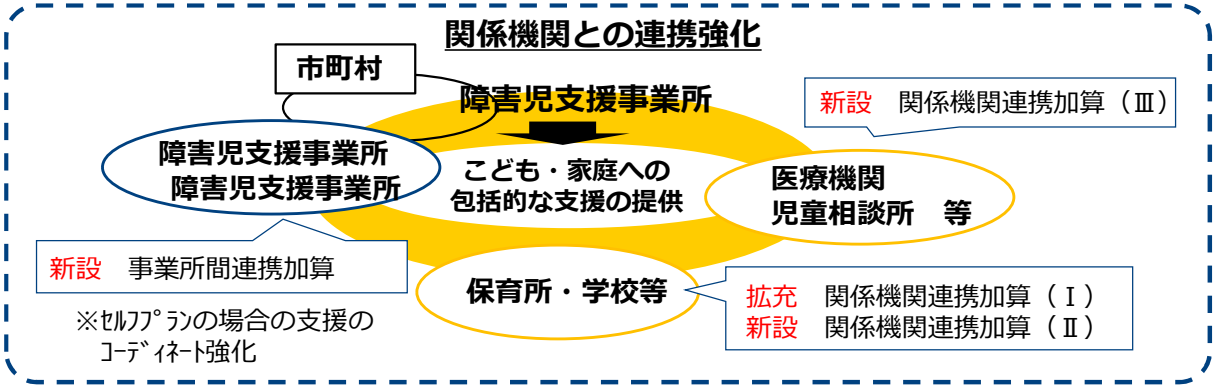
《関係機関連携加算》

[現行]
（Ⅰ）200単位／回（月１回まで）保育所や学校等と連携し個別支援計画を作成等
（Ⅱ）200単位／回（１回まで）就学先・就職先と連絡調整

[改定後]
（Ⅰ）250単位／回（月１回まで）保育所や学校等と連携し個別支援計画を作成等
（Ⅱ）200単位／回（月１回まで）保育所や学校等とⅠ以外で情報連携
（Ⅲ）150単位／回（月１回まで）児童相談所、医療機関等と情報連携
（Ⅳ）200単位／回（１回まで）就学先・就職先と連絡調整

○　ｾﾙﾌﾌﾟﾗﾝで複数事業所を併用する児について、事業所間で連携し、こどもの状態や支援状況の共有等の情報連携を行った場合に評価
（事業所間連携加算）　※併せて、障害児支援利用計画（ｾﾙﾌﾌﾟﾗﾝ）と個別支援計画を自治体・事業所間で共有して活用する仕組みを設ける

新設《事業所間連携加算》
（Ⅰ）（中核となる事業所）500単位／回（月１回まで）
（Ⅱ）（連携する事業所）　150単位／回（月１回まで）
※（Ⅰ）会議開催等による事業所間情報連携、家族への相談援助や自治体との情報連携等を実施
（Ⅱ）情報連携に参画、事業所内で情報を共有し支援に反映



③将来の自立等に向けた支援の充実 【放課後等ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ】

○　こどもの状態等も踏まえながら、通所や帰宅の機会を利用して自立に向けた支援を計画的に行った場合に評価**（通所自立支援加算）**

○　高校生について、学校や地域との連携の下、学校卒業後の生活を見据えた支援を行った場合に評価**（自立ｻﾎﾟｰﾄ加算）**

新設《通所自立支援加算》60単位／回（算定開始から３月まで）
※学校・居宅等と事業所間の移動について、自立して通所が可能となるよう、職員が付き添って計画的に支援を行った場合

新設《自立ｻﾎﾟｰﾄ加算》100単位／回（月２回まで）
※高校生（２年・３年に限る）について、学校や地域の企業等と連携しながら、相談援助や体験等の支援を計画的に行った場合

④その他

○　事業所に対し、障害児等の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の下で、個別支援計画の作成、個別支援会議の実施、支援の提供を進めることを求める**《運営基準》**【障害児支援全サービス】

○　令和５年度末までの経過措置とされていた**児童発達支援ｾﾝﾀｰの食事提供加算**について、栄養面など障害児の特性に応じた配慮や、食育的な観点からの取組等を求めるとともに、取組内容に応じた評価とする見直しを行った上で、令和９年３月末まで経過措置を延長

3．支援ニーズの高い児への支援の充実①

○　医療的ケア児や重症心身障害児、強度行動障害を有する児をはじめ、より専門的な支援が必要な障害児への支援の充実を図り、障害特性に関わらず地域で安心して暮らし育つことができる環境整備を進める
（①医療的ケア児・重症心身障害児への支援の充実　②強度行動障害を有する児への支援の充実　③ケアニーズの高い児への支援の充実
④不登校児童への支援の充実　⑤居宅訪問型児童発達支援の充実）

①医療的ケア児・重症心身障害児への支援の充実 【児童発達支援・放課後等ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ】

○　喀痰吸引等が必要な障害児に対する認定特定行為業務従事者による支援を評価する**医療連携体制加算（Ⅶ）**について、評価を見直すとともに、主として重症心身障害児に対して支援を行う事業所においても算定可能とする

《医療連携体制加算（Ⅶ）》　［現行］100単位／日　➡　［改定後］250単位／日
※主として重症児を支援する事業所の場合にも算定可能とする

○　**主として重症心身障害児に対し支援を行う事業所の基本報酬**について、定員による区分設定を、１人単位刻みから３人単位刻みとする。なお、同事業所の基本報酬については時間区分創設の見直しは行わない

○　医療的ケア児や重症心身障害児に、発達支援とあわせて**入浴支援**を行った場合に評価**（入浴支援加算）**

新設**《入浴支援加算》**55単位／回（月８回まで）
※放デイは70単位／回

○　**送迎加算**について、こどもの医療濃度等も踏まえて評価

《送迎加算》
［現行］障害児　５４単位／回
医療的ケア児　＋３７単位／回
（※）医療的ケア区分による基本報酬の事業所のみ算定可
看護職員の付き添いが必要

【児発ｾﾝﾀｰ、主として重症児を支援する事業所の場合】
重症心身障害児　３７単位／回
（※）職員の付き添いが必要

➡

［改定後］
障害児　５４単位／回　重症心身障害児　＋４０単位／回
医療的ケア児　＋４０単位　又は　＋８０単位／回
（※）医療的ケア区分による基本報酬以外の事業所でも算定可

【児発ｾﾝﾀｰ、主として重症児を支援する事業所の場合】
重症心身障害児　４０単位／回
医療的ケア児　４０単位　又は　８０単位／回
（※）医療的ケア児については医療的ケアが可能な職員の付き添いが必要
（※）重症心身障害児については、職員の付き添いが必要

80:医療的ｹｱｽｺｱ16点以上の場合

○　**居宅介護の特定事業所加算**の加算要件（重度障害者への対応、中重度障害者への対応）に、医療的ケア児及び重症心身障害児を追加

○　共生型ｻｰﾋﾞｽにおいて、医療的ケア児に対して支援を行った場合に評価**（共生型ｻｰﾋﾞｽ医療的ケア児支援加算）**

新設**《共生型ｻｰﾋﾞｽ医療的ｹｱ児支援加算》**
400単位／日　（※）看護職員等を１以上配置

②強度行動障害を有する児への支援の充実 【児童発達支援・放課後等ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ】

○　**強度行動障害児支援加算**について、支援スキルのある職員の配置や支援計画の策定等を求めた上で、評価を充実する。放課後等ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽにおいて、専門人材の支援の下、行動障害の状態がより強い児に対して支援を行った場合の評価を見直す

《強度行動障害児支援加算》　［現行］155単位／日
※基礎研修修了者を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して支援

➡

［改定後］（Ⅰ）（児基準20点以上）200単位／日
（Ⅱ）（児基準30点以上）250単位／日（※放デイのみ）
加算開始から90日間は＋500単位／日
※実践研修修了者（Ⅱは中核的人材）を配置し、支援計画を作成し支援

※このほか、放課後等ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽの個別ｻﾎﾟｰﾄ加算（Ⅰ）においても評価を充実。また、集中的支援加算（1000単位／日（月４回まで））も創設

3．支援ニーズの高い児への支援の充実②

③ケアニーズの高い児への支援の充実

【児童発達支援・放課後等ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ】

○　**児童発達支援の個別ｻﾎﾟｰﾄ加算（Ⅰ）**について、基本報酬に包括化して評価することとした上で、著しく重度の障害児が利用した場合を評価

《個別ｻﾎﾟｰﾄ加算（Ⅰ）》［現行］100単位／日
※乳幼児等ｻﾎﾟｰﾄ調査表で食事・排せつ・入浴・移動が一定の区分に該当する児に対して支援（主として重症児除く）

➡

［改定後］120単位／日
※重症心身障害児等、著しく重度の障害児に対して支援（主として重症児除く）

○　**放課後等ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽの個別ｻﾎﾟｰﾄ加算（Ⅰ）**について、強度行動障害の知識のある職員による支援を行った場合の評価を充実するとともに、著しく重度の障害児が利用した場合の評価を見直す

《個別ｻﾎﾟｰﾄ加算（Ⅰ）》［現行］100単位／日
※著しく重度（食事・排せつ・入浴・移動のうち３以上が全介助）又はｹｱﾆｰｽﾞの高い（就学時ｻﾎﾟｰﾄ調査表で13点以上）児に対して支援（主として重症児除く）

➡

［改定後］ｹｱﾆｰｽﾞの高い障害児に支援　90単位／日
同　基礎研修修了者を配置し支援　120単位／日
著しく重度の障害児に支援　120単位／日
（主として重症児除く）

○　**個別ｻﾎﾟｰﾄ加算（Ⅱ）**について、こども家庭ｾﾝﾀｰやｻﾎﾟｰﾄﾌﾟﾗﾝに基づく支援との連携を推進しつつ、評価を見直す

《個別ｻﾎﾟｰﾄ加算（Ⅱ）》［現行］125単位／日
※要保護・要支援児童に対し、児相等と連携して支援

➡

［改定後］150単位／日
※要保護・要支援児童に対し、児相やこ家セン等と連携して支援

○　**人工内耳を装用している児**に支援を行った場合を評価

《人工内耳装用児支援加算》
［現行］445～603単位／日
※主として難聴児を支援する児発ｾﾝﾀｰにおいて支援する場合

➡

［改定後］
（Ⅰ）児発ｾﾝﾀｰ（聴力検査室を設置）　445～603単位／日
（Ⅱ）その他のセンター・事業所　150単位／日
※医療機関との連携の下、言語聴覚士を配置し計画的に支援

○　**視覚・聴覚・言語機能に重度の障害のある児**に対して、意思疎通に関して専門性を有する人材を配置して支援を行った場合を評価
（視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算）

新設**《視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算》**100単位／日

④不登校児童への支援の充実

【放課後等ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ】

○　放課後等ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽにおいて、不登校児童に対して、通常の発達支援に加えて、学校との連携を図りながら支援を行った場合を評価**（個別ｻﾎﾟｰﾄ加算（Ⅲ））**

新設**《個別ｻﾎﾟｰﾄ加算（Ⅲ）》**70単位／日
※放デイのみ

⑤居宅訪問型児童発達支援の充実

※見直し内容については、５．ｲﾝｸﾙｰｼﾞｮﾝの推進（保育所等訪問支援の充実）等を参照

○　支援において５領域を全て含めた**総合的な支援**を提供することや、事業所の**支援プログラムの作成・公表**等を求める
○　効果的な支援の確保・促進（**支援時間の下限**の設定、**訪問支援員特別加算**の見直し、**多職種連携支援加算**の新設）
○　強度行動障害の支援スキルのある訪問支援員が専門的な支援を行った場合を評価（**強度行動障害児支援加算**の新設）
○　障害児の家族に対して相談援助や養育力向上の支援等を行った場合を評価（**家族支援加算**の新設）

４．家族支援の充実

○　養育支援や預かりニーズへの対応など、保護者・きょうだいへの家族支援を推進し、家族全体のウェルビーイングの向上を図る（①家族への相談援助等の充実　②預かりニーズへの対応）

①家族への相談援助等の充実

【児童発達支援・放課後等ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ】　※保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援においても、家族支援の評価を充実

○　**家庭連携加算**（居宅への訪問による相談援助）と**事業所内相談支援加算**（事業所内での相談援助）について、統合し、ｵﾝﾗｲﾝによる相談援助を含め、個別とｸﾞﾙｰﾌﾟでの支援に整理して評価。きょうだいも相談援助等の対象であることを明確化

《家庭連携加算・事業所内相談支援加算 》

［現行］《家庭連携加算》
居宅訪問　280単位（１時間未満187単位）／回（月４回まで）

《事業所内相談支援加算》
（Ⅰ）（個別相談）　100単位／回（月１回まで）
（Ⅱ）（グループ）　80単位／回（月１回まで）

➡

［改定後］《家族支援加算》（Ⅰ・Ⅱそれぞれ月４回まで）
（Ⅰ）個別の相談援助等　居宅訪問　300単位（１時間未満200単位）／回
施設等で対面　100単位／回
ｵﾝﾗｲﾝ 80単位／回
（Ⅱ）ｸﾞﾙｰﾌﾟでの相談援助等　施設等で対面 80単位／回
ｵﾝﾗｲﾝ 60単位／回

○　家族が支援場面等を通じて、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関わり方等を学ぶことができる機会を提供した場合に評価**（子育てｻﾎﾟｰﾄ加算）**

新設《子育てｻﾎﾟｰﾄ加算》80単位／回（月４回まで）
※保護者に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関して相談援助等を行った場合

②預かりニーズへの対応

【児童発達支援・放課後等ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ】

○　基本報酬の評価において、支援時間に応じた区分を設定することとあわせて、**延長支援加算**を見直し、一定の時間区分を超えた時間帯の支援について、預かりニーズに対応した延長支援として評価

《延長支援加算》

［現行］

	障害児	重症心身障害児
延長１時間未満	61単位／日	128単位／日
同１時間以上２時間未満	92単位／日	192単位／日
同２時間以上	123単位／日	256単位／日

※営業時間が８時間以上であり、営業時間の前後の時間において支援を行った場合（人員基準により置くべき直接支援職員１名以上を配置）

➡

［改定後］

	障害児	重症心身障害児・医療的ｹｱ児
延長１時間以上２時間未満	92単位／日	192単位／日
同２時間以上	123単位／日	256単位／日
（延長30分以上１時間未満	61単位／日	128単位／日）

※基本報酬における最長の時間区分に対応した時間（児発：５時間、放ﾃﾞｲ：平日３時間・学校休業日５時間）の発達支援に加えて、当該支援の前後に預かりニーズに対応した支援を行った場合（職員２名以上（うち１名は人員基準により置くべき職員（児童発達支援管理責任者含む）を配置）
なお、延長30分以上１時間未満の単位は、利用者の都合等で延長時間が計画よりも短くなった場合に限り算定可

5．インクルージョンの推進

○　保育所等への支援を行いながら併行通園や保育所等への移行を推進するなど、インクルージョンの取組を推進し、障害の有無に関わらず全てのこどもが共に育つ環境整備を進める
（①児童発達支援・放課後等デイサービスにおけるインクルージョンに向けた取組の推進　②保育所等訪問支援の充実）

①児童発達支援・放課後等デイサービスにおけるインクルージョンに向けた取組の推進

○　事業所に対し、併行通園や保育所等への移行等、ｲﾝｸﾙｰｼﾞｮﾝ推進の取組を求めるとともに、事業所の個別支援計画において具体的な取組等について記載しその実施を求める**《運営基準》**

○　**保育・教育等移行支援加算**について、保育所等への移行前の移行に向けた取組等についても評価

《保育・教育等移行支援加算》［現行］500単位／回（１回まで）
※通所支援事業所を退所して保育所等に通うことになった場合
（退所後に居宅等を訪問して相談援助を行った場合）

➡［改定後］退所前に移行に向けた取組を行った場合　500単位／回（２回まで）
退所後に居宅等を訪問して相談援助を行った場合　500単位／回（１回まで）
同　保育所等を訪問して助言・援助を行った場合　500単位／回（１回まで）

②保育所等訪問支援の充実　<効果的な支援の確保・促進>

○　訪問支援時間に下限を設定し、30分以上とすることを求める。事業所に対し、ｲﾝｸﾙｰｼﾞｮﾝ推進の取組、個別支援計画について、保育所や学校等の訪問先と連携しての作成等を求める**《運営基準》**。ﾌｨｰﾄﾞﾊﾞｯｸやｶﾝﾌｧﾚﾝｽ、関係機関との連携等においてｵﾝﾗｲﾝの活用を推進

○　訪問先施設に加えて、利用児童の支援に関わる医療機関や児童相談所等の関係機関と連携して個別支援計画の作成やｹｰｽ会議等を実施した場合に評価**（関係機関連携加算）**

新設《関係機関連携加算》150単位／回（月１回まで）

○　自己評価・保護者評価・訪問先評価の実施・公表を求める**《運営基準》**とともに、未実施減算を設ける

新設《自己評価結果等未公表減算》
所定単位数の85%算定　※令和７年４月１日から適用

○　**訪問支援員特別加算**について、配置のみではなく当該職員による支援の実施を求めるとともに、経験のある訪問支援員への評価を見直す

《訪問支援員特別加算》［現行］679単位／日
※保育士等、作業療法士等で障害児支援の業務従事５年以上の職員を配置

➡［改定後］（Ⅰ）業務従事10年以上（又は保育所等訪問等５年以上）８５０単位／日
（Ⅱ）　同　５年以上（同　３年以上）７００単位／日

○　職種の異なる複数人のﾁｰﾑでの多職種連携による支援について評価**（多職種連携支援加算）**

新設《多職種連携支援加算》200単位／回（月１回まで）
※訪問支援員特別加算の対象となる訪問支援員を含む、職種の異なる複数人で連携して訪問支援を行った場合

<ケアニーズの高い児のインクルージョン推進>

○　重症心身障害児等の著しく重度の障害児、医療的ケア児、強度行動障害を有する児へ支援を行った場合に評価
（ｹｱﾆｰｽﾞ対応加算・強度行動障害児支援加算）

新設《ｹｱﾆｰｽﾞ対応加算》120単位／日
※訪問支援員特別加算の対象となる訪問支援員を配置し、支援

新設《強度行動障害児支援加算》200単位／日
※実践研修修了者を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して、支援計画を作成し、基礎研修又は実践研修修了者が支援

<家族支援の充実>

○　家族支援の評価を見直す

［現行］**《家庭連携加算》**
居宅訪問　280単位
（１時間未満187単位）／回
（月２回まで）

➡［改定後］**《家族支援加算》**（Ⅰは月2回まで・Ⅱは月4回まで）
（Ⅰ）個別の相談援助等　居宅訪問300単位（１時間未満200単位）／回
事業所等で対面 100単位／回　ｵﾝﾗｲﾝ 80単位／回
（Ⅱ）ｸﾞﾙｰﾌﾟでの相談援助等　事業所等で対面 80単位／回　ｵﾝﾗｲﾝ 60単位／回

6．障害児入所施設における支援の充実

○　障害児入所支援について、家庭的な養育環境の確保と専門的支援の充実、成人期に向けた移行支援の強化を図り、施設での障害児の育ちと暮らしを支える
（①地域生活に向けた支援の充実　②小規模化等による質の高い支援の提供の推進　③支援ニーズの高い児への支援の充実　④家族支援の充実）

①地域生活に向けた支援の充実

○　移行支援計画を作成し同計画に基づき移行支援を進めることを求める**《運営基準》**

○　移行支援計画を作成・更新する際に、関係者が参画する会議を開催し、連携・調整を行った場合に評価**（移行支援関係機関連携加算）**

○　特別な支援を必要とする児の宿泊・日中活動体験時に支援を行った場合に評価**（体験利用支援加算）**

○　**職業指導員加算**について、専門的な支援を計画的に提供することを求める内容に見直す

新設《移行支援関係機関連携加算》
250単位／回（月１回まで）

新設《体験利用支援加算》
（Ⅰ）(宿泊)　700単位／日（１回３日・２回まで）
（Ⅱ）(日中活動)500単位／日（１回５日・２回まで）

［現行］**《職業指導員加算》**
8～296単位／日
※職業指導員を専任で配置

➡

［改定後］**《日中活動支援加算》**16～322単位／日
※経験を有する職業指導員を専任で配置し、日中活動に関する計画を作成し支援

②小規模化等による質の高い支援の提供の推進

○　できる限り良好な家庭的な環境の中で支援を行うことを求める**《運営基準》**

○　**小規模グループケア加算**について、より小規模なケアとサテライト型の評価を見直す

《小規模ｸﾞﾙｰﾌﾟｹｱ加算》
［現行］240単位／日　ｻﾃﾗｲﾄ型＋308単位／日
⬇　※専任の児童指導員等を１以上（ｻﾃﾗｲﾄ型は２以上）配置
［改定後］規模に応じて186～320単位／日　ｻﾃﾗｲﾄ型＋378単位／日
※ｻﾃﾗｲﾄ型は３以上（うち２は兼務可）配置

○　**基本報酬（主として知的障害児に支援を行う場合）**について、利用定員規模別の報酬設定をよりきめ細かく（11人以上～40人以下の区分を10人刻みから5人刻みに）設定するとともに、大規模の定員区分について整理（111人以上の区分を削る）

③支援ニーズの高い児への支援の充実

（※このほか、強度行動障害を有する児について、集中的支援加算（Ⅰ）広域的支援人材による支援：1000単位/日（月４回まで）（Ⅱ）他施設等からの受入れ：500単位/日（いずれも３月以内）も創設）

○　**強度行動障害児特別支援加算**について、体制・設備の要件を整理し評価を見直すとともに、行動障害の状態がより強い児への支援について、専門人材の配置等を求めた上で評価を見直す

《強度行動障害児特別支援加算》
［現行］７８１単位／日
加算開始から90日間は＋700単位／日

➡

［改定後］（Ⅰ）（児基準20点以上）３９０単位／日
（Ⅱ）（児基準30点以上）７８１単位／日　※90日間＋700単位は変更なし
※加配・設備要件を緩和。Ⅱについて中核的人材を配置

○　被虐待児に対して、関係機関とも連携しながら心理面からの支援を行った場合に評価**（要支援児童加算）**

新設《要支援児童加算》（Ⅰ）（関係機関と連携した支援）　150単位／回（月１回まで）
（Ⅱ）（心理担当職員による計画的な心理支援）150単位／回（月４回まで）

④家族支援の充実

○　入所児童の家族に対して相談援助や養育力向上の支援等を行った場合に評価**（家族支援加算）**

新設《家族支援加算》（Ⅰ・Ⅱそれぞれ月２回まで）
（Ⅰ）個別の相談援助等　居宅訪問300単位（１時間未満200単位）／回
施設等で対面 100単位／回　ｵﾝﾗｲﾝ 80単位／回
（Ⅱ）ｸﾞﾙｰﾌﾟでの相談援助等　施設等で対面 80単位／回　ｵﾝﾗｲﾝ 60単位／回

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

補足資料

障害福祉サービス等の概要について

ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

居宅介護

○ 対象者

■ 障害支援区分1以上の障害者等

○ サービス内容

居宅における

- ■ 入浴、排せつ及び食事等の介護
- ■ 調理、洗濯及び掃除等の家事
- ■ 生活等に関する相談及び助言
- ■ その他生活全般にわたる援助

※ 通院等介助や通院等乗降介助も含む。

○ 主な人員配置

■ サービス提供責任者：常勤ヘルパーのうち1名以上
- ・ 介護福祉士
- ・ 実務者研修修了者 等

■ ヘルパー：常勤換算2．5人以上
- ・ 介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者 等

○ 報酬単価（令和6年4月～）

■ 基本報酬

身体介護中心、通院等介助（身体介護有り）	家事援助中心	通院等介助（身体介護なし）	通院等乗降介助
256単位（30分未満）～ 837単位（3時間未満） 3時間以降921単位＋30分を増す毎に83単位加算	106単位（30分未満）～ 275単位（1.5時間未満） 1.5時間以降311単位＋15分を増す毎に35単位加算	106単位（30分未満）～ 275単位（1.5時間未満） 1.5時間以降345単位＋30分を増す毎に69単位加算	1回102単位

■ 主な加算

特定事業所加算（5%、10%又は20%加算）	福祉専門職員等連携加算（90日間3回を限度として1回につき564単位加算）	喀痰吸引等支援体制加算（1日当たり100単位加算）
→ ①サービス提供体制の整備、②良質な人材の確保、③重度障害者・中重度障害者への対応に積極的に取り組む事業所のサービスを評価	→ サービス提供責任者と精神障害者等の特性に精通する国家資格を有する者が連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行うことを評価	→ 特定事業所加算（20%加算）の算定が困難な事業所に対して、喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価

○ 事業所数 22,337（国保連令和 6 年 3 月実績）　**○ 利用者数** 207,088（国保連令和 6 年 3 月実績）

重度訪問介護

○ 対象者

■ 重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって、常時介護を要する障害者
→ 障害支援区分4以上に該当し、次の（一）又は（二）のいずれかに該当する者
（一） 二肢以上に麻痺等がある者であって、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれもが「支援が不要」以外に認定されている者
（二） 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者

○ サービス内容

居宅等における
■ 入浴、排せつ及び食事等の介護
■ 調理、洗濯及び掃除等の家事
■ その他生活全般にわたる援助
■ 外出時における移動中の介護
■ 入院中の病院等における意思疎通支援 等
※ 日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を含む。

○ 主な人員配置

■ サービス提供責任者：常勤ヘルパーのうち1名以上
・ 介護福祉士、実務者研修修了者 等
・ 居宅介護職員初任者研修修了者等であって3年以上の実務経験がある者
■ ヘルパー：常勤換算2．5人以上
・ 重度訪問介護従業者養成研修修了者

○ 重度訪問介護加算対象者

■ 15%加算対象者…重度訪問介護の対象者（一）に該当する者であって、重度障害者等包括支援の対象者の要件に該当する者（障害支援区分6）

※ 重度障害者等包括支援対象者
・ 重度訪問介護の対象であって、四肢全てに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者であって、人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者（Ⅰ類型（筋ジス、脊椎損傷、ALS、遷延性意識障害等を想定））、又は最重度知的障害者（Ⅱ類型（重症心身障害者を想定））
・ 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者（Ⅲ類型（強度行動障害を想定））

■ 8．5%加算対象者…障害支援区分6の者

○ 報酬単価（令和6年4月～）

■ 基本報酬

186単位（1時間未満）～1,416単位（8時間未満） ※ 8時間を超える場合は、8時間までの単価の95%を算定

■ 主な加算

特定事業所加算（10%又は20%加算） → ①サービス提供体制の整備、②良質な人材の確保、③重度障害者への対応に積極的に取り組む事業所のサービスを評価	行動障害支援連携加算（30日間1回を限度として1回につき584単位加算） → サービス提供責任者と支援計画シート等作成者が連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行うことを評価	喀痰吸引等支援体制加算（1日当たり100単位加算） → 特定事業所加算（20%加算）の算定が困難な事業所に対して、喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価

○ 事業所数 7,631（国保連令和 6 年 3 月実績） **○ 利用者数** 13,125（国保連令和 6 年 3月実績）

同行援護

○ 対象者

■ 視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等
→ 同行援護アセスメント票の調査項目（視力障害、視野障害、夜盲、移動障害）において、移動障害以外で1点以上かつ移動障害で1点以上に該当していること

○ サービス内容

外出時において、

- ■ 移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む。）
- ■ 移動の援護、排せつ及び食事等の介護
- ■ その他外出時に必要な援助

※ 外出について
通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除く。

○ 主な人員配置

■ サービス提供責任者：常勤ヘルパーのうち1名以上
・ 同行援護従業者養成研修応用課程修了者であり、かつ、介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修了者（3年以上の実務経験がある者） 等

■ ヘルパー：常勤換算2．5人以上
・ 同行援護従業者養成研修一般課程修了者
・ 居宅介護職員初任者研修修了者等であって、1年以上の直接処遇経験を有する者 等

○ 報酬単価（令和6年4月～）

■ 基本報酬

191単位（30分未満）～632単位（3時間未満） 3時間以降697単位＋30分を増す毎に66単位加算

■ 主な加算

盲ろう者支援加算（25%加算） → 盲ろう者向け・通訳介助員が、盲ろう者（視覚障害者かつ聴覚障害者）に支援することを評価	区分3の者に提供したときの加算（20%加算） → 障害支援区分3の者への支援を評価	区分4以上の者に提供したときの加算（40%加算） → 障害支援区分4以上の者への支援を評価
特定事業所加算（5%、10%又は20%加算） → ①サービス提供体制の整備、②良質な人材の確保、③重度障害者・中重度障害者への対応に積極的に取り組む事業所のサービスを評価	特別地域加算（15%加算） → 中山間地域等に居住している者に対して提供されるサービスを評価	喀痰吸引等支援体制加算（1日当たり100単位加算） → 特定事業所加算（20%加算）の算定が困難な事業所に対して、喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価

○ 事業所数 5,737（国保連令和 6 年 3月実績） **○ 利用者数** 26,898（国保連令和 6 年 3月実績）

行動援護

○ 対象者

■ 知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を有する者
→ 障害支援区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者

○ サービス内容

■ 行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護
■ 外出時における移動中の介護
■ 排せつ及び食事等の介護その他の行動する際に必要な援助

・ 予防的対応
…行動の予定が分からない等のため、不安定になり、不適切な行動がでないよう、予め行動の順番や、外出する場合の目的地での行動等を理解させる等
・ 制御的対応
…行動障害を起こしてしまった時の問題行動を適切におさめること等
・ 身体介護的対応
…便意の認識ができない者の介助等

○ 主な人員配置

■ サービス提供責任者：常勤ヘルパーのうち1名以上
・ 行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者であって3年以上の直接処遇経験（知的障害・精神障害等）
※ 令和3年3月31日時点での介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者等であって5年以上の実務経験（令和9年3月31日までの経過措置）

■ ヘルパー：常勤換算2．5人以上
・ 行動援護従業者養成研修修了者又は強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者であって1年以上の直接処遇経験（知的障害・精神障害者等）
※ 令和3年3月31日時点での介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者等であって2年以上の実務経験（令和9年3月31日までの経過措置）

○ 報酬単価（令和6年4月～）

■ 基本報酬

288単位（30分未満）～2,485単位（7．5時間以上）

■ 主な加算

特定事業所加算（5%、10%又は20%加算） → ①サービス提供体制の整備、②良質な人材の確保、③重度障害者・中重度障害者への対応に積極的に取り組む事業所のサービスを評価	行動障害支援指導連携加算（重度訪問介護に移行する月につき1回を限度として1回につき273単位加算） → 支援計画シート等作成者と重度訪問介護のサービス提供責任者が連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行うことを評価	喀痰吸引等支援体制加算（1日当たり100単位加算） → 特定事業所加算（20%加算）の算定が困難な事業所に対して、喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価

○ 事業所数

2,222（国保連令和 6 年 3月実績）

○ 利用者数

15,342（国保連令和 6 年 3月実績）

重度障害者等包括支援

○ 対象者

類　型		状態像
重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、右のいずれかに該当する者	人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者（Ⅰ類型）	・筋ジストロフィー　・脊椎損傷 ・ALS　・遷延性意識障害　等
	最重度知的障害者（Ⅱ類型）	・重症心身障害者　等
障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者（Ⅲ類型）		・強度行動障害　等

○ サービス内容

■ 訪問系サービス（重度障害者等包括支援、重度訪問介護等）や通所サービス（生活介護、短期入所等）等を組み合わせて、包括的に提供

○ 主な人員配置

■ サービス提供責任者：1人以上（1人以上は常勤）
（下記のいずれにも該当）
- 相談支援専門員の資格を有する者
- 重度障害者等包括支援対象者の直接処遇に3年以上従事した者

○ 運営基準

■ 利用者と24時間連絡対応可能な体制の確保
■ 専門医を有する医療機関との協力体制がある
■ 2以上の障害福祉サービスを提供できる体制を確保（第3者への委託も可）
■ 提供されるサービスにより、最低基準や指定基準を満たす

○ 報酬単価（令和6年4月～）

■ 基本報酬

○ 居宅介護、重度訪問介護、生活介護等　204単位（1時間未満）～2,426単位（12時間未満）　※　12時間を超える場合は、12時間までの単価の98%を算定
○ 短期入所　973単位/日　○共同生活介護　1,019単位/日

■ 主な加算

特別地域加算（15%加算） → 中山間地域等に居住している者に対して提供されるサービスを評価	喀痰吸引等支援体制加算（1日当たり100単位加算） → 喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価	短期入所利用者で、低所得である場合は1日当たり（48単位加算）
有資格者支援加算（1日当たり60単位加算） → 行動援護等の訪問系サービスの資格要件を満たした者がサービス提供を行う場合に、質の高い支援の実施として評価	外部連携支援加算（月に4回を限度として1回につき200単位加算） → 複数のサービス事業者による利用者への支援を行うにあたり、その事業者の担当者を招集して、利用者の心身の状況やサービスの提供状況の確認等を行った場合に、その連携した支援について評価	

○ 事業所数　11（国保連令和　6　年　3月実績）　**○ 利用者数**　44（国保連令和　6　年　3月実績）

短期入所

○ 対象者

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所が必要な者

■ 福祉型（障害者支援施設等において実施可能）

・ 障害支援区分1以上である障害者又は障害児の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児

■ 福祉型強化（障害者支援施設等において実施可能）（※）

※ 看護職員を常勤で1人以上配置

・ 厚生労働大臣が定める状態に該当する医療的ケアが必要な障害者及び障害児

■ 医療型（病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院において実施可能）（※）

※ 病院、診療所については、法人格を有さない医療機関を含む。また、宿泊を伴わない場合は無床診療所も実施可能

・ 遷延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障害児・者等

○ サービス内容

■ 当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援

■ 本体施設の利用者とみなした上で、本体施設として必要とされる以上の職員を配置し、これに応じた報酬単価を設定

○ 主な人員配置

■ 併設型・空床型　本体施設の配置基準に準じる

■ 単独型　当該利用日の利用者数に対し6人につき1人

○ 報酬単価（令和6年4月～）

■ 基本報酬

福祉型短期入所サービス費（Ⅰ）～（Ⅳ）	福祉型強化短期入所サービス費（Ⅰ）～（Ⅳ）、福祉型強化特定短期入所サービス費（Ⅰ）（Ⅱ）	医療型短期入所サービス費（Ⅰ）～（Ⅲ）（宿泊を伴う場合）	医療型特定短期入所サービス費（Ⅰ）～（Ⅲ）（宿泊を伴わない場合）（Ⅳ）～（Ⅵ）（宿泊のみの場合）
→ 障害者（児）について、障害支援区分に応じた単位の設定	→ 看護職員を配置し、医療的ケアが必要な障害者（児）に対し、支援を行う場合	→ 区分6の気管切開を伴う人工呼吸器 による呼吸管理を行っている者、重症心身障害児・者等に対し、支援を行う場合	→ 左記と同様の対象者に対し支援を行う場合
173単位～923単位	412単位～1,164単位	1,826単位～3,117単位	1,328単位～2,938単位

■ 主な加算

単独型加算（320単位）	緊急短期入所受入加算（福祉型270単位、医療型500単位）	特別重度支援加算（610単位／297単位／120単位）
→ 併設型・空床型ではない指定短期入所事業所にて、指定短期入所を行った場合	→ 緊急時の受入れを行った場合 定員超過特例加算（50単位） → 緊急時に定員を超えて受入を行った場合（10日限度で算定）	→ 医療ニーズの高い障害児・者に対しサービスを提供した場合

○ 事業所数　6,199（うち福祉型強化：　473　医療型：　359）

○ 利用者数　59,522　（国保連令和 6 年 3 月実績）

療養介護

○ 対象者

■ 病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者
① 筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害支援区分6の者
② 障害支援区分5以上の者であって、以下のいずれかの要件に該当する者
・ 進行性筋萎縮症患者（筋ジストロフィー患者）又は重症心身障害者
・ 医療的ケアスコアが16点以上の者
・ 医療的ケアスコアが8点以上であって、強度行動障害のある者又は遷延性意識障害者
③ ①及び②に準ずる者として、療養介護が必要であると市町村が認めた者

■ 平成24年3月31日において現に重症心身障害児施設又は指定医療機関に入院している者であって、平成24年4月1日以降療養介護を利用する者

○ サービス内容

■ 病院等への長期入院による医学的管理の下、主として昼間において、食事や入浴、排せつ等の介護や、日常生活上の相談支援等を提供

■ 利用者の障害程度に応じて、相応しいサービスの提供体制が確保されるよう、事業者ごとの利用者の平均障害支援区分に応じた人員配置の基準を設け、これに応じた報酬単価を設定

○ 主な人員配置

■ サービス管理責任者

■ 生活支援員　等　4:1～2:1以上

○ 報酬単価（令和6年4月～）

■ 基本報酬（利用定員・配置人員等に応じた単位の設定） **※医療に要する費用及び食費等については医療保険より給付。**

366単位～ 974単位

■ 主な加算

地域移行加算（500単位／回）
→ 利用者の退院後の生活についての相談援助を行う場合、退院後30日以内に当該利用者の居宅にて相談援助を行う場合、それぞれ、入院中2回・退院後1回を限度に算定

○ 事業所数

260（国保連令和　6　年　3月実績）

○ 利用者数

21,072（国保連令和　6　年　3月実績）

生活介護

○ 対象者

■ 地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者
① 障害支援区分が区分3(障害者支援施設等に入所する場合は区分4)以上である者
② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2(障害者支援施設等に入所する場合は区分3)以上である者

○ サービス内容

■ 主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護や、日常生活上の支援、生産活動の機会等の提供

○ 主な人員配置

利用者の障害程度に応じて、相応しいサービスの提供体制が確保されるよう、利用者の平均障害支援区分等に応じた人員配置の基準を設定
■ サービス管理責任者
■ 生活支援員等 6:1～3:1

○ 報酬単価（令和6年4月～）

■ 基本報酬

基本単位数は、利用定員、障害支援区分及びサービス提供時間別に所定単位数を算定
※利用定員21人以上30人以下の場合

サービス提供時間	障害支援区分				
	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
3時間未満	449単位	333単位	228単位	204単位	185単位
3時間以上～4時間未満	575単位	427単位	293単位	262単位	236単位
4時間以上～5時間未満	690単位	512単位	351単位	313単位	284単位
5時間以上～6時間未満	805単位	597単位	409単位	366単位	332単位
6時間以上～7時間未満	1,120単位	833単位	570単位	510単位	463単位
7時間以上～8時間未満	1,150単位	854単位	584単位	523単位	475単位
8時間以上～9時間未満	1,211単位	915単位	646単位	584単位	536単位

＋

福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）
6単位/日
常勤職員が多く配置されていることや、常勤職員の勤続年数が長いことを適切に評価するため、福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）と福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）とを併給可とする。

■ 主な加算

人員配置体制加算（33～321単位／日）
→ 直接処遇職員を加配(1.5:1～2.5:1)した事業所に加算
※ 指定生活介護事業所は区分5･6･準ずる者が一定の割合を満たす必要

常勤看護職員等配置加算（6～32単位／日）
→ 事業所の利用定員に応じ、常勤換算方法で配置した看護職員数に応じて、利用者全員に加算

延長支援加算
→ 9時間以上のサービス提供を評価
・所要時間 9時間以上10時間未満 100単位／日
・所要時間10時間以上11時間未満 200単位／日
・所要時間11時間以上12時間未満 300単位／日
・所要時間12時間以上 400単位／日

○ 事業所数 12,804（国保連令和 6 年 3 月実績）　**○ 利用者数** 303,058(国保連令和 6 年 3 月実績)

施設入所支援

○ 対象者

■ 夜間において、介護が必要な者、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められるもの又は通所が困難である自立訓練又は就労移行支援等の利用者

① 生活介護利用者のうち、区分4以上の者（50歳以上の場合は、区分3以上）

② 自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援B型の利用者のうち、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者又は通所によって訓棟を受けることが困難な者

③ 特定旧法指定施設に入所していた者であって継続して入所している者又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により通所によって介護等を受けることが困難な者のうち、①又は②に該当しない者若しくは就労継続支援A型を利用する者

○ サービス内容

■ 夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を実施

■ 生活介護の利用者は、利用期間の制限なし
自立訓練及び就労移行支援の利用者は、当該サービスの利用期間に限定

○ 主な人員配置

■ サービス管理責任者

■ 休日等の職員配置
→ 利用者の状況に応じ、必要な支援を行うための勤務体制を確保

■ 生活支援員　利用者数　60人以下の場合、1人以上

○ 報酬単価（令和6年4月～）

■ 基本報酬

基本単位数は、事業者ごとに、利用定員及び障害支援区分に応じ所定単位数を算定

■ 定員40人以下の場合

（区分6）	（区分5）	（区分4）	（区分3）	（区分2以下）※未判定の者を含む
463単位	392単位	316単位	239単位	174単位

■ 主な加算

重度障害者支援加算

（Ⅰ）特別な医療を受けている利用者[28単位]
→ 区分6であって、次に該当する者が2人以上の場合は更に22単位
①気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者
②重症心身障害者

（Ⅱ）強度行動障害者に対する支援
→ 区分6以上行動関連項目10点以上[360単位] ※中核的人材の配置・18点以上＋150単位

（Ⅱ）強度行動障害者に対する支援
→ 区分4以上行動関連項目10点以上[180単位] ※中核的人材の配置・18点以上＋150単位

夜勤職員配置体制加算

夜勤職員の勤務体制を手厚くしている場合
- 利用定員が21人以上40人以下の場合[60単位]
- 利用定員が41人以上60人以下の場合[48単位]
- 利用定員が61人以上の場合[39単位]

※見守り機器を入所者の15%以上設置している場合、夜勤配置の緩和が可能
- 利用定員が21人以上40人以下の場合　夜勤1.9人以上
- 利用定員が41人以上60人以下の場合　夜勤2.9人以上
- 利用定員が61人以上の場合　夜勤3人＋0.9人(40の端数ごと)

○ 事業所数　2,546（国保連令和　6　年　3 月実績）　**○ 利用者数**　123,245（国保連令和　6　年　3 月実績）

自立訓練（機能訓練）

○ 対象者

■ 地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定期間の訓練が必要な障害者 （具体的には次のような例）
① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などを目的とした訓練が必要な者
② 特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などを目的とした訓練が必要な者 等

○ サービス内容

■ 理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を実施
■ 事業所に通う以外に、居宅を訪問し、運動機能や日常生活動作能力の維持・向上を目的とした訓練等を実施
■ 標準利用期間（18ヶ月、頸髄損傷による四肢麻痺等の場合は36ヶ月）内で、自立した日常生活又は社会生活を営めるよう支援を実施

○ 主な人員配置

■ サービス管理責任者 60：1以上（1人は常勤）
■ 看護職員（1人以上（1人は常勤））
■ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（1人以上） } 6：1以上
■ 生活支援員（1人以上（1人は常勤））

○ 報酬単価（令和6年4月～）

■ 基本報酬

通所による訓練

利用定員20人以下	819単位	利用定員61～80人	667単位
〃 21～40人	732単位	〃 81人以上	629単位
〃 41～60人	695単位		

訪問による訓練

所要時間1時間未満の場合	265単位
所要時間1時間以上の場合	606単位
視覚障害者に対する専門的訓練の場合	779単位

■ 主な加算

リハビリテーション加算
（Ⅰ）頸髄損傷による四肢麻痺等の状態にある障害者に対し、個別のリハビリテーションを行った場合又は当該指定自立訓練（機能訓練）事業所等における支援プログラムの内容を公表するとともに、利用者の生活機能の改善状況等を評価し、当該評価の結果を公表している場合 48単位
（Ⅱ）その他の障害者に対し、個別のリハビリテーションを行った場合 20単位

高次脳機能障害者支援体制加算
高次脳機能障害を有する利用者が全体の利用者数の100分の30以上であって、高次脳機能障害支援者養成研修を修了した従業者を事業所に50：1以上配置した上で、その旨を公表している場合 41単位

○ 事業所数

188（国保連令和 6 年 3 月実績）

○ 利用者数

2,212（国保連令和 6 年 3月実績）

自立訓練（生活訓練）

○ 対象者

■ 地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定期間の訓練が必要な障害者 （具体的には次のような例）
① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上等を目的とした訓練が必要な者
② 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などを目的とした訓練が必要な者 等

○ サービス内容

■ 入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を実施
■ 事業所に通う以外に、居宅を訪問し、日常生活動作能力の維持及び向上を目的とした訓練等を実施
■ 標準利用期間（24ヶ月、長期入院者等の場合は36ヶ月）内で、自立した日常生活又は社会生活を営めるよう支援を実施

○ 主な人員配置

■ サービス管理責任者 60：1以上（1人は常勤）
■ 生活支援員 6：1以上（1人は常勤）

○ 報酬単価（令和6年4月～）

■ 基本報酬

通所による訓練

利用定員20人以下	776単位	利用定員61～80人	633単位
〃 21～40人	693単位	〃 81人以上	595単位
〃 41～60人	659単位		

訪問による訓練

所要時間1時間未満の場合	265単位
所要時間1時間以上の場合	606単位
視覚障害者に対する専門的訓練の場合	779単位

■ 主な加算

個別計画訓練支援加算

（Ⅰ） 社会福祉士・精神保健福祉士・公認心理師等が作成した個別訓練実施計画に基づいて、障害特性や生活環境等に応じた訓練を行い、かつ当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等における支援プログラムの内容を公表するとともに、利用者の生活機能の改善状況等を評価し、当該評価の結果を公表している場合 47単位
（Ⅱ） 社会福祉士・精神保健福祉士・公認心理師等が作成した個別訓練実施計画に基づいて、障害特性や生活環境等に応じた訓練を行った場合 19単位

高次脳機能障害者支援体制加算

高次脳機能障害を有する利用者が全体の利用者数の100分の30以上であって、高次脳機能障害支援者養成研修を修了した従業者を事業所に50：1以上配置した上で、その旨を公表している場合 41単位

○ 事業所数 1,347（国保連令和 6 年 3月実績）

○ 利用者数 14,818（国保連令和 6 年 3 月実績）

宿泊型自立訓練

○ 対象者

■ 自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者であって、地域生活への移行に向けて、一定期間、宿泊によって帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練が必要な者 （具体的には次のような例）

① 特別支援学校を卒業してた者であって、ひとり暮らしを目指して、更なる生活能力の向上を図ろうとしている者

② 精神科病院を退院後、地域での日中活動が継続的に利用可能となった者であって、更なる生活能力の向上を図ろうとしている者

○ サービス内容

■ 居室等の設備を提供し、家事等の日常生活能力を向上させるための訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を実施

■ 必要に応じて、日中活動サービスの利用とあわせて支援

■ 標準利用期間（24ヶ月、長期入院者等の場合は36ヶ月）内で、自立した日常生活又は社会生活を営めるよう支援を実施（1年ごとに利用継続の必要性について確認し、支給決定の更新も可能）

○ 主な人員配置

■ サービス管理責任者 60:1以上（1人は常勤）

■ 生活支援員 10:1以上（1人は常勤）

■ 地域移行支援員 1人以上

○ 報酬単価（令和6年4月～）

■ 基本報酬

標準利用期間中の場合 281単位、 標準利用期間を超える場合 170単位

■ 主な加算

夜間支援体制加算（Ⅰ）・（Ⅱ）・（Ⅲ）

（Ⅰ） 夜勤を配置し、利用者に対して夜間に介護等を行うための体制等を確保する場合 448単位～46単位

（Ⅱ） 宿直を配置し、利用者に対して夜間に居室の巡回や緊急時の支援等を行うための体制を確保する場合 149単位～15単位

（Ⅲ） 夜間を通じて、利用者の緊急事態等に対応するための常時の連絡体制又は防災体制を確保する場 10単位

精神障害者地域移行特別加算

精神科病院等に1年以上入院していた精神障害者に対して、地域で生活するために必要な相談援助等を社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等が実施した場合 300単位

強度行動障害者地域移行特別加算

障害者支援施設等に1年以上入所していた強度行動障害を有する者に対して、地域で生活するために必要な相談援助等を強度行動障害支援者養成研修修了者等が実施した場合 300単位

○ 事業所数

222（国保連令和 6 年 3月実績）

○ 利用者数

2,922（国保連令和 6 年 3月実績）